

大 学 院 要 覧

令 和 7 年 度

東京家政学院大学大学院

人間生活学研究科

目 次

目次	1
令和7年度 学年暦(大学院)	5
本学大学院の使命・校章・校歌	9
沿革	13
大学院の概要	19
学則等	
東京家政学院大学大学院学則	23
東京家政学院大学大学院研究科履修規程	30
研究指導に関する申し合わせ	32
東京家政学院大学学則	33
東京家政学院大学学位規程	51
東京家政学院大学大学院人間生活学研究科学位授与の手続き に関する内規	54
授業科目	59
大学院履修案内等	
大学院履修案内	63
交通機関が不通になった場合等の授業の取扱い	65
修士論文又は修士作品等の提出に関する日程	66
修士論文又は修士作品等の形式及び提出等について	66
専修免許状について	68
各種証明書の交付手続き等について	70
大学院生共同研究室の利用について	71
学内諸規程	
東京家政学院大学大学院長期履修学生規程	75
東京家政学院大学大学院修了延期運用規程	77
東京家政学院大学大学院在学期間短縮に関する内規	78
東京家政学院大学大学院科目等履修生規程	79
東京家政学院大学大学院入学前の既修得単位の認定に関する内規	80
東京家政学院大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程	81
東京家政学院大学大学院研究生規程	82
東京家政学院大学学生懲戒規程	83
東京家政学院大学科目等履修生規程	86
東京家政学院大学休学期間中の授業料等の取扱い内規	88
東京家政学院大学学生交流規程	89
東京家政学院大学研究生規程	90
大学院教員名簿	95
キャンパス案内	
町田キャンパス	99
千代田三番町キャンパス	109

令和7年度 学年曆（大学院）

令和7年度 学年暦

前期

	日	月	火	水	木	金	土	週	行事
7年 4月			1	2	3	4	5	1	1日 学年開始 3日 入学式 4・7・8日 オリエンテーション
	6	7	8	9	10	11	12	2	
	13	14	15	16	17	18	19	3	10日 前期授業開始
	20	21	22	23	24	25	26	4	
	27	28	29	30				5	
5月			1	2	3			5	1日 火曜日の振替授業日
	4	5	6	7	8	9	10	6	
	11	12	13	14	15	16	17	7	
	18	19	20	21	22	23	24	8	21日 創立記念日
	25	26	27	28	29	30	31	9	
6月	1	2	3	4	5	6	7	10	
	8	9	10	11	12	13	14	11	
	15	16	17	18	19	20	21	12	15日 千代田KVA祭 (ローズ祭)
	22	23	24	25	26	27	28	13	
	29	30						14	
7月			1	2	3	4	5	14	
	6	7	8	9	10	11	12	15	10日・11日 準講日
	13	14	15	16	17	18	19	16	19日 月曜日の振替授業日
	20	21	22	23	24	25	26	17	24日 前期授業終了 25日・28～31日 前期定期試験
	27	28	29	30	31			18	
8月			1	2					8月1日～9月20日 夏季休業
	3	4	5	6	7	8	9		
	10	11	12	13	14	15	16		
	17	18	19	20	21	22	23		
	24	25	26	27	28	29	30		
9月			1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13		13日 学内入構禁止
	14	15	16	17	18	19	20		19日 後期オリエンテーション 20日 9月卒業式・修了式

後期

	日	月	火	水	木	金	土	週	行事
9月	21	22	23	24	25	26	27	1	21日 後期開始 22日 後期授業開始
	28	29	30					2	
10月			1	2	3	4		2	
	5	6	7	8	9	10	11	3	11日 学内入構禁止
11月	12	13	14	15	16	17	18	4	
	19	20	21	22	23	24	25	5	
12月	26	27	28	29	30	31		6	1日 月曜日の振替授業日
			1					7	5日 準講日 8・9日 大学祭(KVA祭) (6・7日 準備のため通常授業休業)
1月	9	10	11	12	13	14	15	8	15日 学内入構禁止 22日 学内入構禁止
	16	17	18	19	20	21	22	9	
2月	23	24	25	26	27	28	29	10	
	30								
3月	1	2	3	4	5	6	7	11	
	7	8	9	10	11	12	13	12	13日 学内入構禁止
4月	14	15	16	17	18	19	20	13	20日 学内入構禁止
	21	22	23	24	25	26	27	14	25日～1月7日 冬季休業
8年 1月			1	2	3			15	
	4	5	6	7	8	9	10	16	10日 月曜日の振替授業日 13日～16日 準講日 (町田キャンパス) 17・18日 学内入構禁止
2月	11	12	13	14	15	16	17	17	23日 後期授業終了 24日 学内入構禁止 26日～31日 後期定期試験
	18	19	20	21	22	23	24	18	
3月	25	26	27	28	29	30	31	19	
9月			1	2	3	4	5	6	6日 学内入構禁止
	8	9	10	11	12	13	14		12日 学内入構禁止
	15	16	17	18	19	20	21		19日 大学卒業式・ 大学院修了式
	22	23	24	25	26	27	28		25日～31日 春季休業
	29	30	31						

・国民の祝日及び休日は、通常授業は行いません。

・■は、定期試験期間をあらわす。

・■は、授業休業期間をあらわす。

・■は、補講日をあらわす。

・■は、振替授業日をあらわす。

・土曜日は補講並びに行事等を行う。

本学大学院の使命・校章・校歌

本学大学院の使命

東京家政学院大学大学院は、本学学部における教育研究の伝統を基礎に、各専門分野の学際的な交流を通じて、人間生活に関する学術の理論と総合的な視座の確立を図り、多様な社会的課題に対応しうる高度の創造的、指導的能力を持つ人材を育成することを使命とする。

校 章



校章は、創立者故大江スミが選ばれたもので、その意匠は、愛と純潔の象徴であるバラの花に次の三語の頭文字を組み合わせたものであります。

K · · · · · Knowledge

V · · · · · Virtue

A · · · · · Art

これは、知識の啓発、徳性の涵養、技術の鍛磨を象徴したもので、これを体得させて、良き社会人・家庭人を育成することが本学の建学精神であることを示しています。

なお、VがK・Aを囲んでいますが、これは徳性の涵養が根本をなすことを意味しています。

校 歌

一、我等のときこそ
心と業とを
いざやみがかん
いざや磨かん
いざく磨かん

二、新たに開けし
道はおおし
正しく選びて
いざやすすまん
いざや進まん
いざく進まん

三、教は日毎に
うまず受けぬ
御国と家とに
いざやつくさん
いざや尽くさん
いざく尽くさん

沿革

沿革

本学院は、大正12年2月、家政学の権威大江スミが東京市牛込区市ヶ谷富久町に開設した家政研究所に創まる。

大正14年2月	麹町区3丁目に校舎を新築して、東京府より東京家政学院の設立認可を受け、大江スミ院長に就任。
5月	創立記念祝賀会を催し、この日21日を創立記念日とする。
大正15年4月	鉄筋コンクリート4階建の校舎を同所に新築し、組織を財団法人に改め、大江スミ理事長に就任。
昭和2年7月	文部省より東京家政専門学校の設置認可を受け、大江スミ校長に就任。
昭和11年1月	麹町区三番町の現位置に鉄骨コンクリート6階建(2号館)の校舎を新築移転。
昭和13年4月	世田谷区船橋町の本校農場所在地に寄宿舎(千歳寮)を新築。
昭和14年3月	東京家政学院高等女学校(後に新制中学校、新制高等学校となる)を併設し、大江スミ校長を兼任。
昭和20年3月	全校舎戦災に罹り、千歳寮を臨時校舎とする。
昭和23年1月	創立者大江スミ逝去。
	戸田貞三校長に就任。
2月	世田谷区船橋町千歳寮の臨時校舎から現位置に復帰。
8月	田代穣理事長に就任。
昭和25年3月	校長戸田貞三退職。
	学制改革により東京家政学院短期大学の設置認可を受け、4月1日開学。
	財団法人理事大江博学長事務取扱となる。
昭和26年3月	武部欽一学長に就任。
	財団法人東京家政学院の組織を改め、学校法人東京家政学院と改称、田代穣理事長に就任。
12月	田代穣に代わり武部欽一理事長に就任。
昭和28年10月	創立30周年記念式典を挙行。
12月	武部欽一に代わり広瀬久忠理事長に就任。
昭和29年4月	短期大学に中学校保健科、家庭科の教育職員養成課程(正規の課程)の認定を受ける。
9月	広瀬久忠に代わり児玉政介理事長に就任。
昭和30年4月	学長武部欽一退職し、藤本萬治学長に就任。
昭和31年4月	短期大学に中学校保健科、家庭科の教育職員養成課程(聽講生の課程)の認可を受ける。
昭和32年4月	短期大学に栄養士養成施設の指定を受ける。
5月	創立者大江スミの10年祭を挙行。
昭和33年5月	同窓会が大江スミの胸像を建設。
10月	創立35周年記念式典を挙行。
昭和35年1月	児玉政介に代わり柴沼直理事長に就任。
昭和37年4月	大学附属図書館及び木造2階建教室を移転し、長野県蓼科高原に「山の家」を建設8月開所。
昭和38年1月	東京家政学院大学家政学部家政学科の設置認可を受け同年4月より開学。
	東京家政学院(各種学校)を3月31日限り廃止。
2月	家政学部家政学科に中学校、高等学校保健科、家庭科の教育職員養成課程(正規の課程)の認可を受ける。
3月	学長藤本萬治退職。
4月	関口勲学長に就任。
10月	創立40周年記念式典を挙行。
昭和39年3月	家政学部家政学科に栄養士養成施設の指定を受ける。
	世田谷区船橋町に鉄筋コンクリート4階建の学生寮(千歳寮)西寮を新築。
12月	鉄筋コンクリート3階建のKVA会館及び鉄筋コンクリート地下1階地上5階の校舎(6号館)を新築。
昭和40年3月	千歳寮に鉄筋コンクリート3階建の学生寮(東寮)を増築。
昭和42年10月	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建の体育館を新築。
12月	家政学部家政学科に、家政学専攻と管理栄養士専攻を置き、昭和39年3月に指定された栄養士養成施設は、管理栄養士養成施設として指定替えされ昭和41年度入学者から適用。
昭和46年3月	家政学部家政学科管理栄養士専攻に食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の指定を受ける。
昭和48年3月	柴沼直理事長逝去。
4月	大学学則を改正し、学芸員の資格を得るための科目を加える。
5月	江戸英雄理事長に就任。
昭和50年4月	1号館(地下1階、地上8階)竣工。
11月	創立50周年記念式典を挙行。
昭和51年3月	学長関口勲退職。
4月	理事長江戸英雄後任学長が選任されるまで兼務。
	有光次郎学長に就任。
	家政学部家政学科家政専攻に中学校、高等学校保健科、家庭科の教育職員養成課程(聽講生の課程)の認定を受ける。
昭和52年4月	大学に保健管理センター設置。
昭和55年4月	新校舎開発準備室を置き、新校舎の開発に関する準備を開始。
昭和58年12月	大学家政学部住居学科の設置認可を受ける。
	短期大学英語科(位置 東京都町田市相原町2600番地)の設置認可を受ける。

大学の収容定員の増加に係る学則変更について認可を受ける。
昭和59年 2月 短期大学英語科英語専攻に中学校英語科の教育職員養成課程（正規の課程）の認定を受ける。
3月 学長有光次郎退職。
世田谷区船橋の学生寮（千歳寮）を廃止。
4月 大学の位置を東京都町田市相原町 2600 番地に変更。
小林行雄学長に就任。
5月 創立 60 周年記念式典を挙行。
昭和60年12月 家政学部家政学科・短期大学英語科に限って（平成 12 年 3 月 31 日）入学定員増募の認可を受ける。
昭和62年 4月 短期大学英語科英語専攻に中学校英語科の教育職員養成課程（聴講生の課程）の認可を受ける。
12月 大学人文学部（位置 東京都町田市相原町 2600 番地）の設置認可を受ける。
昭和63年 3月 学長小林行雄退職。
4月 大学人文学部日本文化学科及び工芸文化学科を開学。
大学人文学部日本文化学科に中学校、高等学校国語科の教育職員養成課程（正規の課程）の認定を受ける。
芳賀登学長代行に就任。
昭和64年 1月 鵜澤昌和学長に就任。
平成元年12月 東京家政学院筑波短期大学（位置 茨城県つくば市吾妻 3-1）の設置認可を受ける。
同学長に柴沼晉就任。
平成2年 4月 東京家政学院筑波短期大学（国際教養科・情報処理科）を開学。
平成3年 3月 東京家政学院生活文化博物館 博物館に相当する施設の指定（東京都）を受ける。
12月 東京家政学院筑波短期大学国際教養科の臨時定員増の認可を受ける。
平成4年 12月 東京家政学院短期大学生活科学科に生活科学専攻及び食物栄養専攻の設置が認められる。
学長鵜澤昌和退職。
平成5年 1月 河野重男学長に就任。
4月 東京家政学院短期大学家政科を生活科学科に名称変更。
5月 江戸英雄に代わり阿部充夫理事長に就任。
10月 三番町キャンパス体育館（地下 2 階、地上 3 階）落成記念式典を挙行。
平成7年 3月 東京家政学院大学大学院（修士課程）の設置認可を受ける。
4月 東京家政学院大学大学院人間生活学研究科（修士課程）を開学。
12月 東京家政学院筑波女子大学（位置 茨城県つくば市吾妻 3-1）の設置認可を受ける。
同大学学長に柴沼晉就任。
平成8年 1月 東京家政学院筑波短期大学国際教養科学生募集停止。
3月 東京家政学院筑波女子大学学長柴沼晉退職。
4月 東京家政学院筑波女子大学（国際学部）を開学。
同大学学長に渡邊浩就任。
平成9年 1月 東京家政学院筑波短期大学を東京家政学院筑波女子大学短期大学部に名称変更。
河野重男学長に再任。
6月 理事長阿部充夫退職。
7月 河野重男理事長就任。
平成10年 6月 東京家政学院筑波女子大学短期大学部国際教養科廃止。
12月 東京家政学院大学人文学部に人間福祉学科及び文化情報学科の設置認可を受ける。
平成11年 1月 東京家政学院短期大学英語科学生募集停止。
3月 東京家政学院大学人文学部人間福祉学科介護福祉専攻に介護福祉士養成施設の指定認可を受ける。
4月 東京家政学院大学人文学部に人間福祉学科及び文化情報学科を開学。
平成12年 3月 東京家政学院筑波女子大学学長渡邊浩退職
4月 同学長に草薙裕就任。
12月 東京家政学院大学人文学部人間福祉学科社会福祉専攻及び介護福祉専攻に高等学校教諭一種「福祉」並びに人文学部文化情報学科文化情報専攻に高等学校教諭一種「情報」の教育職員養成課程の認定を受ける。
理事長河野重男退職。
学長河野重男退職。
平成13年 1月 芳賀登理事長に就任。
田辺員人学長に就任。
3月 東京家政学院短期大学別科生活科学専修廃止。
5月 東京家政学院短期大学英語科廃止。
平成14年 3月 東京家政学院大学大学院人間生活学研究科生活文化専攻に中学校教諭専修「家庭」及び高等学校教諭専修「家庭」の教育職員養成課程の認定を受ける。
平成15年 6月 創立 80 周年記念式典を挙行。
平成16年 3月 東京家政学院筑波女子大学学長草薙裕退職
4月 東京家政学院短期大学生活科学科食品バイオ専攻を開学。
東京家政学院大学収容定員関係学則変更届出（含、平成 17 年度から文化情報学科の専攻制廃止）が受理される。
東京家政学院筑波女子大学・同短期大学部学長に門脇厚司就任。
東京家政学院大学家政学部児童学科設置届出の受理通知を受ける。
東京家政学院筑波女子大学国際学部・同短期大学部情報処理科学生募集停止。
10月 学長田辺員人退職。
12月

平成17年 1月 伊東蘆一学長代行に就任。

3月 東京家政学院大学家政学部児童学科に指定保育士養成施設の指定認可を受ける。

東京家政学院大学家政学部児童学科及び住居学科に中学校、高等学校教諭一種「家庭」並びに家政学部家政学科管理栄養士専攻に栄養教諭一種の教育職員養成課程の認定を受ける。

東京家政学院短期大学生活科学科食物栄養専攻及び食品バイオ専攻に中学校教諭二種「家庭」並びに同食物栄養専攻に栄養教諭二種の教育職員養成課程の認定を受ける。

4月 東京家政学院大学家政学部児童学科を開学。

利谷信義学長に就任。

東京家政学院筑波女子大学を筑波学院大学に名称変更し、情報コミュニケーション学部を開学。(男女共学)

同学長に門脇厚司就任。

平成18年 3月 東京家政学院大学大学院人間生活学研究科生活文化専攻に栄養教諭専修免許の教育職員養成課程の認定を受ける。

12月 理事長芳賀登退職。

平成19年 1月 利谷信義理事長代行に就任。

利谷信義理事長に就任。

2月 東京家政学院筑波女子大学短期大学部情報処理科廃止。

3月 東京家政学院大学家政学部児童学科に幼稚園教諭一種並びに小学校教諭一種の教育職員養成課程の認定を受ける。

4月 東京家政学院大学大学院人間生活学研究科を男女共学化とする。

平成20年 3月 筑波学院大学学長門脇厚司退職。

4月 同学長に三石善吉就任。

5月 利谷信義に代わり山口孝理事長に就任。

東京家政学院大学家政学部現代家政学科及び健康栄養学科設置届出（含、平成21年度から家政学科家政学専攻及び管理栄養士専攻の学生募集停止）が受理される。

東京家政学院大学収容定員変更関係学則変更届出が受理される。

東京家政学院大学学則の変更届出（平成21年度入学生から人間福祉学科の専攻制廃止）が受理される。

7月 東京家政学院短期大学生活科学科学生募集停止。

平成21年 3月 学長利谷信義退職。

4月 東京家政学院大学家政学部現代家政学科及び健康栄養学科を開学。

天野正子学長に就任。

5月 東京家政学院大学現代生活学部設置届出（含、平成22年度から家政学部及び人文学部の学生募集停止）が受理される。

筑波学院大学経営情報学部設置届出（含、平成22年度から情報コミュニケーション学部の学生募集停止）が受理される。

平成22年 1月 東京家政学院大学現代生活学部児童学科に幼稚園、小学校一種、現代家政学科及び生活デザイン学科に中学校、高等学校一種「家庭」、人間福祉学科に「福祉」、健康栄養学科に栄養教諭一種の教員職員養成課程の認定を受ける。

4月 東京家政学院大学現代生活学部を開学。

筑波学院大学経営情報学部を開学。

平成23年 1月 東京家政学院短期大学生活科学科廃止。

3月 千代田三番町キャンパス1号館耐震補強及び改修工事完了

4月 大学の位置を東京都町田市相原町2600番地及び東京都千代田区三番町22番地に変更し、2キャンパス体制となる。

東京家政学院大学現代生活学部現代家政学科及び健康栄養学科の2学科が千代田三番町キャンパスへ移転。

平成24年 3月 筑波学院大学学長三石善吉退職。

4月 同学長に大島慎子就任。

平成25年 5月 東京家政学院大学人文学部廃止。

6月 創立90周年記念式典を挙行。

平成26年 5月 東京家政学院大学家政学部家政学科及び健康栄養学科廃止。

6月 山口孝に代わり沖吉和祐理事長に就任。

10月 東京家政学院大学家政学部児童学科廃止。

11月 筑波学院大学情報コミュニケーション学部廃止。

平成27年 3月 東京家政学院大学家政学部廃止。

学長天野正子退職。

4月 廣江彰学長に就任。

平成28年 4月 筑波学院大学経営情報学部経営情報学科をビジネスデザイン学科に名称変更。

平成29年 4月 東京家政学院大学人間栄養学部設置届出及び現代生活学部食物学科設置届出（含、平成30年度から現代生活学部健康栄養学科及び人間福祉学科の学生募集停止）が受理される。

平成30年 3月 東京家政学院大学現代生活学部食物学科に栄養士養成施設の指定認可を受ける。

4月 東京家政学院大学人間栄養学部人間栄養学科及び現代生活学部食物学科を開学。

平成30年 8月 筑波学院大学設置者変更の認可を受ける。

平成31年 4月 筑波学院大学設置者変更。

令和2年 4月 東京家政学院大学大学院人間生活学研究科家政学専攻・栄養学専攻設置、生活文化専攻募集停止。

令和2年 7月 沖吉和祐に代わり吉武博通理事長に就任。

令和3年3月 学長廣江彰退職。
4月 鷹野景子学長に就任。
東京家政学院大学現代生活学部人間福祉学科廃止。
9月 東京家政学院大学現代生活学部健康栄養学科廃止。
令和4年4月 東京家政学院大学大学院人間生活学研究科生活文化専攻廃止。
令和6年6月 東京家政学院大学生活共創学部生活共創学科・こども教育学科設置届出。
東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科、食物学科、児童学科募集停止。
令和7年4月 東京家政学院大学生活共創学部生活共創学科・こども教育学科開学。

大学院の概要

東京家政学院大学大学院の概要

1. 大学院人間生活学研究科の経緯

「東京家政学院」の歴史は、大江スミが大正 12 年（1923）に「家政研究所」を創設したことに始まる。「東京家政学院大学」は、昭和 38 年（1963）に「家政学部家政学科」のみの単科大学として新設された。しかし、その後の経済社会の変動、生活様式の多様化及び女性の社会進出などの情勢に対応して、教育研究組織の整備と専門分化に伴う学科等の増設を行ってきた。昭和 42 年（1967）、「家政学科」に「家政学専攻」と「管理栄養士専攻」が置かれ、昭和 59 年（1984）には「家政学部」に「住居学科」が新設された。さらに、昭和 63 年（1988）に「人文学部」が新設され、「日本文化学科」及び「工芸文化学科」が設置された。

「大学院人間生活学研究科生活文化専攻」は、この 2 学部が基礎となり、平成 7 年（1995）に設置された。家政・人文の 2 学部 4 学科の領域を生活文化の視点から学際的な教育研究を行うことを目指したユニークな修士課程としてスタートした。

その後、平成 11 年（1999）には「人文学部」に「人間福祉学科」及び「文化情報学科」が加わり、平成 17 年（2005）には「家政学部」に「児童学科」が設置された。平成 20 年（2008）には、「家政学科管理栄養士専攻」を「健康栄養学科」として独立させて 2 学部 8 学科体制となり、教育研究の幅を広げてきた。さらに、社会のニーズに対応すべく、平成 22 年（2010）には家政・人文の 2 学部を発展的に統合改組し、「現代生活学部」に「現代家政学科」「健康栄養学科」「生活デザイン学科」「児童学科」「人間福祉学科」を置く 1 学部 5 学科体制となった。

このような変化に対応すべく、大学院も平成 27 年（2015）に、カリキュラムの大幅な改定を実施し、「現代家政学コース」「健康栄養学コース」「生活デザイン学コース」「児童学コース」「社会福祉学コース」の 5 つのコース制で学部段階の教育研究を発展的に継承した。

平成 30 年（2018）にはさらなる学部改組が行われ、「現代家政学科」「生活デザイン学科」「児童学科」「食物学科」からなる「現代生活学部」と、「人間栄養学科」からなる「人間栄養学部」の 2 学部 5 学科体制となった。

この学部改組に伴い、「大学院人間生活学研究科」も、令和 2 年（2020）に「現代生活学部」を基礎とした「家政学専攻」及び「人間栄養学部」を基礎とした「栄養学専攻」を設置し、学士課程教育との連続性を意識しながら、人間生活に関わる専門的知識や技術を修得できる家政学・栄養学の中核的な教育研究拠点として再編された。

2. 構成

「大学院人間生活学研究科」に「家政学専攻」及び「栄養学専攻」（いずれも修士課程）を置く。

3. 入学及び学修の条件

「家政学専攻」の入学定員は 6 名、「栄養学専攻」の入学定員は 4 名とする。

標準修業年限は 2 年とする。

修了要件は、30 単位以上を修得し、かつ、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。

「家政学専攻」を修了した者には「修士（家政学）」の学位を授与し、「栄養学専攻」を修了した者には「修士（栄養学）」を授与する。

学則等

東京家政学院大学大学院学則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 東京家政学院大学大学院（以下「本大学院」という。）は、知識の啓発、徳性の涵養、技術の鍛錬を体得させる建学の精神（KVA精神）に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第3条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(課程、課程の目的)

第4条 本大学院に、修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(標準修業年限及び在学期間)

第5条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有すると認める者に対しては、標準修業年限を1年以上2年未満の在学期間とすることができる。

3 在学期間は、4年を超えることはできない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第6条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望するときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の計画的に教育課程を履修する学生に関する事項は、別に定める。

(研究科、専攻及び収容定員)

第7条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置き、その収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
人間生活学研究科	家政学専攻	修士課程	6名	12名
	栄養学専攻	修士課程	4名	8名

(研究科、専攻の目的)

第8条 人間生活学研究科は、人間生活に関わる総合的かつ専門的知識及び技術を研究教育し、現代社会が直面する個人、家族及び地域をめぐる諸問題はもとより、地球規模の諸課題に対しても実践的に貢献できる有為な人材を養成することを目的とする。

2 各専攻の目的は、次のとおりとする。

(1) 家政学専攻は、家政学を総合的な見地でとらえ、基礎的な理論と高度で専門的な学識を修得し、現代生活が直面する課題を解決するために必要となる実践的な判断力と主体的な発信力を備え、社会または次世代の教育の場で貢献する人材を養成することを目的とする。

(2) 栄養学専攻は、現代の社会的ニーズに対応し、地域住民の健康と豊かな生活を創造するために、食・栄養に関する科学的根拠を蓄積できる研究者及び実践的で高度な専門職業人を養成することを目的とする。

第 2 章 教育課程及び履修方法

(教育方法)

第9条 本大学院の教育は、その目的を達成するために必要な授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 履修指導及び研究指導については、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第10条 研究科各専攻における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第11条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、授業時間15時間をもって1単位とする。

(2) 演習については、授業時間30時間をもって1単位とする。

(履修方法)

第12条 学生は、履修科目の選択に当たって、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。

2 学生は、各学年初めに履修する科目を選定し、研究科長に届け出るものとする。

(他専攻における授業科目の履修)

第 13 条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他専攻の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、6 単位を超えない範囲で在籍する専攻において修得したものとみなすことができる。

(他大学における授業科目の履修等)

第 14 条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）とあらかじめ協議の上、学生に当該他大学の大学院授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、15 単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 15 条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えないものとし、第 14 条第 2 項により修得したものとみなすことができる単位とあわせて 20 単位を超えないものとする。

3 前 2 項の単位の認定方法に関する必要な事項は、別に定める。

(大学院における在学期間の短縮)

第 16 条 本大学院は、入学前に本大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、修士課程については、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

2 前項の在学期間の短縮に関する必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第 17 条 授業は、講義若しくは演習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

第 3 章 学修の評価、課程修了及び学位授与

(単位の認定)

第 18 条 履修した授業科目の単位の認定は、試験によるものとする。

(成績評価)

第 19 条 成績評価は、優（80 点以上）、良（70～79 点）、可（60～69 点）及び不可（59 点以下）をもってこれを表し、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

(修了要件)

第 20 条 修士課程の修了要件は、本大学院に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、本大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(修了の延期)

第 21 条 前条の要件を満たした者であっても、在学期間の延長を希望する者については、願い出により、学長は修了の認定を延期することができる。

2 前項の修了延期に関する事項は、別に定める。

(学位の授与)

第 22 条 課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科	専攻	課程	授与学位
人間生活学研究科	家政学専攻	修士課程	修士（家政学）
	栄養学専攻	修士課程	修士（栄養学）

2 学位の授与に関する事項は、別に定める。

第 4 章 教育職員免許

(教育職員免許)

第 23 条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の所要資格を取得した者が受けることのできる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教育職員免許状の種類	教科
人間生活学研究科	家政学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭
	栄養学専攻	栄養教諭専修免許状	

第5章 入学、休学、転学、再入学、留学、退学及び除籍

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年又は学期の初めとする。

(入学資格)

第25条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本大学院が指定する科目、単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(入学の出願)

第26条 本大学院に入学を志願する者は、所定の入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて指定の期日に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第27条 第25条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続、入学許可)

第28条 合格者は、所定の期日までに所定の書類を提出し、本学則第44条第1項に定める納付金を納め、入学の手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学)

第29条 疾病その他の理由により2月以上修学できない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別な理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

3 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

4 休学の期間は、本学則第5条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

5 休学を許可された者は、休学期間中の授業料及び施設設備資金を免除し、別に定めるところにより休学在籍料を納めなければいけない。

(復学)

第30条 休学者が復学しようとするときは、学長の許可を得て、復学することができる。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

(退学)

第31条 本大学院を退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。ただし、学期の途中で退学する者でも、願い出た日を含む学期の授業料その他の学納金は納付しなければならない。

(除籍)

第32条 次の各号の一に該当する者は、研究科会議の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料、施設設備資金を滞納し、督促を受けても納付しない者
- (2) 第5条第3項に定める在学期間を超えた者
- (3) 第29条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

(転学、転入学)

- 第 33 条 本大学院から他の大学院に転学を志願する者があるときは、学長の許可を得なければならない。
2 他の大学院から本大学院に転入学を志望する者があるときは、本大学院に欠員がある場合に限り、選考の上、学長はこれを許可することができる。

(再入学)

- 第 34 条 本大学院を退学した者又は除籍（第 32 条第 1 号の場合に限る。）された者が再入学を志願したときは、選考の上、学長はこれを許可することができる。
2 前項により入学を許可された者については、大学学則の規定を準用する。

(転専攻)

- 第 35 条 在籍する専攻以外へ転専攻を志願する者については、志望する専攻に欠員のある場合に限り、選考の上、学長はこれを許可することができる。

(留学)

- 第 36 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学院あるいはこれに相当する高等教育機関に留学することを認めることができる。
2 前項の留学期間は、1 年を限度として、本学則第 5 条に定める在学期間に算入することができる。

第 6 章 賞 罰

(表彰)

- 第 37 条 学業、人物ともに優れた者があるときは、学長は、研究科会議の議を経て、これを表彰することができる。

(懲戒)

- 第 38 条 学生が、本大学院の諸規則に違反する等、学生の本分に反する行為があったときは、学長は、研究科会議の議を経て、これを懲戒する。
2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第 7 章 研究生、科目等履修生、外国人留学生及び特別聴講学生

(研究生)

- 第 39 条 本大学院において、特定の専門分野について研究することを志願する者があるときは、選考の上、学長は研究生として入学を許可することができる。
2 研究生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

- 第 40 条 本大学院所定の授業科目のうち 1 科目又は複数科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、学長は科目等履修生として入学を許可することができる。
2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

- 第 41 条 外国人で、大学において教育を受けることを目的として入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は外国人留学生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

- 第 42 条 他大学（外国の大学を含む。）の大学院に在籍する学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、学長は特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生及び特別聴講学生に関する規程の準用)

- 第 43 条 外国人留学生及び特別聴講学生に関しては、本章に定めるもののほか、大学学則の規定を準用する。

第 8 章 入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金

(学納金)

- 第 44 条 本大学院の入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金は、別表第 2 のとおりとする。
2 家計状況又は家計状況の急変による経済的理由により修学困難である者（次項の規定により授業料及び施設設備資金の一部を減免された私費外国人留学生を除く。）には、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免することができる。
3 私費外国人留学生には、入学金、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免する。

第 9 章 教員組織

(教員)

- 第 45 条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、東京家政学院大学の教授、准教授をもって充てる。ただし、必要がある場合には、講師又は助教を充てることができる。
2 前項に規定するもののほか、授業については兼任教員に担当させることができる。

第 10 章 大学院の運営

(研究科会議)

第 46 条 研究科に研究科会議を置く。

2 研究科会議に関する事項は、別に定める。

(研究科長)

第 47 条 研究科に研究科長を置き、本大学院を担当する教授をもって充てる。

2 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

(事務)

第 48 条 本大学院に関する事務は、大学の事務組織がこれに当たる。

第 11 章 雜 則

(学則の準用)

第 49 条 この学則に定めるもののほか、本大学院に関する必要な事項は、大学学則の規定を準用する。

2 大学学則を、この学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」と、又「教授会」を「研究科会議」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 24 条に規定する施設設備資金は、平成 9 年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則の施行前に現に在学する者については、第 8 条に基づく改正後の別表にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 24 条に規定する施設設備資金及び同条ただし書の規定については、平成 13 年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 12 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条に規定する別表第 1 については、平成 14 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条に規定する別表第 1 については、平成 17 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条に規定する別表第 1 については、平成 17 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条に規定する別表第 1 については、平成 19 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条に規定する別表第 1 については、平成 20 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 22 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条に規定する別表第 1 については、平成 21 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 24 年 9 月 25 日から施行する。

2 第 24 条に規定する別表第 2 については、平成 25 年度から入学する者に適用する。

附 則

1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 24 条に規定する別表第 2 については、平成 27 年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成 29 年4月 1日から施行する。ただし、この学則の施行前に現に在学する者については、第8条に基づく改正後の別表にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 2 第24条第3項の規定は、平成30年度から入学する者に適用する。
- 3 第8条に規定する別表第1に関しては、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第6条に掲げる表の規定にかかわらず、生活文化専攻は、施行日の前日において当該専攻に在籍する者が在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の学則第6条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和2年度は、次表のとおりとする。

研 究 科	専 攻	令和 2 年度
人間生活学研究科	生活文化専攻	10 名
	家政学専攻	6 名
	栄養学専攻	4 名

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第16条の規定については、令和4年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 第1 (第10条関係)

① 家政学専攻

授業科目	単位数	摘要
家政学総合特論	2	1. 修了要件 (1) 学則第20条に基づき、30単位以上を修得すること。 (2) 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。
生活経営学特論	2	
消費者教育特論	2	
服飾文化特論	2	
環境文化特論	2	
食生活学特論	2	
食品機能学特論	2	
食品科学特論	2	
衣環境学特論	2	
住環境計画特論	2	
建築構法特論	2	
住環境設計特論	2	
発達支援特論	2	
子ども学特論	2	
高齢者福祉特論	2	
地域福祉活動特論	2	
教育学特論	2	
教育実践特論	2	
教育心理学特論	2	
家政学特別研究演習1	2	
家政学特別研究演習2	2	
家政学特別研究演習3	2	
家政学特別研究演習4	2	

② 栄養学専攻

授業科目	単位数	摘要
栄養学総合特論	2	1. 修了要件 (1) 学則第20条に基づき、30単位以上を修得すること。 (2) 修士論文の審査及び最終試験に合格すること。
調理学特論	2	
スポーツ栄養管理学特論	2	
食品学特論	2	
食品機能学特論	2	
臨床栄養学特論	2	
公衆栄養学特論	2	
栄養教育特論	2	
地域栄養教育特論	2	
小児臨床栄養学特論	2	
病態生理学特論	2	
ヘルスプロモーション特論	2	
運動生態学特論	2	
栄養管理学特論	2	
食品・栄養英語文献抄読演習	1	
栄養学特別研究演習1	2	
栄養学特別研究演習2	2	
栄養学特別研究演習3	2	
栄養学特別研究演習4	2	

別表 第2 (第44条関係)

入学検定料	3万円
入学金	30万円
授業料(年額)	60万円
施設設備資金(年額)	10万円

備考 東京家政学院大学の卒業生については、入学金を免除する。

東京家政学院大学大学院研究科履修規程

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学大学院の研究科における履修については、東京家政学院大学大学院学則に定めるもののはか、この規程によるものとする。

(研究計画書の提出)

第2条 学生は、修士課程在学中における研究主題を定め、「研究計画書」を入学時の所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

(指導教員)

第3条 授業科目の授業及び修士論文又は作品の作成等の指導（以下「研究指導」という。）を行うため、学生1名につき3名以内の指導教員を定める。

2 指導教員のうち1名を主指導教員とし、主指導教員は学生の研究主題に該当する専攻の教授又は准教授とする。

3 研究指導において必要があると認めた場合は、指導教員を変更することができる。

(研究指導)

第4条 研究指導の内容は、学生1名ごとに定めるものとする。

(授業科目等)

第5条 授業科目、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

(履修手続)

第6条 学生は、主指導教員の指導により、履修計画（当該年度において履修しようとする授業科目）を定め、所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

2 履修しようとする授業科目を変更する場合は、主指導教員の承認を得て、所定の期日までに履修計画の変更を研究科長に届け出なければならない。

(単位の授与)

第7条 授業科目を履修したものについては、試験（論文、報告等を含む。以下同じ）により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 試験は、原則として学期末に行うこととする。

(成績の評価)

第8条 成績の評価は、原則として試験、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。

2 成績の評価は、優（80点以上）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、不可（60点未満）とし、優、良、可を合格とする。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条に規定する別表に関しては、平成17年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第5条に規定する別表に関しては、平成19年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条に規定する別表に関しては、平成20年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条に規定する別表に関しては、平成21年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表

①家政学専攻

授業科目	単位	必修	専修免許状	備考
家政学総合特論	2	●		1. 修了要件 (1) 学則第12条の3に基づき、30単位以上を修得すること。 (2) 修士論文又は修士作品及び最終試験に合格すること。
生活経営学特論	2		△	
消費者教育特論	2		△	
服飾文化特論	2		△	
環境文化特論	2		△	
食生活学特論	2		△	
食品機能学特論	2		△	
食品科学特論	2		△	
衣環境学特論	2		△	
住環境計画特論	2		△	
建築構法特論	2		△	
住環境設計特論	2		△	
発達支援特論	2		△	
子ども学特論	2		△	
高齢者福祉特論	2		△	
地域福祉活動特論	2		△	
教育学特論	2		△	
教育実践特論	2		△ □	
教育心理学特論	2		△ □	
家政学特別研究演習1	2	●		
家政学特別研究演習2	2	●		
家政学特別研究演習3	2	●		
家政学特別研究演習4	2	●		

②栄養学専攻

授業科目	単位	必修	専修免許状	備考
栄養学総合特論	2	●		1. 修了要件 (1) 学則第12条の3に基づき、30単位以上を修得すること。 (2) 修士論文又は修士作品及び最終試験に合格すること。
調理学特論	2		□	
スポーツ栄養管理学特論	2		□	
食品学特論	2		□	
食品機能学特論	2		□	
臨床栄養学特論	2		□	
公衆栄養学特論	2		□	
栄養教育特論	2		□	
地域栄養教育特論	2		□	
小児臨床栄養学特論	2		□	
病態生理学特論	2		□	
ヘルスプロモーション特論	2		□	
運動生態学特論	2		□	
栄養管理学特論	2		□	
食品・栄養英語文献抄読演習	1		□	
栄養学特別研究演習1	2	●		2. 履修要件 (1) 必修10単位 「栄養学総合特論」「栄養学特別研究演習1~4」 ●印の10単位を修得すること。 (2) 選択20単位以上 栄養学専攻から必ず14単位以上を修得すること。
栄養学特別研究演習2	2	●		
栄養学特別研究演習3	2	●		
栄養学特別研究演習4	2	●		

研究指導に関する申し合わせ

- 研究指導教員（以下「指導教員」という。）は、出願時に提出された「研究計画書」に基づき、学期始めに代議員会において決定し、学生に通知する。指導教員を変更する場合も同様とする。
- 学生は、入学後、指導教員の指導のもとで「研究計画書」を確定し、別に定める期日までに大学事務局へ提出する。

令和 年度 大学院人間生活学研究科

研究計画書

提出日 令和 年 月 日

専攻		学籍番号								氏名	
研究主題											
研究内容の概要											
研究指導教員	印										

東京家政学院大学大学院

東京家政学院大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 東京家政学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、知識の啓発、徳性の涵養、技術の鍛錬の建学の精神を具現する高度の知識、技能を研究教授し、もって人々の生活の向上に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

2 本学は、学部・学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第1のとおり定める。

(名称及び位置)

第2条 本学は、東京家政学院大学と称する。

2 本学の位置は、東京都町田市相原町2600番地及び東京都千代田区三番町22番地とする。

(自己点検及び評価等)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、第39条の規定により再入学した者の修業年限については、別に定める。

2 学生は8年を超えて在学することはできない。ただし、第37条又は第39条の規定により、編入学又は再入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日 5月21日

(4) 夏季休業 8月1日から9月20日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月7日まで

(6) 春季休業 3月25日から3月31日まで

2 学長は、必要があると認めたときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

第3章 学部・学科

(学部・学科の入学及び収容定員)

第8条 本学に次の学部及び学科を置き、その入学及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員
現代生活学部	現代家政学科	130名	10名	530名
人間栄養学部	人間栄養学科	140名		560名
生活共創学部	生活共創学科	197名		788名
	こども教育学科	50名		200名
計		517名	10名	2,078名

※生活共創学科には、食科学コース（入学定員70名、収容定員280名）がある。

(大学院)

第9条 本学に大学院を置く。

2 前項の大学院に置く研究科並びに専攻及びその収容定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
人間生活学研究科	修士課程	家政学専攻	6名	12名
		栄養学専攻	4名	8名

3 大学院に関する規則は、別に定める。

第4章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第10条 本学の教育目的を達成するため教育課程を体系的に編成する。

2 資格取得に関する事項は、別に定める。

3 教育課程及び履修方法については、この学則によるほか、東京家政学院大学教育課程及び履修方法に関する規程（以下「履修規程」という。）による。

(授業科目の区分)

第11条 授業科目は、専門科目、共通教育科目及び資格科目に分ける。

2 授業科目及びその単位数は別表第2のとおりとする。その他必要な事項は、履修規程に定める。

(授業科目の担当)

第12条 本学は各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

2 本学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、又、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

(単位の修得)

第13条 学生は、前条の授業科目区分に従い、履修規程に定める単位を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもつて1単位として単位数を計算するものとする。

2 本学が定める時間の授業をもつて1単位として単位数を計算することについては、別に定める。

(各授業科目の授業期間)

第15条 各授業科目の授業は、原則として各学期15週にわたる期間を単位として行う。

(授業の方法)

第16条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。（試験）

第17条 試験は、各学期の終わりに行われる定期試験及び追試験・再試験を原則とする。

2 各授業科目とも学則に定める授業時間の3分の2に達しない者は、試験を受けることができない。

3 試験の方法は、筆記試験のほか実験、実習、実技、制作、論文等の審査及び日常の学修状況等によって行う。

4 試験の成績評価及び表記については、別に定める。

第5章 課程の修了、卒業及び学位

(単位の授与)

第18条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第16条第2項に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、60単位を超えないものとする。

(他の大学又は短期大学における授業の履修等に対する単位の授与)

第19条 学長は、教育上有益と認めるときは、他大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は第43条の規定により、外国の大学等に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修に対する単位の授与)

第20条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学での履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位については、教授会の議に基づき、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項の単位の認定方法に関する必要な事項は、別に定める。

(課程の修了)

第22条 4年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の審議を経て学部長が課程の修了を認定する。

2 卒業必要単位数は、別表第3のとおりとする。

(卒業の認定)

第23条 前条の規定により課程を修了した者については、学長が卒業を認定する。

(早期卒業)

第24条 3年以上在学し、卒業の要件として定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、第4条、第22条及び第23条の規定にかかわらず、教授会の審議を経て、学部長が課程の修了を認定し、学長が卒業を認定することができる。

2 前項の早期卒業に関する事項は、別に定める。

(卒業の延期)

第25条 第23条の特例として、第22条の要件を満たした者であっても、在学期間の延長を希望する者については、願い出により、学長は卒業の認定を延期することができる。

2 前項の卒業延期に関する事項は、別に定める。

(学位)

第26条 学長は、本学を卒業した者に対し、次の学位を授与する。

現代生活学部	現代家政学科	学士（家政学）
人間栄養学部	人間栄養学科	学士（栄養学）
生活共創学部	生活共創学科	学士（生活共創学）
	こども教育学科	学士（こども教育学）

2 学位に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 職員組織

(教職員)

第27条 本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に定める教職員のほか、本学に副学長を置くことができる。

(学長)

第28条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

(副学長)

第29条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。

(学部長)

第30条 学部に学部長を置き、教授をもって充てる。

2 学部長は、学部に関する事項を掌理する。

第7章 教授会

(教授会)

第31条 本学に教授会を置く。

2 本学における教授会は次の通りとする。

(1) 全学教授会

(2) 学部教授会

3 教授会については、別に定める。

第8章 入学、編入学、学士入学、再入学、退学、除籍、転学、留学、休学、復学、転学部・転学科

(入学の時期)

第32条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第33条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 修業年限が3年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が2,590時間以上である専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以降に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
- （入学の出願）

第34条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて指定の期間内に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第35条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第36条 合格者は、所定の期日までに所定の書類を提出し、本学則第47条第1項に定める納付金を納め、入学の手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第37条 第8条に基づく第3年次編入学者の選考は、別に定める選考により行う。

2 前項に定めるものを除き、本学に編入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、学長が決定する。

3 前2項により編入学することができる者は、次の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (2) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者
 - (3) 修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上である専修学校の専門課程を修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
 - (4) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
 - (5) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校若しくは専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
- （学士入学）

第38条 修業年限4年の大学を卒業した者若しくは学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で、本学の第3年次に入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、学長が決定する。

（再入学）

第39条 本学を願い出により中途退学した者又は除籍（学則第41条第1号の場合に限る。）された者が、再入学を願い出したときは、教授会の意見を聞いて学長が決定する。

2 再入学に関して必要な事項は、別に定める。

（退学）

第40条 本学を退学しようとする者は、願い出で学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第41条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料、施設設備資金及び実習料を滞納し、督促を受けても納付しない者
 - (2) 第4条に定める在学年限を超えた者
 - (3) 第44条第3項に定める休学期間を超えるお修学できない者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の者
- （転学）

第42条 他の大学への入学を志願しようとする者は、願い出で学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第43条 学長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより学生が外国の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）に留学することを認めることができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第4条の修業年限に算入することができる。

（休学）

第44条 疾病その他の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学の期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、

1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

3 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学の期間は、第4条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第45条 休学者が復学しようとするときは、学長の許可を得て、復学することができる。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

(転学部・転学科)

第46条 本学の学生で、他の学部へ転学部又は、他の学科への転学科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、学長が転学部・転学科を許可する。

2 転学部・転学科に関する事項は、別に定める。

第9章 入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料等

(納入金の額)

第47条 本学の入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料は、別表第4のとおりとする。

2 家計状況又は家計状況の急変による経済的理由により修学困難である者（次項の規定により授業料及び施設設備資金の一部を減免された私費外国人留学生を除く。）には、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免することができる。

3 私費外国人留学生には、入学金、授業料及び施設設備資金について、別に定めるところにより、その一部を減免する。

4 学校法人東京家政学院が設置する大学、短期大学及び高等学校を卒業して入学する者については、入学金を半額とする。

5 学校法人東京家政学院の設置する学校に在学している学生及び生徒の姉妹兄弟が、本学に入学する場合の入学金は、別に定めるところにより、その半額を減免する。

6 児童養護施設等に在籍する者については、別に定めるところにより、入学金を免除し、授業料及び施設設備資金の半額を減免する。

(入学時納入金の納入期日)

第48条 入学を許可された者は、指定した期間内に所定の納入金を納めなければならない。

(授業料の納入期日)

第49条 授業料、施設設備資金及び実習料（以下この章において「授業料等」という。）は、次の期日までに納入しなければならない。ただし、納入期日が、国民の祝日、日曜日、その他の休日に当たるときは、その翌日とする。

前期分 4月末日

後期分 9月末日

(既納の納入金の返戻)

第50条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として返戻しない。

(授業料等未納者の受験)

第51条 授業料等を納入しない者は、試験を受けることができない。

(退学等の場合の授業料等)

第52条 学期の途中で退学、転学した者又は除籍（第41条第1号による場合を除く。）された者についても、その期の授業料等は、徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(休学期間中の授業料等)

第53条 休学を許可された者は、別に定めるところにより休学在籍料を納めなければならない。

第10章 賞 罰

(表彰)

第54条 学業、人物ともに優れた者があるときは、学長は、教授会の審議を経て、これを表彰する。

(懲戒)

第55条 学生が、本学の諸規則に違反する等、学生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の審議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第56条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に

支障がない場合に限り教授会において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。
(科目等履修生)

第57条 学長は、本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。
(特別聴講学生)

第58条 学長は、他大学等の学生で本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。
(外国人留学生)

第59条 学長は、在留資格「留学」を有する者もしくは入学時までに在留資格「留学」を取得見込みの者が本学に入学を志願する場合は別に定める選考で行い、また短期留学については教授会において選考の上、入学を許可することがある。なお、入学後は、在留資格「留学」を有する者を「外国人留学生」とする。

- 2 前項の外国人留学生に対しては、第11条第2項に掲げるもののほか日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。
3 前2項に定めるもののほか外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生への本学則の準用)

第60条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生については、別に定めるもののほか本学則を準用する。

第12章 公開講座及び各種講習会等

(公開講座)

第61条 本学の教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。
(各種講習会等)

第62条 本学は、成人教育その他の教育研究活動のため、講習会等を開設することができる。

- 2 講習会等に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 図書館・博物館・センター

(附属図書館)

第63条 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関する事項は、別に定める。
(博物館)

第64条 本学に博物館を置く。

- 2 博物館の名称を「東京家政学院生活文化博物館」とする。
3 博物館に関する事項は、別に定める。

(情報処理センター)

第65条 本学に東京家政学院大学情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）を置く。

- 2 情報処理センターに関する事項は、別に定める。
(保健管理センター)

第66条 本学に東京家政学院大学保健管理センター（以下「保健管理センター」という。）を置く。

- 2 保健管理センターに関する事項は、別に定める。
(学生支援センター)

第67条 本学に東京家政学院大学学生支援センター（以下「学生支援センター」という。）を置く。

- 2 学生支援センターに関する事項は、別に定める。
(国際交流センター)

第68条 本学に東京家政学院大学国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）を置く。

- 2 国際交流センターに関する事項は、別に定める。
(社会連携センター)

第69条 本学に東京家政学院大学社会連携センター（以下「社会連携センター」という。）を置く。

- 2 社会連携センターに関する事項は、別に定める。
(アドミッションセンター)

第70条 本学に東京家政学院大学アドミッションセンター（以下「アドミッションセンター」という。）を置く。

- 2 アドミッションセンターに関する事項は、別に定める。
(教育開発・IRセンター)

第71条 本学に東京家政学院大学教育開発・IRセンター（以下「教育開発・IRセンター」という。）を置く。

2 教育開発・IRセンターに関する事項は、別に定める。

（キャリア支援センター）

第72条 本学に東京家政学院大学キャリア支援センター（以下「キャリア支援センター」という。）を置く。

2 キャリア支援センターに関する事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 家政学部家政学科家政学専攻の平成12年度から平成15年度までの入学定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	12年度	13年度	14年度	15年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	126名	122名	118名	114名

3 家政学部家政学科家政学専攻の平成12年度から平成18年度までの収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	516名	508名	496名	480名	464名	452名	444名

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 第44条に規定する施設設備資金及び同条ただし書きの規定については、平成13年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成13年4月12日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成13年7月5日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成16年3月31日に在籍する者及び平成16年度人文学部人間福祉学科介護福祉専攻に入学する者については、改正後の第26条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、人文学部文化情報学科文化情報専攻及び比較文化専攻は、改正後の学則第3条に掲げる表の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科、専攻に在学する者が当該学科、専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

2 改正後の学則第3条に掲げる表の第3年次編入学定員のうち人文学部文化情報学科は、同条の規定にかかわらず、平成19年4月1日から施行する。

3 改正後の学則第3条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成17年度から平成19年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	17年度	18年度	19年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	462名	464名	460名
		管理栄養士専攻	200名	200名	200名
	児童学科		50名	100名	150名
	住居学科		385名	410名	430名
人文学部	日本文化学科		445名	410名	370名
	工芸文化学科		305名	290名	270名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	190名	210名	230名
		介護福祉専攻	120名	120名	120名
	文化情報学科	文化情報専攻	260名	180名	90名
		比較文化専攻	160名	110名	55名
		文化情報学科	80名	160名	250名
計			2,657名	2,654名	2,625名

4 第44条の規定に基づく別表第1に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金、実習料は、平成17年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第42条の2の規定は、平成18年度から入学する者に適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第44条の4の規程は、平成21年度から入学する者に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、家政学部家政学科家政専攻、管理栄養士専攻、人文学部人間福祉学科社会福祉専攻及び介護福祉専攻は、改正後の学則第3条に掲げる表の規定にかかわらず、平成21年4月31日に当該学科、専攻に在学する者が当該学科、専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 2 改正後の学則第3条に掲げる表の第3年次編入学定員のうち家政学部現代家政学科及び人文学部人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成23年4月1日から施行する。

なお、家政学部家政学科家政専攻及び人文学部人間福祉学科社会福祉専攻の第3年次編入学に係る学生募集は、平成23年度から停止する。

- 3 改正後の学則第3条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	21年度	22年度	23年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	350名	240名	120名
		管理栄養士専攻	150名	100名	50名
	現代家政学科		110名	220名	340名
	健康栄養学科		105名	210名	315名
	児童学科		230名	260名	290名
	住居学科		420名	390名	360名
人文学部	日本文化学科		300名	270名	240名
	工芸文化学科		240名	230名	220名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	190名	130名	65名
		介護福祉専攻	90名	60名	30名
	人間福祉学科		90名	180名	275名
	文化情報学科		310名	280名	250名
計			2,585名	2,570名	2,555名

- 4 第44条の規定に基づく別表第2に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金、実習料は、平成21年度から入学する者に適用する。ただし、平成21年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

- 5 第40条の2の規定については、平成21年3月31日に人間福祉学科介護福祉専攻に在学する者が、当該学科、専攻に在学しなくなったときに廃止する。

附 則

この学則は、平成21年7月17日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年2月19日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、家政学部現代家政学科、健康栄養学科、児童学科、住居学科、人文学部日本文化学科、工芸文化学科、人間福祉学科及び文化情報学科は、改正後の学則第3条に掲げる表の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 2 改正後の学則第3条に掲げる表の第3年次編入学定員のうち現代生活学部現代家政学科、生活デザイン学科、児童学科及び人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成24年4月1日から施行する。

なお、家政学部現代家政学科、住居学科、人文学部日本文化学科、工芸文化学科、人間福祉学科及び文化情報学科の第3年次編入学に係る学生募集は、平成24年度から停止する。

- 3 改正後の学則第3条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	22年度	23年度	24年度
家政学部	家政学科	家政学専攻	240名	120名	0名
		管理栄養士専攻	100名	50名	0名
	現代家政学科		110名	120名	120名
	健康栄養学科		105名	105名	105名
	児童学科		180名	130名	80名

	住居学科		310名	200名	85名
人文学部	日本文化学科		220名	140名	55名
	工芸文化学科		180名	120名	55名
	人間福祉学科	社会福祉専攻	130名	65名	0名
		介護福祉専攻	60名	30名	0名
	人間福祉学科		90名	95名	95名
	文化情報学科		230名	150名	60名
現代生活学部	現代家政学科		120名	240名	370名
	健康栄養学科		105名	210名	315名
	生活デザイン学科		120名	240名	370名
	児童学科		80名	160名	245名
	人間福祉学科		80名	160名	245名
計			2,460名	2,335名	2,200名

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年9月25日から施行する。ただし、第44条第6項の規定は、平成25年度から入学する者に適用する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の学則第3条に掲げる表の収容定員のうち現代生活学部現代家政学科、児童学科及び人間福祉学科は、同条の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	25年度	26年度	27年度
現代生活学部	現代家政学科	510名	520名	530名
	児童学科	340名	350名	360名
	人間福祉学科	310名	290名	270名

附 則

この学則は、平成25年7月23日から施行する。ただし、第43条の規定は、平成22年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成25年10月29日から施行する。ただし、第54条の規定は、平成22年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年10月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成28年7月26日から施行する。ただし、第1条第2項別表第1に掲げる表の規定は、現代家政学科、生活デザイン学科、児童学科については、平成26年度入学者から、人間福祉学科については、平成28年度入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の学則第3条に掲げる表の規定にかかわらず、現代生活学部健康栄養学科、人間福祉学科は、施行日の前日において当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の学則第3条に掲げる表の第3年次編入学定員のうち現代生活学部現代家政学科の規定は、平成32年4月1日から施行する。

4 改正後の学則第3条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度までは、次表のとおりとする。

学 部	学 科	30年度	31年度	32年度
現代生活学部	現代家政学科	540名	540名	535名
	健康栄養学科	315名	210名	105名
	生活デザイン学科	460名	420名	380名

	食物学科	70名	140名	210名
	人間福祉学科	185名	120名	60名
人間栄養学部	人間栄養学科	140名	280名	420名

- 5 改正後の学則第44条の規定に基づく別表第2に定める入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金及び実習料は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用する。ただし、平成30年度及び平成31年度に編入学・再入学する者については、なお従前の例による。
- 6 改正後の学則第44条第3項の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用する。ただし、平成30年度及び平成31年度に編入学・再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 第4条第2項、第29条の2及び第37条第2項の規定については、令和2年4月1日から適用する。
- 改正後の第4条第2項に掲げる表の規定にかかわらず、生活文化専攻は、施行日の前日において当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第4条の第2項に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和2年度は次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	令和2年度
人間生活学研究科	修士課程	生活文化専攻	10名
		家政学専攻	6名
		栄養学専攻	4名

附 則

この学則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年7月28日から施行する。ただし、第1条第2項別表第1及び第11条第2項別表第2は、令和5年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条第2項別表第1及び第11条第2項別表第2は、令和6年度入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条第2項別表第1、第11条第2項別表第2、第22条第2項別表第3及び第47条第1項別表第4は、令和7年度第1年次入学者から適用する。

2 改正後の学則第8条に掲げる表の規定にかかわらず、現代生活学部生活デザイン学科、食物学科、児童学科は、施行日の前日において当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。なお、現代生活学部生活デザイン学科、児童学科の3年次編入学に係る学生募集は、令和9年度4月から停止する。

3 改正後の学則第8条に掲げる表の収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までは、次表の通りとする。

学 部	学 科	7年度	8年度	9年度
現代生活学部	現代家政学科	530名	530名	530名
	生活デザイン学科	260名	180名	90名
	食物学科	210名	140名	70名
	児童学科	280名	190名	95名
人間栄養学部	人間栄養学科	560名	560名	560名
生活共創学部	生活共創学科	197名	394名	591名
	こども教育学科	50名	100名	150名

※生活共創学科には、食科学コース（7年度70名、8年度140名、9年度210名）を含む。

別表第1（第1条第2項関係）

現代生活学部	
現代生活学部は、知、徳、技のバランスを重視する建学の精神に基づき、生活者の視点から、家政（衣、食、住、家族、消費）、家庭科教育を中心的な分野として教育・研究を行い、個人・家庭・地域の暮らしはもとより、地球規模の問題解決にまで貢献できる人材を育成し、社会に送り出すことを目的とする。	
現代家政学科	現代家政学科は、「生活者と社会」「食生活」「ハウジング」「ファッショング」の4領域において、家族、消費者、社会、企業、環境、衣、食、住に関する家政学の専門的な知識・技術を関連付けて習得させ、他者と協働し、生活者の視点から現代社会の諸課題を解決する教養と統合力のある人材を育成する。
人間栄養学部	
人間栄養学部は、知、徳、技のバランスを重視する建学の精神に基づき、「人々の生活の質（quality of life）」を豊かにするために、人間、食物、そして地域・環境の相互関係から『人間の栄養』を学際的な視野で包括的に探究し、乳幼児から高齢者にいたるさまざまな人々の望ましい栄養・食生活が創造できる科学的素養を備えた人材を育成し、社会に送り出すことを目的とする。	
人間栄養学科	人間栄養学科は、個々人の身体面の栄養状況や食物・食品に含まれる栄養素に関する学問を発展させ、組織・集団・地域等の社会環境に及ぶ総合的な視点の下で人間の栄養状態を改善する「人間栄養学（Human Nutrition）」に立脚した研究・教育を行い、社会貢献ができる管理栄養士を育成する。
生活共創学部	
生活共創学部は、知、徳、技のバランスを重視する建学の精神に基づき、共感力、協働力、達成力を柱として、共感力では①感じ取る力、②寄り添う力、③相互尊重力を、協働力では①実行する力、②マネジメント力、③牽引する力を、達成力では①面白がる力、②考え方抜く力、③やり遂げる力を身に付けさせ、各学科の専門的知識・技能を身に付け、広く地域・社会の発展に貢献できる人材育成を目的とする。	
生活共創学科	生活共創学科は、生活者の視点から、自らの生き方、地域・社会のあり方を主体性を持って考え、周囲と協働して、人々が快適に生活できる社会を「共に創り上げる」ことができる。また、多面的な知識・経験から将来的な地域や社会の需要を予測し、新しい衣食住のあり方を企画・提案・推進できる人材育成を目的とする。
こども教育学科	こども教育学科は、こどものウェルビーイング向上に寄与する専門的知識・技能を身に付け、こどもを取り巻く社会における問題を見つけ、論理的・多角的に考え、解決していくことができる。また、地域社会に参画・貢献する主体性・協働性・共感力を持ち、こどもが心豊かに生きていくための学習環境を創造することができる人材育成を目的とする。

別表第2(第11条第2項関係)

現代生活学部 現代家政学科 専門科目

科目群	授業科目名	単位数	必修	備考	科目群	授業科目名	単位数	必修	備考
学科共通	現代家政演習	1	○		ハウジング	住居学概論	2		
	基礎ゼミ	1	○			住生活論	2		
	現代生活論	2	○			住居設備	2		
	現代家政ゼミA	1	○			住居計画	2		
	現代家政ゼミB	1	○			インテリア材料	2		
	卒業研究A	4	○			建築計画	2		
	卒業研究B	4	○			建築設計論	2		
生活者	生活経済学概論	2				建築CAD演習	2		
	コミュニティ論	2				福祉住環境	2		
	生活文化論	2				建築環境学A	2		
	日本語コミュニケーション	2				建築構法	2		
	ことばと生活	2				構造力学A	2		
	情報伝達と表現	2				構造力学B	2		
	生活文化演習	1				構造計画A	2		
	伝統文化の継承と発信	2				住宅施工	2		
	家族論	2				建築法規	2		
	家族の文化	2				建築史A	2		
	ジェンダーと生活	2				建築史B	2		
	家族の心理学	2				設計製図演習 I	2		
	コミュニケーションの心理学	2				設計製図演習 II	2		
	インターナシップ	2				設計製図演習 III	2		
生活者と社会	社会福祉概論	2				設計製図演習 IV	2		
	情報処理演習	2				設計製図演習 V	2		
	企業と会計	2				設計製図演習 VI	2		
	ファイナンシャルプランニング入門	2				建築調査	2		
	消費経済論	2				都市計画	2		
	消費者教育	2				エコロジー	2		
	消費者政策と法	2				環境保護論	2		
	社会調査法	2			ファッション	衣生活学概論	2		
	消費者教育演習	2				ファッション造形学	2		
	総合家政と地域生活	2				ファッション造形実習A	2		
家庭科教育	コミュニケーション福祉論	2				ファッション造形実習B	2		
	社会福祉方法論	2				現代衣生活論	2		
	家政学原論	2				世界の服飾	2		
	児童学概論	2				日本の服飾	2		
	保育学	2				西洋服飾文化史	2		
	家族関係論	2				ファッションテキスタイル	2		
	家族支援論	2				ファッションカラー演習	1		
	家庭経営学概論	2				ファッションコーディネイト	1		
	生活設計論	2				美と健康	2		
	家族と法	2				若者ファッション論	2		
食生活	家庭経渓学	2				日本の服飾演習	1		
	消費者教育	2							
	フードスペシャリスト論	2							
	栄養学概論	2							
	食品学概論	2							
	食品学	2							
	調理学	2							
	栄養学	2							
	食生活論	2							
	調理学実習	2							

人間栄養学部 人間栄養学科 専門科目

科目群	授業科目名	単位数	必修	備考
専門導入科目	人間栄養学原論	2	○	
	管理栄養士のための基礎演習	1	○	
	管理栄養士のための英語A	1		
	管理栄養士のための英語B	1		
	管理栄養士の早期体験実習	1		
	基礎サイエンス実験	1	○	
	栄養情報統計演習	1		
専門基礎科目	社会と会・健・康環境	公衆衛生学 I	2	○
		公衆衛生学 II	2	○
		公衆衛生学実習	1	○
		疫学・社会調査法	2	○
専門基幹科目	人体の構造と立ち	有機化学	2	○
		生化学	2	○
		生化学実験	1	○
		分子栄養学	2	○
		解剖生理学 I	2	○
		解剖生理学 II	2	○
		解剖生理学実習	1	○
		運動生理学	2	○
		微生物学	2	○
		臨床病態栄養学	2	○
専門基幹科目	食べ物と健康	基礎食品学	2	○
		基礎食品学実習	1	○
		応用食品学	2	○
		応用食品学実習(食品の鑑別を含む)	1	○
		調理学	2	○
		調理学実習(官能評価を含む)	1	○
		基礎調理学実習	1	○
		応用調理学実習	1	○
		食事計画論実習	1	○
		食品衛生学	2	○
専門基幹科目	栄養基礎	基礎栄養学 I	2	○
		基礎栄養学 II	2	○
		基礎栄養学実習	1	○
	応用栄養学	食事摂取基準論	2	○
		ライフステージ別栄養学 I	2	○
		ライフステージ別栄養学 II	2	○
		応用栄養学実習	1	○
	栄養教育論	栄養教育総論	2	○
		栄養教育方法論	2	○
		実践栄養教育論	2	○
専門基幹科目	臨床栄養学	栄養教育実習 I	1	○
		栄養教育実習 II	1	○
		臨床栄養学基礎	2	○
		臨床栄養学応用	2	○
		臨床栄養アセスメント論	2	○
		臨床栄養アセスメント実習	1	○
		臨床栄養アセスメント実習	1	○
	栄養公衆学	公衆栄養学	2	○
		地域栄養活動論	2	○
		公衆栄養学実習	1	○
管・経・論	管・経・論	給食経営管理論	2	○
		給食経営管理実習	1	○
		健康フードマネジメント論	2	○
		健康フードマネジメント実習	1	○
演習合	総合演習 I	1	○	
	総合演習 II	1	○	
臨地実習	給食運営臨地実習	1	○	
	臨床栄養 I 臨地実習※	2	※1	
	臨床栄養 II 臨地実習※1	1	※2	
	公衆栄養臨地実習※2	1	※2	

科目群	授業科目名	単位数	必修	備考
専門発展科目	栄・臨・養・床・系	栄養治療学	2	
		臨床栄養カンファレンス論	2	
		カウンセリング論	2	
専門発展科目	栄・食・養・ケ・ア・地・系・域	健康・食発達心理学	2	
		児童福祉・食育論	2	
		在宅地域栄養ケア論	2	
専門発展科目	ス・ポ・リ・系・ツ	スポーツ栄養学	2	
		スポーツ栄養マネジメント論	2	
		スポーツ栄養学実習	1	
専門発展科目	サ・食・一・品・開・発・系・・	食文化論	2	
		食・空間プロデュース論	2	
		フードシステム論	2	
		食品開発論	2	
	共・通・科・目	インターナシップ	1	
		実践栄養プロデュース実習A	2	
		実践栄養プロデュース実習B	2	
		海外専門研修(栄養学)	1	
		食物・栄養演習 I	1	※1
		食物・栄養演習 II	2	※1
		食物・栄養演習 III	1	

必修欄※1 管理栄養士国家試験受験資格を得るための必修科目

必修欄※2 管理栄養士国家試験受験資格を得るためにいずれか1単位必修

生活共創学部 生活共創学科 専門科目

科目区分	授業科目名	単位数	必修	備考
学部共通科目	生活共創学概論	2	○	
	食科学概論	2		
	住環境デザイン概論	2		
	被服学概論	2		
	こども学概論	2		
	生活イノベーション概論	2		
	AI時代の生活科学	2		
	リーダーシップ基礎	2		
	マーケティング基礎	2		
	データサイエンス基礎(生活ビデータ)	2		
専門教育科目	ロジカルシンキング&デザイン思考	2		
	初年次ゼミA	2	○	
	初年次ゼミB	2	○	
	共創プロジェクトゼミA	2	○	
	共創プロジェクトゼミB	2		
	フードビジネス概論	2		
	比較食文化・食生活論	2		
	有機化学	2		
	こどもの食とアレルギー	2		
	解剖生理学 I (解剖学)	2	*	
専門教育科目	解剖生理学 II (生理学)	2	*	
	解剖生理学実習	1	*	
	食品学総論	2		*
	食品学各論	2	*	
	食品学実験	1	*	
	基礎栄養学	2	*	
	給食の運営	2	*	
	調理学	2	*	
	強化科目	2		
	栄養士論	2		
専門教育科目	被服学演習	2		
	家庭経営学概論	2		
	保育学	2		
	住居デザイン演習A	2		
	住居デザイン演習B	2		
	住居デザイン演習C	2		
	住居デザイン演習D	2		
	建築史A	2		
	建築史B	2		
	住環境マネジメント論	2		
専門基礎	住居計画	2		
	福祉住環境	2		
	構造力学A	2		
	住宅設計論	2		
	構法計画	2		
	インテリア材料	2		
	ガーデニング概論	2		
	園芸論	2		
	ガーデニング実習 I	2		
	ライフ ウェルネス	2		
専門基礎	多感覚感受とデジタルデトックス	2		
	ダイエット&フィットネス	2		
	マネーフローの世界とくらし	2		
	フェューチャーライフ	2		
	生活イノベーション最前線	2		
	Society 5.0論	2		
	ビジネス行動経済学	2		
	スイノベーション	2		
	知的財産権を学ぶ	2		
	ビジネストレンドキーワードを読み解く	2		

* 食科学コースの学生のみ必修

科目区分	授業科目名	単位数	必修	備考
食科学	食生産体験演習A	1		
	食生産体験演習B	1		
	応用調理学実習	2		
	食品の企画と設計	2		
	食空間コーディネート論	2		
	食品機能学	2		
	食科学総合演習	2		
	社会生活と健康	2	*	
	公衆衛生学 I (総論)	2		*
	公衆衛生学 II (各論)	2		*
食科学	生化学(総論)	2	*	
	代謝栄養学(生化学各論)	2	*	
	栄養学・生化学実験	1	*	
	食品衛生学	2		*
	食品衛生学実験	1		*
	応用栄養学	2		*
	栄養学各論実習	1		*
	臨床栄養学総論	2		*
	臨床栄養学各論	2		*
	臨床栄養学実習	1		*
食科学	栄養学実習	1		*
	栄養指導論	2		*
	栄養指導実習	1		*
	栄養カウンセリング論	2		*
	栄養カウンセリング実習	1		*
	公衆栄養学	2		*
	公衆栄養学実習	1		*
	給食管理学	2		*
	校内給食管理実習	1		*
	校外給食管理実習	1		*
専門教育科目	調理科学実験	1		*
	強化科目	1		
	栄養士総合演習	1		
	建築デザイン演習A	2		
	建築デザイン演習B	2		
	住居CAD演習	2		
	建築CAD演習	2		
	建築総合演習	2		
	建築計画	2		
	イタリアデザイン論	2		
専門教育科目	地域デザイン論	2		
	建築環境学A	2		
	建築環境学B	2		
	住居設備	2		
	建築環境システム	2		
	建築法規	2		
	構造力学B	2		
	構造力学C	2		
	構造計画	2		
	建築材料科学	2		
専門教育科目	建築施工	2		
	ガーデニング実習 II	2		
	ガーデンマテリアルズ	2		
	インテリアグリーン	2		
	エクステリア演習	2		
	社会園芸	2		
	ランドスケープデザイン論	2		
	社会現象と哲学	2		
	ミージッキング	2		
	サステナブルファッション	2		
生活イノベーション	クールジャパン(日本文化とテクノロジーの融合)	2		
	ユニバーサルデザイン I (生活)	2		
	ユニバーサルデザイン II (環境)	2		
	アンスティップ・テクノロジー	2		
	アントレ・インテレブナーシップ	2		
	SNSプロモーションとマーケティング	2		
	感性デザイン	2		
	イノベーションデザイン演習	2		
	ドローン活用とビジネス	2		
	ビジネスイノベーション研究(ケーススタディ I)	2		
地域イノベーション	起業・創業プロジェクト	2		
	地域課題を考える	2		
	社会起業と非営利組織	2		
	地域イノベーション研究(ケーススタディ II)	2		
	地域イノベーション演習(PBL)	2		
	国際貢献活動	2		
	アドバンストゼミA	2	○	
	アドバンストゼミB	2	○	
	卒業研究A	2	○	
	卒業研究B	2	○	
卒業研究・卒業論文	卒業論文・卒業制作	4	○	

生活共創学部 こども教育学科 専門科目

科目区分	授業科目名	単位数	必修	備考
学部共通科目	生活科学	生活共創学概論	2	○
		食科学概論	2	
		住環境デザイン概論	2	
		被服学概論	2	
		こども学概論	2	
		生活イノベーション概論	2	
	生活共創基礎	AI時代の生活科学	2	
		リーダーシップ基礎	2	
		マーケティング基礎	2	
		データサイエンス基礎(生活とデータ)	2	
		ロジカルシンキングとデザイン思考	2	
専門教育科目	ゼミナール	初年次ゼミA	2	○
		初年次ゼミB	2	○
		共創プロジェクトゼミA	2	○
		共創プロジェクトゼミB	2	
	STEAM	森を学ぶ・森から学ぶ	2	
		音感受の世界	1	
		ヴォーカルレッスン	1	
		ものづくりと教育	1	
		ヴィジュアルコミュニケーション	1	
		数学トピックス	1	
	保育の本質と目的	保育原理	2	
		児童福祉論	2	
		社会福祉	2	
		社会的養護Ⅰ	2	
		発達心理学	2	
	保育の内容と方法	こどもの理解と援助	1	
		乳児保育Ⅰ	2	
		乳児保育Ⅱ	1	
		児童文化	2	
		こどもと健康	1	
		こどもと人間関係	1	
		こどもと環境	1	
		こどもと言葉	1	
		こどもと表現	1	
		国語科研究(書写を含む)	2	
専門基礎	教育課程と教科指導	社会科研究	2	
		算数科研究	2	
		理科研究	2	
		生活科研究	2	
		家庭科研究	2	
		外国語科研究	2	
		音楽科研究	2	
		図画工作科研究	2	
		体育科研究	2	
		教育原理	2	
特別支援教育の基礎と応用	教育の理念と方法	教育心理学	2	
		ICT活用の理論と実践	2	
		教師・保育者論	2	
		障害の基礎的理解	2	
	特別支援教育の基礎と応用	特別支援教育総論	2	
		知的障害者の心理・生理・病理	2	
		特別支援学校教育課程論	2	
		視覚障害の理解と支援	1	
		聽覚障害の理解と支援	1	
		発達障害の理解と支援	2	
	保育・教育実習	こども教育インターンシップ(演習)	1	

科目区分	授業科目名	単位数	必修	備考
STEAM	こどもアート	2		
	ピアノのテクニック	1		
	人工知能と教育	1		
	科学する心	1		
保育の本質と目的	こども家庭支援論	2		
	保育方法論	2		
	こころの臨床	2		
保育の内容と方法	こども家庭支援の心理学	2		
	子どもの保健	2		
	子どもの食と栄養	2		
	保育の計画と評価	2		
	保育内容総論	2		
	健康の指導法	2		
	人間関係の指導法	2		
	環境の指導法	2		
	言葉の指導法	2		
	表現の指導法	2		
専門教育科目	小児保健演習	1		
	障害児保育	2		
	社会的養護Ⅱ	1		
	子育て支援	1		
専門発展	保育・教職実践演習	2		
	多文化教育・保育	2		
	発達臨床心理学	2		
	子育て支援実践演習A	2		
教育課程と教科指導	子育て支援実践演習B	2		
	自然体験活動実践演習A	2		
	自然体験活動実践演習B	2		
	国語科教育法(書写を含む)	2		
	社会科教育法	2		
	算数科教育法	2		
	理科教育法	2		
	生活科教育法	2		
	音楽科教育法	2		
	図画工作科教育法	2		
特別支援教育の基礎と応用	家庭科教育法	2		
	体育科教育法	2		
	外国語科教育法	2		
	初等教育演習	2		
卒業研究・卒業論文	カリキュラム論	2		
	重複障害の理解と支援	2		
	肢体不自由者の心理・生理・病理	2		
	病弱者の心理・生理・病理	2		
	知的障害者の教育	2		
	肢体不自由者の教育	2		
アドバンストゼミ	病弱者の教育	2		
	アドバンストゼミA	2	○	
	アドバンストゼミB	2	○	
	卒業研究A	2	○	
	卒業研究B	2	○	
卒業論文・卒業制作	卒業論文	4	○	

共通教育科目

科目区分	授業科目名	単位数	必修	備考
共 通 教 育 科 目	リテラシー	リテラシー演習	1	○
		データサイエンス入門	2	
		デジタル&AI基礎	2	
		情報リテラシー基礎	2	
		コンピュータ演習a	1	
		コンピュータ演習b	1	
	教養教育	哲学入門	2	
		心理学	2	
		世界の歴史	2	
		ジェンダー論	2	
		人権と平和	2	
		法学入門(日本国憲法)	2	
		法と暮らし	2	
		経済学入門	2	
		基礎数学	2	
		基礎統計学	2	
		基礎化学	2	
		基礎生物学	2	
		環境と資源	2	
		自然科学に親しむ	2	
グローバルスタディズ	日本語・日本事情 科目 ※留学生科目	現代社会と家政学	2	
		色彩論	2	
		英語コミュニケーション1	2	
		英語コミュニケーション2	2	
		英語セミナー	2	
		韓国語コミュニケーション1	2	
		韓国語コミュニケーション2	2	
		中国語コミュニケーション1	2	
		中国語コミュニケーション2	2	
		異文化コミュニケーション	2	
キャリア	心と身体の健康	異文化交流a	2	
		異文化交流b	2	
		アカデミック・ジャパニーズ1	2	○
		アカデミック・ジャパニーズ2	2	○
		日本歴史と文化	2	○
ウェルネス	心と身体の健康	社会人としての日本語	2	
		キャリア形成概論	2	
		キャリア実践演習1	2	
		キャリア実践演習2	2	
		キャリアアドバントゼミa	2	
		キャリアアドバントゼミb	2	
		健康スポーツ演習a	1	
		健康スポーツ演習b	1	
		健康スポーツ演習c	2	
		体育講義	1	

※ 日本語・日本事情科目は学則第59条に定める外国人留学生のみ履修できる。

資格科目

この授業科目の単位は、卒業要件単位数には含まれない。
必修選択の別は、当該資格を取得するための必修・選択をあらわす。

教育の基礎的理解に関する科目

(中学校一種、高等学校一種、栄養教諭一種、栄養教諭二種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
教育の基礎的理解に関する科目	教師論	2	○	
	教育原理	2	○	
	教育心理学	2	○	
	特別支援教育論	1	○	
	教育制度論	2	○	
	教育課程論	1	○	
	道徳教育論	2	○	高一種免を除く
	特別活動論	2	○	
	総合的な学習の指導法	1	○	
	教育方法・技術論	1	○	
	ICT活用の理論と実践	1	○	栄免を除く
	生徒指導論	1	○	
	教育相談論	2	○	
	進路指導論	1	○	栄免を除く
	教職実践演習(中等)	2	○	栄免を除く
	教職実践演習(栄養)	2	※3	※3 欄外参照
	教育実習指導	1	○	栄免を除く
	教育実習A	4	※1	※1 欄外参照
	教育実習B	2	※2	※2 欄外参照
	栄養教育実習指導	1	※3	※3 欄外参照
	栄養教育実習	1	※3	※3 欄外参照

※1 中一種免のみ又は中一種免及び高一種免取得希望者必修

※2 高一種免のみ取得希望者必修

※3 栄免のみ取得希望者必修

特別支援教育に関する科目(特別支援学校一種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
特別支援教育に関する科目	特別支援教育実習・実習指導	3	○	

栄養に係る教育に関する科目(栄養教諭一種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育論 I	2	○	
	学校栄養教育論 II	2	○	

栄養に係る教育に関する科目(栄養教諭二種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育論	2	○	

学芸員資格認定に必要な科目

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
学芸員資格認定に必要な科目	生涯学習概論	2	○	
	博物館概論	2	○	
	博物館経営論	2	○	
	博物館資料論	2	○	
	博物館資料保存論	2	○	
	博物館展示論	2	○	
	博物館教育論	2	○	
	博物館情報・メディア論	2	○	
	博物館実習	3	○	

教科及び教科の指導法に関する科目(中学校一種、高等学校一種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
教科の指導法	家庭科教育法A	2	○	
	家庭科教育法B	2	○	
	家庭科教育法C	2	○	
	家庭科教育法D	2	○	

教育の基礎的理解に関する科目(幼稚園一種、小学校一種)

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
教育の基礎的理解に関する科目等	教育・保育制度論	2	○	
	特別支援教育論	1	○	
	道徳教育論	2	○	小免のみ適用
	特別活動論	2	○	小免のみ適用
	総合的な学習の指導法	1	○	小免のみ適用
	教育方法・技術論	1	○	
	生徒指導論	1	○	小免のみ適用
	教育相談論	2	○	
	進路指導論	1	○	小免のみ適用
	小学校教職実践演習	2	○	小免のみ適用
	幼稚園教育実習指導	1	○	幼免のみ適用
	小学校教育実習指導	1	○	小免のみ適用
	幼稚園教育実習	4	○	幼免のみ適用
	小学校教育実習	4	○	小免のみ適用

保育士に必要な科目

領域	授業科目名	単位数	必修	備考
保育士	保育実習指導 I A	1	○	
	保育実習指導 I B	1	○	
	保育実習 I A	2	○	
	保育実習 I B	2	○	
	保育実習指導 II	1	※1	※1または※2のいずれか計3単位必修
	保育実習 II	2	※2	
	保育実習指導 III	1	※2	
	保育実習 III	2		

別表第3（第22条第2項関係）

現代生活学部・人間栄養学部・生活共創学部 卒業必要単位数

(数字は単位数を表す)

学部・学科	現代生活学部	人間栄養学部	生活共創学部	
	現代家政学科	人間栄養学科	生活共創学科	こども教育学科
卒業必要最低単位数合計	124	124	124	124

別表第4（第47条関係）

項目	現代生活学部	人間栄養学部	生活共創学部	
	現代家政学科	人間栄養学科	生活共創学科	こども教育学科
入学検定料	3万円	3万円	3万円	3万円
入学金	25万円	25万円	25万円	25万円
授業料 (年額)	77万円	79万円	77万円	77万円
施設設備資金 (年額)	31万円	35万円	31万円	31万円
注記	実習料については、別に定めるところにより、納入するものとする。			

東京家政学院大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、東京家政学院大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、東京家政学院大学学則第25条第2項及び東京家政学院大学大学院学則第22条第2項に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

(学位授与の要件)

第3条 本学の学部を卒業した者に、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の修士課程を修了した者に、修士の学位を授与する。

(学位論文の提出)

第4条 学位論文は、本学大学院研究科が指定する期日までに研究科長に提出するものとする。

2 指定する論文は、主論文一編とする。ただし、参考として他の補助論文を添付することができる。

3 学位論文を審査するため必要があるときは、参考資料を提出させることができる。

(学位論文の審査付託)

第5条 研究科長は、学位論文を受理したときは、東京家政学院大学大学院人間生活学研究科代議員会（以下「大学院代議員会」という。）にその論文の審査を付託する。

(審査委員会)

第6条 大学院代議員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、主査として学位論文を提出した学生の主指導教員1名、副査として、当該関連授業科目担当の教員2名以上をもって構成する。

3 大学院代議員会が学位論文の審査のため必要があると認めたときは、前項以外の者を副査として加えることができる。

(学位論文の審査の協力)

第7条 学位授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第8条 審査委員会は、修士の学位については、その学年度末までに、それぞれの論文の審査及び最終試験を終了しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に行うものとする。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、学位論文審査及び最終試験の結果の要旨に、学位授与の可否の意見を添え、研究科長に報告しなければならない。

(研究科会議の審議)

第11条 研究科会議は、前条の報告に基づいて審議し、課程修了の可否について議決する。

2 前項の議決は、研究科会議構成員（海外渡航中又は休職中の者は除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、3分の2以上の同意を得なければならない。

(研究科長の報告)

第12条 研究科長は、研究科会議が前条の議決をしたときは、学位論文の審査要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果を学長に報告しなければならない。

(学部長の報告)

第13条 学部長は、当該学部教授会の議に基づき、卒業認定及び学位の授与について、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第14条 学長は、前条の規定による報告に基づいて卒業の認定をした者に対し、学士の学位の授与を決定し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、第12条に規定する報告に基づいて修士の学位の授与を決定し、所定の学位記を授与する。

(学位の専攻分野の名称)

第15条 学位を授与するに当たっては、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

I 学部

学 部	学 科	学位 (専攻分野の名称)
現代生活学部	現代家政学科	学士 (家政学)
人間栄養学部	人間栄養学科	学士 (栄養学)
生活共創学部	生活共創学科	学士 (生活共創学)
	こども教育学科	学士 (こども教育学)

II 大学院

研究科	専 攻	学位 (専攻分野の名称)
人間生活学研究科	家政学専攻	修士 (家政学)
	栄養学専攻	修士 (栄養学)

(学位の名称の使用)

第16条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「東京家政学院大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第17条 修士の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科会議の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の議決については、第11条第2項を適用する。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、当該教授会又は研究科会議において審議し、学長が決定する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月23日から施行する。ただし、第15条の規定は、平成22年度入学者から適用する。

附 則

この東京家政学院大学学位規則は、東京家政学院大学学位規程に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年10月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 平成 30 年 3 月 31 日に本学に在学するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 15 条に掲げる表の第 3 年次編入学者については、同条の規定にかかわらず、平成 32 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表（第 18 条関係）

様式第1号（修士課程修了者）

修 第 号		
学 位 記		
大学印	本 籍（都道府県名）	
氏 名 年 月 日 生		
本学大学院 研究科 専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（ ）の学位を授与する		
年 月 日		
東京家政学院大学大学院人間生活学研究科長	氏 名	印
東 京 家 政 学 院 大 学 長	氏 名	印

様式第2号（学部卒業者）

現家 第 号		
人 人 第 号		
生 生 第 号		
生 生 c 第 号		
学 位 記		
大学印	本 籍（都道府県名）	
氏 名 年 月 日 生		
本学 学部 学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（ ）の学位を授与する		
年 月 日		
東 京 家 政 学 院 大 学	学 部 長	氏 名 印
東 京 家 政 学 院 大 学 長	氏 名	印

東京家政学院大学大学院人間生活学研究科学位授与の手続きに関する内規

(趣旨)

第1条 本学大学院人間生活学研究科（以下「研究科」という。）における学位授与の手続きについては、「東京家政学院大学学位規程」に定めるもののほか、この「東京家政学院大学大学院人間生活学研究科学位授与の手続きに関する内規」による。

(論文題目の届出)

第2条 修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む。以下、同じ。）の審査を申請する者は、次の各号に掲げる期日までに「修士論文題目届」を、主たる研究指導教員（以下「主指導教員」という。）の承認を受けた上で、研究科長に提出しなければならない。

- (1) 3月修了予定者 修了予定前年1月の所定の日
- (2) 9月修了予定者 修了予定前年6月の所定の日

2 「修士論文題目届」を提出した後、これを変更しようとするときは、次の各号に掲げる期日までに「修士論文題目変更届」を、主指導教員の承認を受けた上で、研究科長に提出するものとする。

- (1) 3月修了予定者 修了予定前年10月の所定の日
- (2) 9月修了予定者 修了予定年3月の所定の日

(審査の申請)

第3条 修士論文の審査を申請する者は、次の各号の書類を、主指導教員の承認を受けた上で、学長に提出しなければならない。

- (1) 修士論文審査申請書 1通
- (2) 審査用修士論文 1編3部（正本1部・副本2部）
- (3) 修士論文要旨 1通
- (4) 履歴書 1通
- (5) 補助論文（参考として修士論文に添付する必要がある場合）

2 修士論文を審査するため必要があるときは、参考資料を提出させることができる。

3 前2項の書類は、次の期日までに提出しなければならない。

- (1) 3月修了予定者 修了予定前年12月の所定の日
- (2) 9月修了予定者 修了予定年5月の所定の日

(審査の付託)

第4条 学長は、前条第1項の書類を受理したときは、本学大学院人間生活学研究科会議（以下「研究科会議」という。）に審査を付託する。

(審査委員会)

第5条 研究科会議は、前条の付託を受けたときは、修士論文1編ごとに、審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、3名以上の研究科の教員をもって構成する。

3 必要と認める場合は、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。

4 審査委員の選定は、修士論文の審査を申請した者が所属する専攻から推薦のあった審査委員候補者について、本学大学院人間生活学研究科代議員会（以下「代議員会」という。）が行う。

5 審査委員会は、第2項の審査委員の中から、主査1名を互選するものとする。ただし、原則として、主指導教員は主査になることはできない。

6 審査委員がやむを得ない理由により審査を行うことができない場合は、代議員会の議を経て、審査委員を変更することができる。

7 審査委員の任期は、修士論文の審査及び最終試験の結果について、研究科会議が学位を授与すべきか否かの議決を行う日までとする。

(修士論文の審査及び最終試験)

第6条 審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験を行う。

2 審査委員会は、修士論文の審査の一環として、修士論文発表会を公開で開催し、修士論文の審査を申請した者は、この場において修士論文の内容を説明し、出席者との間に質疑応答を行う。

3 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ修士論文の審査に合格した者について、修士論文及びこれに関連のある科目について、口述により行う。ただし、必要と認める場合は、筆記試験を課すことがある。

4 修士論文の審査及び最終試験は、別表1に定める基準に基づき行う。

5 修士論文及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格の評語をもってこれを表す。

(審査期間)

第7条 審査委員会は、次の期日までに修士論文の審査及び最終試験を終了するものとする。

- (1) 3月修了予定者 2月の所定の日
- (2) 9月修了予定者 8月の所定の日

(修士論文の審査及び最終試験の結果の報告)

第 8 条 審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験を終了したときは、修士論文の審査及び最終試験の結果の要旨に、学位授与の可否の意見を添え、研究科会議に報告しなければならない。

(学位授与の可否の議決)

第 9 条 研究科会議は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決は、研究科会議構成員（海外渡航中又は休職中の者は除く。）の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(学長への報告)

第 10 条 研究科長は、研究科会議が前条の議決をしたときは、修士論文の審査要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果を学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の規定による報告に基づいて、修士の学位の授与を決定する。

3 学長は、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(不合格者等の取扱い)

第 11 条 修士論文の審査もしくは最終試験において不合格の判定を受けた者及び第 3 条第 3 項の期日までに修士論文の審査を申請しなかった者は、次の学期以降に本内規に基づく審査を受けることができる。ただし、在学期間 4 年を超えて修士論文の審査を申請することはできない。

(梗概の提出)

第 12 条 修士論文の審査を申請した者が、修士論文の審査及び最終試験に合格し、修士課程の修了が認められた場合には、次に期日までに修士論文の梗概 1 部及びそのデータファイルを提出する。

(1) 3 月修了予定者 2 月末日

(2) 9 月修了予定者 9 月所定の日

(製本した修士論文の提出)

第 13 条 修士論文の審査を申請した者が、修士論文の審査及び最終試験に合格し、修士課程の修了が認められた場合は、次の期日までに製本した修士論文 1 部を提出しなければならない。

(1) 3 月修了者 3 月の所定の日

(2) 9 月修了者 修了日の翌月の所定の日

2 研究科長は、前項の規定により提出された修士論文を、本学の附属図書館に送付するものとする。

附 則

この内規は、令和 2 年 7 月 16 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

○修士論文に関する審査基準

修士論文は、論文提出者が主体的に取り組んだ研究の成果を表すものとして、次の基準を満たすものでなければならない。

(1) 研究の課題設定

論文の課題設定が明確にされており、学術のあるいは社会的な意義を有すると認められる。

(2) 先行研究の理解と提示

先行研究が適切に調査され、正確な読解や的確な評価が行われている。又、当該研究の位置づけが明確にされている。

(3) 研究方法の妥当性

研究目的に合致した適切な研究方法・手法が選択され、具体的に示されている。

(4) 論証方法や結論の妥当性

課題設定から結論に至る論旨が、実証的かつ論理的に展開されている。又、導き出された論旨・結論が、当該分野における独自の新規性を持った知見を提示している。

(5) 論文の形式・体裁

語句の使い方や文章表現が適切であり、学位論文としての体裁は整っている。又、資料や文献等の引用方法や引用範囲は適切である。

○特定の課題についての研究の成果に関する審査基準

特定の課題についての研究の成果（以下「作品」という。作品に関する論文を含む。）は、作品提出者が主体的に取り組んだ研究の成果を表すものとして、次の基準を満たすものでなければならない。

(1) 作品の課題設定

作品の課題設定が明確にされており、技術的、芸術的あるいは社会的な意義を有すると認められる。

(2) 先行作品・先行研究の理解と活用

作品制作に際して参考となる先行作品・先行研究が適切に調査され、的確な評価が行われている。又、当該作品の制作に適切に活用されている。

(3) 作品の制作方法と技術力

作品制作に際して妥当な方法が用いられている。また、制作段階においての技術的な課題は克服できている。

(4) 作品の表現と意義

制作作品は、課題設定に応える十分な表現となっている。又、当該分野において、新規性を持った技術的あるいは芸術的貢献、もしくは有用性のある社会的貢献となっている。

(5) 作品の形式・体裁

語句の使い方や文章表現が適切であり、作品としての体裁は整っている。又、資料や文献等の引用方法や引用範囲は適切である。

○最終試験に関する審査基準

最終試験は、学位を授与するに十分な水準にあるかを評価するものとして、次の基準を満たすものでなければならない。

(1) 研究の内容について説明することができる。

(2) 研究の内容に関する質問に適切に回答することができる。

(3) 当該研究分野に関する専門的な知識を有している。

(4) 関連する研究分野に関する基礎的な知識を有している。

授業科目

人間生活学研究科 授業科目

家政学専攻

授業科目名	授業の方法			区分	担当教員
	対面 ※1	同時双 方向※2	オン デマンド		
家政学総合特論		教員による		分担	山村 明子、三澤 朱実、小池 孝子、新開 よしみ、小野 由美子、河田 敦子、佐野 潤子
生活経営学特論	○			共担	井上 清美、佐野 潤子
消費者教育特論		○			小野 由美子
服飾文化特論	○				山村 明子
環境文化特論	○				大橋 竜太
食生活学特論			○	分担	三澤 朱実、竹中 真紀子
食品機能学特論	○				黒田 久夫
食品科学特論		未定			大嶋 孝之
衣環境学特論		○			花田 朋美
住環境計画特論	○			分担	小池 孝子、原口 秀昭
建築構法特論	○				白井 篤
住環境設計特論	○			分担	原口 秀昭、小池 孝子
発達支援特論		○		分担	柳瀬 洋美、丹羽 さがの
子ども学特論		○		分担	新開 よしみ、未定
高齢者福祉特論		未定			未定
地域福祉活動特論		未定			嶋田 芳男
教育学特論		未定			河田 敦子
教育実践特論		未定			未定
教育心理学特論	○				北見 由奈
家政学特別研究演習 1		教員による			全教員
家政学特別研究演習 2		教員による			全教員
家政学特別研究演習 3		教員による			全教員
家政学特別研究演習 4		教員による			全教員

※1 教員と学生の所属キャンパスが異なる場合は、情報通信機器等を用いて遠隔授業を行う。

※2 キャンパスに関わらず同時双方向授業を実施する。

栄養学専攻

授業科目名	授業の方法			区分	担当教員
	対面	同時 双方向	オン デマンド		
栄養学総合特論	○			分担	全教員
調理学特論	○				大富 あき子
スポーツ栄養管理学特論			○		加藤 理津子
食品学特論	○		○		林 一也
食品機能学特論		未定			未定
臨床栄養学特論	○				金澤 良枝
公衆栄養学特論		未定			未定
栄養教育特論	○				辻 雅子
地域栄養教育特論		未定			酒井 治子
小児臨床栄養学特論	○				斎藤 恵美子
病態生理学特論	○				山田 光彦
ヘルスプロモーション特論	○				田中 千晶
運動生態学特論	○				江川 賢一
栄養管理学特論		未定			吉野 知子
食品・栄養英語文献抄読演習		教員による			指導教員
栄養学特別研究演習 1		教員による			全教員
栄養学特別研究演習 2		教員による			全教員
栄養学特別研究演習 3		教員による			全教員
栄養学特別研究演習 4		教員による			全教員

大 学 院 履 修 案 内 等

大学院履修案内

1. 修了要件

大学院修士課程においては、2年以上在学し30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士作品」という。）の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、在学期間の短縮を許可された者については、当該期間を短縮することができる。

2. 履修方法

(1) 授業科目的履修

ア. 学生は、各人の志望する専門分野に応じて指定される研究指導教員の指導のもとに、授業科目を選定し、履修するものとする。【大学院研究科履修規程の別表参照】

学生は、在籍する専攻の必修科目10単位及び選択科目20単位以上を修得するものとする。教育上有益と認められるときは、他専攻の授業科目を履修することができる。修得した他専攻の授業科目の単位は、6単位を超えない範囲で在籍する専攻において修得したものとみなすことができる。

イ. 家政学総合特論・栄養学総合特論

- ・家政学専攻の学生は、必修2単位の「家政学総合特論」を履修する。
- ・栄養学専攻の学生は、必修2単位の「栄養学総合特論」を履修する。

家政学総合特論・栄養学総合特論は、家政学・栄養学の学際性・多様性に触れる目的で、1年次前期に開講する。この科目は複数の専任教員が担当するオムニバス形式によって実施される。

ウ. 家政学特別研究演習・栄養学特別研究演習

- ・家政学専攻の学生は、必修8単位の「家政学特別研究演習1～4」を履修する。
- ・栄養学専攻の学生は、必修8単位の「栄養学特別研究演習1～4」を履修する。

家政学特別研究演習・栄養学特別研究演習は、専門分野における研究活動を修士論文又は修士作品としてまとめていくための演習科目として、1年次及び2年次を通じて開講する。

研究指導教員による研究指導を通じて、専門分野における課題を見出し、その課題解決に向けて、文献調査、野外調査、実験、設計制作等、修士論文又は修士作品の作成に至る一連の研究活動を遂行する能力を養う。

また、その成果を発表することによって、当該専門分野における研究の発展に寄与することを目標とする。

(2) 授業

授業は、1年間を2期（前期・後期）に分け、各学期14週で行われる。

本学の授業時間は、次のとおりである。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
町田	9:00～10:40	10:50～12:30	13:20～15:00	15:10～16:50	17:00～18:40
千代田三番町	9:00～10:40	10:50～12:30	13:20～15:00	15:10～16:50	17:00～18:40

(3) 単位

各授業科目的単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

講義については、授業時間1時間をもって1単位とする。

演習については、授業時間2時間をもって1単位とする。

3. 研究指導教員

各人の研究主題に基づき、複数の研究指導教員が定められる。研究指導教員は、各人の研究主題に対する研究指導、履修科目的選択に当たっての指導及び相談に当たる。

4. 履修登録

学生は、学年始めにその学年において履修するすべての授業科目を「履修登録票」に記入し、指定された期間に大学事務局へ届け出なければならない。

履修登録上の注意事項

- (1) 手続きは、必ず主たる研究指導教員の承諾を得て行うこと。
- (2) 前期開講授業科目及び後期開講授業科目とも、すべて学年始めに履修登録すること。
- (3) 履修登録した授業科目でなければ、試験を受けることができない。
- (4) 試験を受けなかった授業科目、又は不合格になった授業科目を再度履修(再履修)する場合は、次年度に改めて履修登録すること。
- (5) 履修登録した授業科目の変更、追加、取消しは、原則として許可しないので、履修登録の際は、慎重に計画をたてるうこと。
- (6) 履修登録後、所定の日時に「履修登録確認表」を交付するので、誤りのある場合は、所定の日時に大学事務局へ申し出ること。
- (7) 手続きに当たっては、隨時、大学事務局掲示板に掲示するので、注意すること。

5. 試験

(1) 定期試験

- ア. 試験は、履修終了時の期末に行う。
- イ. 試験は、原則として授業の実施時間帯で行うので、試験の時間割は発表（掲示）しない。

(2) 試験の方法

- ア. 試験は、筆記、口述、論文、レポート等により行う。
- イ. レポート等の提出の場合は、提出期日を厳守すること。

(3) 受験資格

- ア. 履修登録をした者
- イ. 出席時間数が当該授業科目の総授業時間数の3分の2以上の者
- ウ. 授業料等完納者

(4) 追試験及び再試験

大学院にあっては、追試験及び再試験は行わない。

6. 成績評価

成績評価は、次のとおりとし、不合格者は単位修得にならない。

表記	得 点	合 否
優	80点以上	合 格
良	70点～79点	
可	60点～69点	
不可	59点以下	

成績の発表は、成績通知書の交付によって行う。交付の時期等については、別途連絡する。

交通機関が不通になった場合等の授業の取扱い

交通機関がストライキ・台風・雪害・地震等により不通となるか又は不通となることが予想され、授業を実施するのに支障があると判断される場合は、授業を臨時休講とする。原則として、各時限の授業開始の2時間前までに、大学ホームページ、学内一斉メール及び学内掲示で通知する。

※ 対象となる交通機関及び路線

- ・首都圏のJR各線及び私鉄の各線
- ・京王バス（めじろ台駅↔東京家政学院）及び神奈川中央交通バス（相原駅↔東京家政学院）

修士論文又は修士作品等の提出に関する日程

令和7年度4月入学生の場合
(9月入学生の場合は別途指定)

年次	提出書類	期日
1年	論文(作品)題目届	2026年1月30日(金)
	論文(作品)題目変更届	2026年10月30日(金)
2年	修士論文審査申請書	
	審査用修士論文	
	修士論文要旨	2026年12月18日(金)
	履歴書 補助論文 (参考として修士論文に添付する必要がある場合)	

修士論文又は修士作品等の形式及び提出等について

修士論文又は修士作品等の提出にあたり、その形式等については、以下の要領によること。

1. 修士論文の形式について

(1) 修士論文について

- ① 修士論文は、マイクロソフトワード等の文書作成ソフトを用いること。
- ② 修士論文は、A4判(A3判を折り込んでもよい)とし、論文の頭初に別紙様式3(大学事務局より配付)による題記を付すこと。
- ③ 修士論文の本文は、別紙様式4-1または様式5-1(大学事務局より配付)によること。
- ④ 本文中に写真(印画紙)・原画等を貼付する場合は、本文と同じ枠の範囲内に貼付すること。
又、本文以外の資料(グラフや図表などをまとめたもの等)を添付する場合も、製本して本学図書館に保管するので、本文と同様に周囲に余白をとること。

(2) 修士作品について

修士作品は、研究指導教員の指示に従い作製するものとし、修士作品に関する論文については、上記(1)の修士論文に準じて作成すること。

2. 「修士論文(又は作品)要旨」及び「履歴書」の形式等について

- (1) 「修士論文(又は作品)要旨」は、別紙様式6(大学事務局より配付)によること。
- (2) 「履歴書」は、別紙様式7(大学事務局より配付)によること。
- (3) 「修士論文(又は作品)要旨」及び「履歴書」の提出枚数は、各1枚とする。
- (4) 「修士論文(又は作品)要旨」は、修士論文発表会の資料として出席者に配付する。

3. 修士論文(又は作品)、「修士論文(又は作品)要旨」及び「履歴書」の提出について

- (1) 修士論文の審査のため、審査用修士論文(正本1部、副本2部)、「修士論文(又は作品)要旨」及び「履歴書」に審査申請書を添えて提出すること。
但し、研究指導教員から審査用論文の提出部数の指示があった場合は、その指示による。
- (2) 修士作品の提出部数は、研究指導教員の指示による。
- (3) 修士論文(又は作品)の審査に関する書類の提出期限は、4月入学者については修了予定年次の12月20日15時ま

でとする。但し、当日が土曜日又は祝日に当たる場合は、その前日とし、日曜日に当たる場合は、その前々日とする。9月入学者については別途指定する。

- (4) 修士論文(又は作品)の審査に関する書類の提出場所は、大学事務局とする。
- (5) 修士論文(又は作品)の提出方法は、研究指導教員の指示による。修士論文又は作品に関する論文の提出にあたっては、クリア・ファイル又はバインダーを使用し、表紙、背表紙に論文題目並びに氏名を記載すること。

4. 「梗概」の形式及び提出について

- (1) 「梗概」の様式は、別紙様式8(大学事務局より配付)によること。
- (2) 「梗概」の提出枚数は、4枚とする。
- (3) 「梗概」の提出期限は、4月入学者については修了予定年次の2月末日までとする。但し、当日が土曜日又は祝日に当たる場合は、その前日とし、日曜日に当たる場合は、その前々日とする。9月入学者については別途指定する。
- (4) 「梗概」の提出場所は、大学事務局とする。

5. 修士論文の製本について

修士論文(又は作品)の審査に合格した後、速やかに修士論文を製本し、大学事務局へ提出すること。(製本にかかる経費は、自費。)

なお、詳細については、大学事務局から指示する。(個人で製本を行う場合は、詳細を大学事務局で確認すること。)

専修免許状について

本学大学院においては、専修免許状が取得できる。

専修免許状の種類、取得するための要件及び授業科目は、次のとおりである。

1. 専修免許状の種類

- 中学校教諭専修免許状（家庭）
- 高等学校教諭専修免許状（家庭）
- 栄養教諭専修免許状

2. 取得要件

- 本学大学院を修了すること。
- 「家庭」の専修免許状を取得する場合は、中学校教諭1種免許状（家庭）又は高等学校教諭1種免許状（家庭）を有していること。
- 「栄養教諭」の専修免許状を取得する場合は、管理栄養士免許証及び栄養教諭1種免許状を有していること。
- 指定された授業科目について、24単位以上修得すること。

3. 授業科目

- (家庭)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する授業科目			免許状取得に必要な最低修得単位数	備考		
科目	科目区分	単位数	授業科目	単位数					
				必修	選択				
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	24	生活経営学特論		2	24単位以上			
			消費者教育特論		2				
			衣環境学特論		2				
			服飾文化特論		2				
			食生活学特論		2				
			食品機能学特論		2				
			食品科学特論		2				
			住環境計画特論		2				
			住環境設計特論		2				
			環境文化特論		2				
			建築構法特論		2				
			発達支援特論		2				
大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解に関する科目		子ども学特論		2				
			高齢者福祉特論		2				
			地域福祉活動特論		2				
			教育学特論		2				
			教育心理学特論		2				
			教育実践特論		2				

○(栄養教諭)

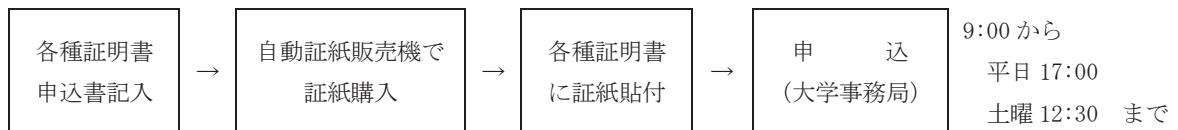
教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する授業科目			免許状取得に必要な最低修得単位数	備考
			授業科目	単位数			
科目	科目区分	単位数		必修	選択		
大学が独自に設定する科目	栄養に係る教育に関する科目	24	栄養教育特論		2	24単位以上	
			地域栄養教育特論		2		
			ヘルスプロモーション特論		2		
			栄養管理学特論		2		
			食品・栄養英語文献抄読演習		1		
			小児臨床栄養学特論		2		
			病態生理学特論		2		
			食品機能学特論		2		
			調理学特論		2		
			スポーツ栄養管理学特論		2		
			食品学特論		2		
			運動生態学特論		2		
			臨床栄養学特論		2		
			公衆栄養学特論		2		
	教育の基礎的理解に関する科目		教育実践特論		2		
			教育心理学特論		2		

各種証明書の交付手続き等について

各種証明書の交付を受ける場合、次により手続きを行う。

(1) 証明書の申込み

「各種証明書申込書」に必要事項を記入の上、(2)の表に示された手数料分の証紙を設置してある自動証紙販売機で購入し、同申込書に貼付して、大学事務局窓口にて申し込むこと。



所定様式外の証明書（本学以外の機関の定める様式）及び英文証明書の交付等については、事前に大学事務局窓口で確認すること。

証明書の受取りは、原則申込日の翌日に窓口にて学生証提示の上、交付する。

(2) 各種証明書等手数料

名 称	手数料	名 称	手数料
在 学 証 明 書	300 円	修 了 証 明 書	300 円
成 績 証 明 書	300 円	修了見込証明書	300 円
学力に関する証明書	500 円	退 学 証 明 書	300 円

※ 英文による上記証明書の手数料は、3倍となります。

(3) その他の諸手続き

種 別	期 日	摘 要
欠 席 届	必要の生じたとき	3日以上欠席の時に提出、 1週間以上病欠の場合医師の診断書添付
休 学 願	〃	当該学期の休学の場合は授業料完納者のみ願出可、次学期休学の場合は授業料完納済みの学期中の願出に限る
復 学 願	〃	休学満了時の復学の場合
退 学 願	〃	授業料完納者のみ願出可

大学院生共同研究室の利用について

1. 大学院共同研究室は、大学院生が自主的学習や研究によって、知性を磨き豊かな感性を養い、専門分野における高度の研究能力を身につけるための研究の場である。

2. 本学大学院生には、各キャンパスに大学院生共同研究室が用意されている。

3. 大学院生共同研究室の開室時間は、次のとおりである。

月曜日～金曜日 8：00～20：00

土曜日 8：00～18：00

※ 延長する場合は、研究指導教員の許可を得て管理センターへ届けること。

4. 休室日

(1) 日曜日、国民の祝日及び創立記念日(5月21日)

(2) 年末年始(12月26日～翌年1月5日)

(3) 夏季休業中の土曜日及び構内施設点検期間

(4) その他、入試等によって入講禁止となる日

5. 利用に当たっては、静肅、清潔、快適な研究環境に努めること。

学 内 諸 規 程

東京家政学院大学大学院長期履修学生規程

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学大学院学則第6条に規定する長期にわたり計画的に教育課程を履修する学生（以下「長期履修学生」という。）については、この規程の定めるところによる。

(長期履修期間及び在学期間)

第2条 長期履修学生として標準修業年限以上の長期にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は、次の各号に掲げる期間とする。ただし、年度の途中からの長期履修は認めない。

(1) 1年次から長期履修学生として認められる者の長期履修期間は、3年又は4年とする。

(2) 2年次から長期履修学生として認められる者の長期履修期間は、2年とする。

2 長期履修学生の在学期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 1年次から長期履修学生として認められ長期履修期間が3年の者及び2年次から長期履修学生として認められる者の在学期間は、5年を超えることができない。

(2) 1年次から長期履修学生として認められ長期履修期間が4年の者の在学期間は、6年を超えることができない。

(申請資格)

第3条 長期履修を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、2年次に在学する者は、申請することができない。

(1) 職業を有する者

(2) その他研究科長が認め、学長が決定した者

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する者は、別に定める長期履修申請書を次の期間内に提出しなければならない。

(1) 新入生が1年次の初めから希望する場合は、入学前の入学手続日まで

(2) 1年次に在学する者が2年次の初めから希望する場合は、1年次の1月末日まで

(許可)

第5条 前条の申請者に対しては、研究科会議の議を経て、研究科長が学長に報告し、学長が許可する。

(履修期間短縮の申請手続)

第6条 長期履修学生が履修期間の短縮を希望する場合は、別に定める長期履修期間短縮申請書を、短縮された場合に修了を予定する年度に先立つ年度の1月末日までに提出しなければならない。

(履修期間短縮の許可)

第7条 前条の申請者に対しては、研究科会議の議を経て、研究科長が学長に報告し、学長が許可する。

(授業料等)

第8条 東京家政学院大学大学院学則第24条別表第2の授業料及び施設設備資金について、修業年限分の総額を長期履修期間の年数で除した額を年額とし、前期・後期に分けて納入する。長期履修期間別の納入額は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日より施行する。ただし、平成19年3月31日に1年次に在籍する者については、第4条第2号の規定にかかわらず、長期履修申請書を受け付け、第2条第2号の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この東京家政学院大学大学院長期履修学生規則は、東京家政学院大学大学院長期履修学生規程に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

【1年次から3年間の長期履修学生の場合（第2条第1号）】

	1年次		2年次		3年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期
入学検定料	30,000	—	—	—	—	—
入学金	300,000	—	—	—	—	—
授業料	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
施設設備資金	35,000	35,000	35,000	35,000	30,000	30,000
計	565,000	235,000	235,000	235,000	230,000	230,000

【1年次から4年間の長期履修学生の場合（第2条第1号）】

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学検定料	30,000	—	—	—	—	—	—	—
入学金	300,000	—	—	—	—	—	—	—
授業料	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
施設設備資金	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
計	505,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000

【2年次から2年間の長期履修学生の場合（第2条第2号）】

	2年次		3年次	
	前期	後期	前期	後期
入学検定料	—	—	—	—
入学金	—	—	—	—
授業料	150,000	150,000	150,000	150,000
施設設備資金	25,000	25,000	25,000	25,000
計	175,000	175,000	175,000	175,000

※1 長期履修期間を短縮する場合は、修了年次の定められた期日までに修業年限分の総額の残額を納入する。

※2 長期履修期間を超える場合の授業料等は、学則第24条別表第2で規定する額を納入する。

※3 平成25年4月1日入学者から適用。

東京家政学院大学大学院修了延期運用規程

(趣 旨)

第1条 東京家政学院大学大学院（以下「大学院」という。）学則第21条第2項に規定する修了延期については、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 修了要件を満たしたにもかかわらず、在学期間を延長して学修の継続を希望する学生の便宜を図ることを目的とする。

(要 件)

第3条 修了延期を希望する者は、次の要件を満たしていかなければならない。

- (1) 大学院学則に定める修了の要件を満たしていること。
- (2) 引き続き在学することにより、大学院学則に定める在学年限を超えないこと。
- (3) 学納金を滞納していないこと。

(手 続)

第4条 修了延期を希望する者は、指定された期間内に、別紙「修了延期願」を研究科長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 前項により、修了の延期を許可された者（以下「修了延期者」という。）に対しては、修了延期許可通知書を交付する。

3 修了延期者が、事情変更により本来の修了年度に修了を希望する場合は、所定の期間内に、別紙「修了延期許可取消願」を提出した場合に限り、当該年度末での修了を認めることができる。

4 修了延期者が、修了延長に係る学納金（授業料及び施設設備資金をいう。以下同じ。）を所定の期間内に納入しない場合は、修了延期の許可を取り消し、本来の修了年度末での修了とする。

(期 間)

第5条 在学を延長することのできる期間は、1年とする。ただし、修了延期者が引き続き延期を希望する場合は、1年を限度として在学期間の延長を許可することができる。

(修了の時期)

第6条 修了延期者の修了の時期は、延長後の在学期間の年度末とする。ただし、前期末での修了を希望する者に対しては、所定の手続により修了を認めることができる。

(授業科目の履修)

第7条 修了延期者は、研究科の認める範囲内で授業科目を履修することができる。

(休学の取り扱い)

第8条 修了を延期した期間中は、休学は認めない。

(授業料等)

第9条 修了延期者の学納金については、別に定める。

2 既に納入された学納金は、原則として返戻しない。

附 則

この規則は、平成22年2月19日から施行する。

附 則

この東京家政学院大学大学院終了延期運用規則は、東京家政学院大学大学院終了延期運用規程に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

東京家政学院大学大学院在学期間短縮に関する内規

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学大学院学則（以下、「学則」という。）第16条に規定する在学期間の短縮については、この内規の定めるところによる。

(短縮できる期間及び要件)

第2条 短縮できる在学期間とその要件は、次のとおりとする。

専攻	短縮できる在学期間	要件
家政学専攻	半年	本大学院で開講している家政学特別研究演習1(2単位)を含み、かつ合計8単位以上について本大学院の教育課程の一部を履修したと認められること。
	1年	本大学院で開講している家政学特別研究演習1・2(各2単位)を含み、かつ合計15単位以上について本大学院の教育課程の一部を履修したと認められること。
栄養学専攻	半年	本大学院で開講している栄養学特別研究演習1(2単位)を含み、かつ合計8単位以上について本大学院の教育課程の一部を履修したと認められること。
	1年	本大学院で開講している栄養学特別研究演習1・2(各2単位)を含み、かつ合計15単位以上について本大学院の教育課程の一部を履修したと認められること。

(申請手続き)

第3条 在学期間の短縮を希望する者は、入学試験の出願期間に、東京家政学院大学大学院入学前の既修得単位の認定に関する内規第3条に定める書類のほか、在学期間短縮申請書（本学所定の様式）を提出しなければならない。

(許可)

第4条 前条の申請者に対しては、研究科会議の議を経て、研究科長が学長に報告し、学長が許可する。

(授業料等)

第5条 学則第44条別表第2に基づき、在学期間短縮における納入額は、別表のとおりとする。

附 則

この内規は、令和3年4月1日より施行し、令和4年4月入学者から適用する。

別表（第5条関係）

【1年短縮の場合】

	1年次	
	入学時	後期
入学検定料	30,000	—
入学金	300,000	—
授業料	300,000	300,000
施設設備資金	50,000	50,000
計	680,000	350,000

【半年短縮の場合】

	1年次		2年次
	入学時	後期	前期
入学検定料	30,000	—	—
入学金	300,000	—	—
授業料	300,000	300,000	300,000
施設設備資金	50,000	50,000	50,000
計	680,000	350,000	350,000

※ 別表において、9月入学者については、「後期」は「前期」と、「前期」は「後期」と読み替えるものとする

東京家政学院大学大学院科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学大学院学則（以下「学則」という。）第40条第2項に規定する科目等履修生については、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することができる者は、学則第25条に規定する大学院入学資格を有する者とする。

(科目等履修の範囲)

第4条 科目等履修生として履修できる授業科目は、担当教員の同意の上、大学院代議員会で審議し、別に定める。

(入学の出願)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期間内に、次の書類に検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(1) 入学願書（本学所定の様式）	1通
(2) 履歴書（本学所定の様式）	1通
(3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書	各1通
(4) 在職中の者は、その所属長の承諾書	1通
(5) 日本以外の国籍を有する者は、上記各号の他に登録済証明書、日本留学試験又は日本語能力試験成績通知書及び在留資格認定証明書（写）	各1通

(入学の選考)

第6条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第7条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、次の書類に所定の入学金及び授業料を添えて、所定の期日までに入学手続をしなければならない。

(1) 誓約書（本学所定の様式）	1通
(2) 調査書（本学所定の様式）	1通
(3) 学籍カード（本学所定の様式）	1通

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(在学期間)

第8条 在学期間は、当該学期又は学年の終りまでとする。ただし、引き続き在学を希望する者については、願い出により在学期間の延長を許可することができる。

(科目等履修生の修了)

第9条 科目等履修生修了者には、願い出により科目等履修生修了証明書を交付する。

(単位認定)

第10条 履修した科目のうち、単位の修得を必要とする場合は、願い出で試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

3 前項により認定された単位については、願い出により単位修得証明書を交付する。

(退学)

第11条 在学期間の途中で退学する者は、学長の許可を受けなければならない。

(授業料等の額)

第12条 科目等履修生の検定料、入学金及び授業料は、次のとおりとする。ただし、実験・実習・演習等に係る費用については、必要に応じて別途徴収することがある。

(1) 検定料	10,000円
(2) 入学金	15,000円
(3) 授業料	20,000円（1単位毎に）

2 前項の授業料は、所定の期日までに納めなければならない。

3 既納の検定料、入学金及び授業料は、返戻しない。

(他の規則の準用)

第13条 科目等履修生については、この規程及び別に定めるもののほか、東京家政学院大学大学院学則、東京家政学院大学学則及び学生通則等を準用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

東京家政学院大学大学院入学前の既修得単位の認定に関する内規

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学大学院学則(以下「学則」という。)第15条に規定する入学前の既修得単位の認定に関しては、この内規の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 既修得単位の認定を願い出ることのできる者は、本大学院に入学した者又は入学を志願した者とする。

(出願手続)

第3条 既修得単位の認定を願い出る者は、所定の期日までに次の書類を大学事務局へ提出しなければならない。

(1) 単位認定願書

(2) 既修得単位の成績証明書又は単位修得証明書

(3) 修得科目の授業概要が記載された大学院要覧等

(単位の認定)

第4条 単位の認定は、当該授業科目を開設する専攻において審査し、研究科代議員会の議を経て認定するものとする。

(認定単位数)

第5条 単位の認定は、本学において修得した単位以外のものについては15単位を超えないものとし、学則第14条に規定する本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(認定単位の評価)

第6条 認定した単位の評価は、「認定」として表示するものとする。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

東京家政学院大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東京家政学院大学大学院(以下「大学院」という。)の学生が学部における教育効果を高めるため、大学院に在籍する優秀な学生に対し、教育的配慮のもとに学部教育の補助業務に従事させ、教育指導者としての訓練の機会を与えるとともに、これに対する給与を支給することにより、学生の奨学に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この規程に定める学部教育の補助業務を行なう者の名称をティーチング・アシスタント(以下「T・A」という。)とする。

(職務)

第3条 T・Aは、授業科目担当教員の指示に従い、学部学生に対する実験、実習、演習等の授業の補助業務、それに関わる準備及び授業後の学生の学習相談等に従事する。

(募集及び選考)

第4条 T・Aは、大学院の学生の中から募集し、部局長会議の議を経て研究科長が選考する。

2 研究科長は、前項の選考結果を学長に報告し、T・Aを決定する。

(採用)

第5条 学長は、前条第2項の報告に基づき、T・Aの採用について理事長に報告する。

2 T・Aの採用期間は、1年以内とする。ただし、研究科長が継続して採用する必要があると認めるときは、改めて選考することができる。

3 研究科長は、T・Aが学業不振となり成業の見込みがないと判断されるとき、その他T・Aの適格性に欠けると認めたときは、所定の手続きを経てT・Aの採用を取り消すことができる。

(勤務時間)

第6条 T・Aの勤務時間は、自己の学業・研究に支障のない範囲で、かつ、週10時間程度を標準として定めるものとする。

(給与)

第7条 T・Aには、給与として補助員の給与基準に定める「大学卒業者、短大卒3年以上の業務経験者」の日額を1時間当たりに換算して支給する。

(実績報告書の提出)

第8条 T・Aを活用した授業科目担当教員は、年間の活用状況に関する別紙により「実績報告書」を作成し、研究科長に提出しなければならない。

2 研究科長は、前項の実績報告書に基づき学長に報告する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、T・Aに関する必要な事項は、部局長会議の議を経て、研究科長が定めることができる。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月10日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

東京家政学院大学大学院研究生規程

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学大学院において、特定の専門分野の研究を志望する研究生（以下「研究生」という。）の受け入れについては、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 研究生の入学資格は、次のとおりとする。

一 修士の学位を有する者

二 研究科において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認め、学長が認めた者

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を受けようとする教員の承諾を得て、出願書類に所定の入学検定料を添えて、所定の期日までに研究科長に願い出なければならない。

(入学の選考)

第5条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、入学書類に所定の入学金及び授業料を添え所定の期日までに入学手続をしなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(指導教員)

第7条 研究生の指導教員は、研究科会議の議を経て研究科長が学長に報告し、学長が決定する。

2 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(研究期間)

第8条 研究生の研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、その研究を更に継続しようとするときは、理由を付して研究科長に研究期間の延長を願い出なければならない。

2 研究科長は、研究科会議の議を経て学長に報告し、学長承認後、通算2年を限度として期間の延長を許可することができる。

(授業への出席)

第9条 指導教員において必要と認める場合は、授業担当教員の承認がある場合に限り学長に報告し、学長が研究生に對し、研究科の授業の出席を許可することができる。

(修了)

第10条 研究生は、その研究期間を終えたときは、研究概要を記載した研究報告書を指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

2 研究科長は、修了者に対し、希望により修了証明書を学長の承認後、交付することができる。

(退学)

第11条 研究期間の途中で退学しようとするものは、指導教員の承認を得て学長の許可を受けなければならない。

(検定料等の額)

第12条 研究生の検定料、入学金及び授業料は、東京家政学院大学研究生規程を準用する。

(他の規則の準用)

第13条 研究生については、この規程及び別に定めるもののほか、東京家政学院大学大学院学則及び東京家政学院大学研究生規程を準用する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年7月5日から施行する。

附 則

この東京家政学院大学大学院研究生規則は、東京家政学院大学大学院研究生規程に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

東京家政学院大学学生懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、東京家政学院大学学則第54条及び東京家政学院大学大学院学則第38条に規定する学生の懲戒に關し必要な事項を定める。

2 懲戒は、本学における教育研究の秩序を維持すると共に、学生の本分を全うさせるために行うものであり、懲戒の対象となる行為の様態、結果等については総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行うものとする。

3 懲戒により学生に課す不利益は、前項の懲戒目的を達成するため、必要な限度にとどめなければならない。

(懲戒の対象者)

第2条 この規程において懲戒の対象となる者は、学部及び大学院に所属する学生（研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生を含む。以下同じ。）とする。

(懲戒の対象行為)

第3条 懲戒の対象となる行為は、次のとおりとする。

(1) 法令に違反する行為

(2) 本学の学則、学生通則等諸規程に違反し、本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為

(3) 前2号のほか本学の名誉及び信用を著しく失墜させる行為

2 具体的な行為は別に定める学生の懲戒標準例（以下「標準例」という。）のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、標準例に掲げられていない行為については、標準例に照らして慎重に判断し、懲戒の対象行為とみなすことができる。

(懲戒の種類及び内容)

第4条 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 訓告 学生の行った行為について、書面をもって厳重な注意を与えて戒め、反省を求めるこ

(2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修、課外活動及び大学施設等の利用を禁止すること

(3) 退学 学生の身分を失わせること。この場合、再入学は認めない。

2 停学の期間は、6ヶ月以内とする。なお、停学期間中も所定の学費を納入するものとする。

(厳重注意)

第5条 前条に定める懲戒のほか、教育的措置として、厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意は、部局長会議の議を経て、当該学生の所属する学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）が口頭により行い、当該学生が所属する学部教授会又は研究科会議（以下「教授会等」という。）に報告する。

(出校停止)

第6条 懲戒処分を行うまでの間、出校を停止することができる。その期間については、部局長会議で決定する。

2 出校を停止した学生が、停学の処分を受けた場合、出校停止の期間は停学の期間に加えることができる。

(懲戒の量定)

第7条 懲戒処分の量定は、標準例に準拠する。

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、標準例に定める処分を加重軽減することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、標準例に掲げられていない懲戒対象行為については、標準例に照らして判断し、相当の懲戒処分とすることができる。

(通報等)

第8条 本規程第3条に該当する行為を発見し、又はその情報を得た教職員は、速やかに学務室長に通報するものとする。

2 前項の通報を受けた学務室長は、直ちに副学長に報告するものとし、副学長は、これを直ちに当該学生の所属する学部あるいは研究科の学部長等に報告する。

(手続開始の決定)

第9条 前条第2項の報告を受けた副学長は、学部長等と協議の上、相当の理由があると認めたときは、懲戒事案として手続の開始を決定し、学長に報告する。

(調査委員会の設置等)

第10条 教授会等は前条の決定があった場合、事実を調査し、懲戒処分案を調査させるため、その都度、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

(1) 学長が指名する副学長（以下「担当副学長」という。）

(2) 学部長等

(3) 学生指導委員会委員長

(4) 担当副学長が指名する教職員

3 委員会には、委員長を置き、担当副学長がこれに当たる。

4 学部長等は、前条の決定（懲戒事案の概要を含む。）及び調査委員会の発足について、理由を付して直近の教授会等に報告し、教授会等は、これを確認する。

5 教授会等は、前項の報告を確認する場合において、特に必要があると認めたときは、これを修正することができる。

(事実の調査等)

第11条 調査委員会は、当該学生及び関係者から事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。

2 調査委員会は、当該学生に弁明の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は、調査の終了後、調査内容及び懲戒処分案を明記した報告書を作成し、学長に提出する。

(懲戒処分の決定)

第12条 学長は、前条第3項の報告書を受理したときは、教授会に諮りその議を経て、懲戒処分を決定する。

(懲戒処分の通知・告示)

第13条 学長は、学生を懲戒に付すときには、懲戒の種類、内容及びその理由を学生本人及び保証人に書面をもって通知するとともに学内に告示する。

(再審査の請求)

第14条 懲戒処分を受けた学生は、処分理由に事実誤認、新事実の発見及びその他正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、学長に対して再審査を請求することができる。

2 再審査を請求しようとする学生は、処分の通知を受け取った日から1週間以内に再審査請求書を学長に提出しなければならない。

(再調査の実施)

第15条 学長は、再調査の必要があると認めたときは、調査委員会に対して再調査を指示する。

2 学長は、再調査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を書面にて当該学生に通知する。

3 学長は、再調査に必要と認める者を調査委員会に加えることができる。

4 再調査の処理については、第11条、第12条及び第13条の規定に準ずる。

5 再調査の結果により懲戒処分の内容を変更したときは、学長は既に行なった懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

(懲戒処分に関する記録)

第16条 懲戒処分を行なったときは、その内容を学籍カード及び学生調査書に記録する。

(学生異動)

第17条 学長は、懲戒に関する事実調査が開始された場合は、懲戒処分が決定するまで、当該学生の休学及び退学の願い出は受理しない。

2 学長は、懲戒対象行為を行なった学生から、停学の決定後に退学の願い出があった場合は、この願い出を受理し、教授会等の議を経て、退学を許可することができる。

3 休学中の学生が停学処分となった場合は、休学許可を取り消す。

4 停学期間は、在学期間に含め修業年限には含めない。ただし、停学期間が1か月以内の場合には修業年限に含めることができる。

(事務)

第18条 この規程に関する事務は、学務室が取扱う。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、部局長会議の議を経て学長が決定する。

附 則

この規則は、平成3年12月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年5月20日から施行する。

附 則

この東京家政学院大学学生懲戒手続規則は、東京家政学院大学学生懲戒手続規程に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この東京家政学院大学学生懲戒手続規程は、東京家政学院大学学生懲戒規程に改正し、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）学生の懲戒標準例

区分	内 容	退学	停学	訓告
法令違反（犯罪）行為	殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為	<input type="radio"/>		
	殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為の未遂行為	<input type="radio"/>		
	傷害行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	薬物犯罪行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	窃盗、万引き、詐欺等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	ストーカー行為、盗撮行為、迷惑行為の犯罪行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
交通事故	死亡又は、高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合で、その原因行為が、無免許運転、飲酒運転、暴走運転など悪質な交通法規違反の場合	<input type="radio"/>		
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が、無免許運転、飲酒運転、暴走運転等悪質な交通法規違反の場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	無免許運転、飲酒運転、暴走行為等の交通法規違反	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	死亡又は、高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合で、その原因行為が、重大な過失の場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
飲酒	飲酒を強要し重大な事態を生じさせた場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	飲酒を強要した場合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
試験・論文等不正行為	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	論文・レポートの作成等における剽窃、無断引用等の悪質な行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
研究活動中不正行為	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び濫用等の研究倫理に反する行為を行った場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他の非違行為例	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	ハラスメントその他の人権侵害等に当たる行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	資格外活動違反等、入管法の違反行為を繰り返した場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
その他	正当の理由がなくて出席常でない場合	<input type="radio"/>		

東京家政学院大学科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学学則（以下「学則」という。）第56条第2項に規定する科目等履修生については、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学則第32条に規定する大学入学資格を有する者
- (2) 東京家政学院高等学校の生徒のうち、高等学校長の許可を受けた者

(科目等履修の範囲)

第4条 科目等履修生として履修できる授業科目は、学部学務部会で審議し、担当教員の同意を得たものとする。

(入学の出願)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、指定の期間内に、次の書類を提出しなければならない。ただし、第3条第1項第2号に該当する者については、第2号から第5号までの書類を要しないものとする。

- | | |
|--|-----|
| (1) 入学願書（本学所定の様式） | 1通 |
| (2) 履歴書（本学所定の様式） | 1通 |
| (3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書 | 各1通 |
| (4) 在職中の者は、その所属長の承諾書 | 1通 |
| (5) 日本以外の国籍を有する者は、上記各号の他に登録済証明書、日本留学試験又は日本語能力試験成績通知書及び在留資格認定証明書（写） | 各1通 |

(入学の選考)

第6条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第7条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、次の書類に所定の入学金を添えて、所定の期日までに入学手続をしなければならない。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 誓約書（本学所定の様式） | 1通 |
| (2) 調査書（本学所定の様式） | 1通 |
| (3) 学籍カード（本学所定の様式） | 1通 |

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(在学期間)

第8条 在学期間は、当該学期又は学年の終りまでとする。ただし、引き続き在学を希望する者については、願い出により在学期間の延長を許可することができる。

(履修単位数)

第9条 科目等履修生として履修できる科目の総単位数は30単位以内とする。

(科目等履修生の修了)

第10条 科目等履修生修了者には、願い出により科目等履修生修了証明書を交付する。

(単位認定)

第11条 履修した科目のうち、単位の修得を必要とする場合は、願い出で試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

3 前項により認定された単位については、願い出により単位修得証明書を交付する。

(退学)

第12条 在学期間の途中で退学する者は、学長の許可を受けなければならない。

(授業料等の額)

第13条 科目等履修生の検定料、入学金及び授業料は、次のとおりとする。ただし、実験・実習・実技科目を履修する場合は、経費を別途徴収することがある。

- | | |
|---------|----------------|
| (1) 検定料 | 10,000円 |
| (2) 入学金 | 15,000円 |
| (3) 授業料 | 15,000円（1単位毎に） |

2 前項の授業料は、指定した期日までに納めなければならない。

3 既納の検定料、入学金及び授業料は、返戻しない。

4 第3条第1項第2号に該当する者及び本学卒業生の授業料等については、別に定める。

(他の規則の準用)

第14条 科目等履修生については、この規程及び別に定めるものほか、東京家政学院大学学則及び学生通則等を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 東京家政学院大学聴講生規則（昭和62年7月9日施行）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年7月5日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この東京家政学院大学科目等履修生規則は、東京家政学院大学科目等履修生規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 17 日から施行し、令和元年 9 月 21 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

東京家政学院大学休学期間中の授業料等の取扱い内規

(目的)

第1条 この内規は、東京家政学院大学学則及び東京家政学院大学大学院学則に規定する休学期間中の授業料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休学期間中の授業料等)

第2条 休学期間中の授業料及び施設設備資金（以下「授業料等」という。）については免除する。ただし、前期又は後期の途中において休学する場合は、休学する日の属する期分の授業料等を納入しなければならない。

(休学在籍料)

第3条 休学を許可された者は、休学在籍料を指定した期日までに納入しなければならない。

2 休学在籍料は、1年の休学を許可された者は施設設備資金の2分の1、前期又は後期の休学を許可された者は施設設備資金の4分の1とする。

(内規の改廃)

第4条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年1月20日から施行し、令和3年9月21日から適用する。

東京家政学院大学学生交流規程

(趣旨)

第1条 本学の学生で、東京家政学院大学学則（以下「学則」という。）第18条及び第42条の規定により、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）及び他大学等の学生で学則第57条の規定により本学の授業科目を履修しようとする者（以下「特別聴講学生」という。）の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(他大学等との協議)

第2条 学則第18条及び第57条の規定による本学と他大学等との協議は、次に掲げる事項について教授会の議を経て学長が行うものとする。

- (1) 履修する授業科目の範囲
- (2) 学生数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間
- (5) その他必要な事項

2 派遣学生の派遣及び特別聴講学生の受入れの許可は、前項の協議の結果に基づき行うものとする。

(派遣学生の出願手続)

第3条 派遣学生として他大学等の授業科目を履修しようとする者は、所定の期日までに学部長に願い出なければならない。

2 前項の規定により出願できる者は、第3年次以上（ただし外国の大学又は短期大学の場合は第2年次以上）に在学する学生とする。

(派遣の許可)

第4条 前条の願い出があったときは、学部長は教授会の議を経て他大学等に依頼し、その承認を得てこれを許可する。

(外国の大学等における履修期間)

第5条 外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）で履修する派遣学生の履修期間は、1年以内とする。

ただし、やむを得ない事情があると認められたときは、更に1年以内に限りその延長を許可することができる。

(派遣学生の在学期間の取扱い)

第6条 派遣学生としての履修期間は、本学の在学年数に算入する。

(派遣学生の履修報告書等の提出)

第7条 派遣学生は、履修が終了したときは直ちに（外国の大学等で履修した派遣学生にあっては帰国の日から1月以内に）学部長に履修報告書及び当該他大学等の長の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

(派遣学生の単位の認定)

第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、学業成績証明書により教授会の議に基づき60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなす。

(派遣学生の授業料)

第9条 派遣学生の本学の学生としての授業料の取扱いについては、別に定める。

(派遣許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生が次の各号の一に該当する場合は、教授会の議を経て、当該他大学等の長と協議の上、履修の許可を取消す。

- (1) 履修の見込みがないと認められるとき。
- (2) 派遣学生として当該他大学等の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったとき。
- (3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

(特別聴講学生の受入れ許可)

第11条 特別聴講学生の受入れの許可は、他大学等からの依頼に基づき教授会の議を経て学長が行う。

(特別聴講学生の学業成績証明書)

第12条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、学部長は学業成績証明書を交付する。

(特別聴講学生の検定料等)

第13条 特別聴講学生に係る検定料、入学金及び授業料の取扱いについては当該他大学等との協議により定める。

(他の規則の準用)

第14条 特別聴講学生については、この規程に定めるもののほか、学則及び学内諸規程を準用する。

附 則

この規則は、平成3年6月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。

附 則

この東京家政学院大学学生交流規則は、東京家政学院大学学生交流規程に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

東京家政学院大学研究生規程

(趣旨)

第1条 東京家政学院大学学則（以下「学則」という。）第55条第2項に規定する研究生については、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 研究生の入学資格は、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を受ようとする教員の承諾を得て、次の書類を所定の期日までに学長に願い出なければならない。

(1) 入学願書（本学所定の様式）	1通
(2) 履歴書（本学所定の様式）	1通
(3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書	各1通
(4) 在職中の者は、その所属長の承諾書及び本人の確約書	各1通
(5) 日本以外の国籍を有する者は、上記各号の他に登録済証明書、日本留学試験又は日本語能力試験成績通知書及び在留資格認定証明書（写）	各1通

(入学の選考)

第5条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、次の書類に所定の入学金を添え所定の期日までに入学手続をしなければならない。

(1) 誓約書（本学所定の様式）	1通
(2) 調査書（本学所定の様式）	1通
(3) 学籍カード（本学所定の様式）	1通

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(指導教員)

第7条 研究生の指導教員は、学科会議の議を経て学長が決定する。

2 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(研究期間)

第8条 研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、通算2年を限度として許可を得て研究期間の延長を願い出ることができる。

(講義への出席)

第9条 研究生は、指導教員が必要と認め、かつ、当該学科科目担当教員の承認がある場合に限り、4科目を限度として、講義に出席することができる。

2 研究生として聴講した授業科目の単位認定及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第20条による単位の認定は、行わない。

(修了)

第10条 研究生は、その研究期間を終えたときは、研究概要を記載した研究報告書を指導教員を経て学長に提出しなければならない。

2 学長は、修了者に対し、希望により修了証明書を交付することができる。

(退学)

第11条 研究期間の途中で退学しようとする者は、指導教員の承認を得て、学長の許可を受けなければならない。

(検定料等の額)

第12条 研究生の検定料、入学金及び授業料は、次のとおりとする。

(1) 検定料	15,000円
(2) 入学金	50,000円
(3) 授業料	300,000円

2 前項の授業料は、年2期に分けそれぞれ指定した期日までに納めなければならない。

3 既納の検定料、入学金及び授業料は、返戻しない。

(他の規程等の準用)

第13条 研究生については、この規程及び別に定めるもののほか、学則及び学生通則等を準用する。

附 則

1 この規則は、昭和62年2月27日から施行する。

2 東京家政学院大学研究員規則（昭和56年4月20日施行）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年7月5日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この東京家政学院大学研究生規則は、東京家政学院大学研究生規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

大學院教員名簿

大学院教員名簿

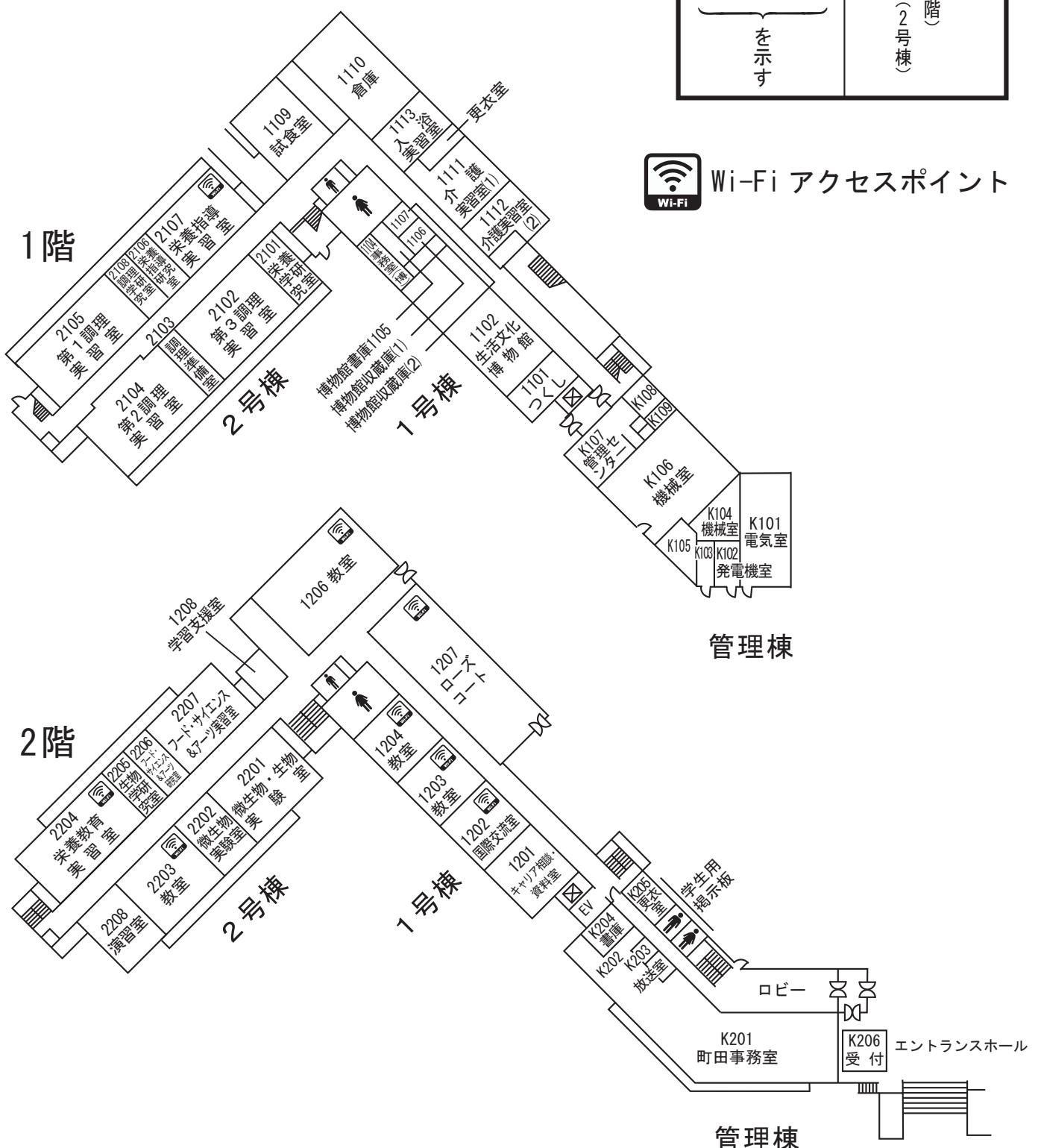
職名	氏名	主たる担当科目	町田	千代田三番町
			研究室番号	研究室・ゼミ室番号
教授	江川 賢一	運動生態学特論	-	G0101
"	大橋 竜太	環境文化特論	3509	1702
"	小野 由美子	消費者教育特論	0401	1701
"	金澤 良枝	臨床栄養学特論	-	1504
"	河田 敦子	教育学特論	1612	-
"	北見 由奈	教育心理学特論	-	未定
"	小池 孝子	住環境計画特論	3508	-
"	斎藤 恵美子	小児臨床栄養学特論	-	1503
"	酒井 治子	地域栄養教育特論	-	1603
"	佐野 潤子	生活経営学特論	1622	1805
"	嶋田 芳男	地域福祉活動特論	1611	-
"	白井 篤	建築構法特論	3606	-
"	新開 よしみ	子ども学特論	1632	-
"	竹中 真紀子	食生活学特論	-	1203
"	田中 千晶	ヘルスプロモーション特論	-	1608
"	林 一也	食品学特論	-	1401
"	原口 秀昭	住環境設計特論	3602	-
"	三澤 朱実	食生活学特論	2106	-
"	山田 光彦	病態生理学特論	-	1505
"	山村 明子	服飾文化特論	1610	1703
准教授	石綱 史子		3609	-
"	井上 清美	生活経営学特論	1617	1701
"	大富 あき子	調理学特論	-	1B04
"	加藤 理津子	スポーツ栄養管理学特論	-	1B05
"	黒田 久夫	食品機能学特論	2206	-
"	辻 雅子	栄養教育特論	-	1604
"	丹羽 さがの	発達支援特論	1626	-
"	花田 朋美	衣環境学特論	2407	-
"	柳瀬 洋美	発達支援特論	1619	-
"	吉野 知子	栄養管理学特論	-	1313

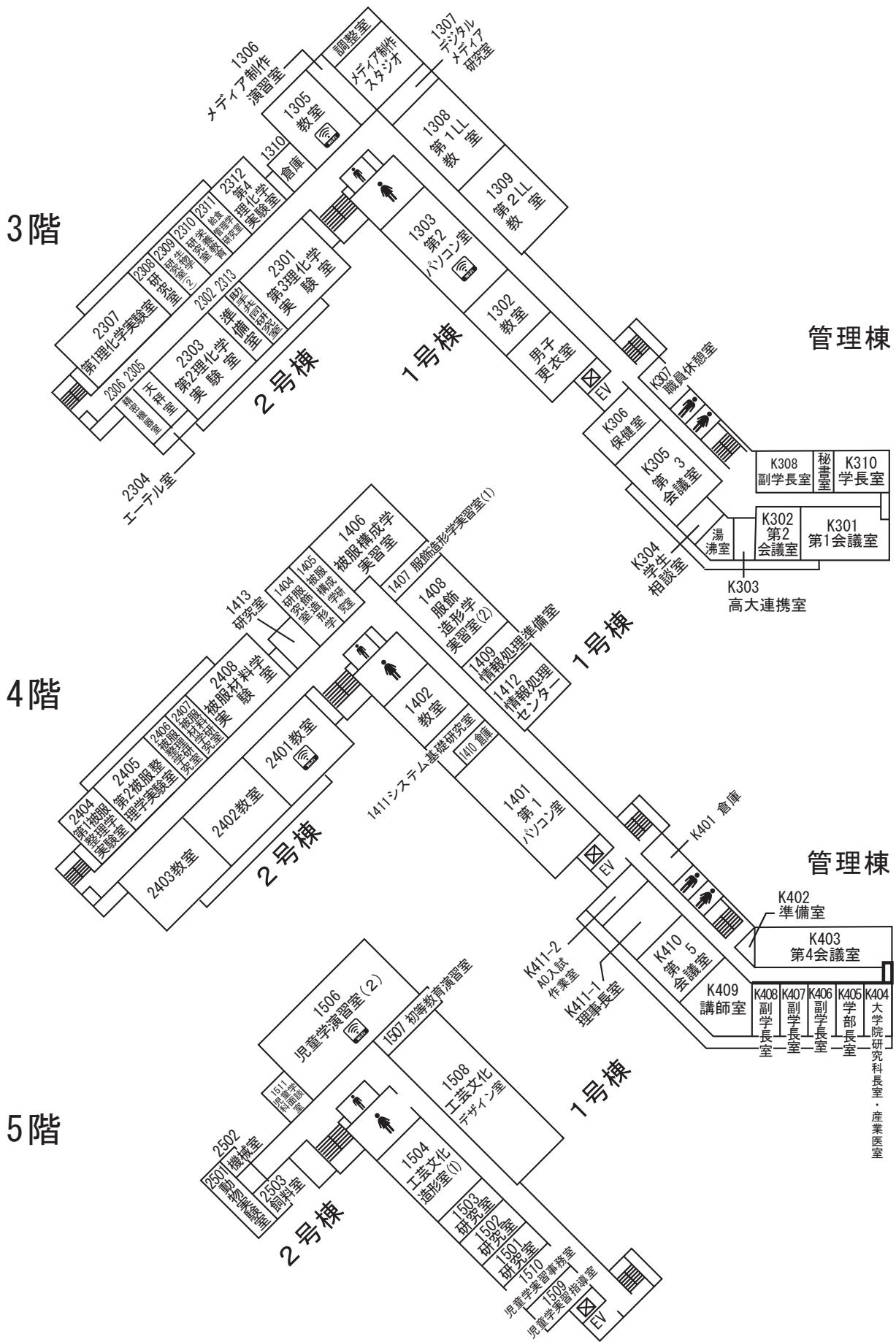
キャンパス案内

町田キャンパス案内図

管理棟
1号棟
2号棟

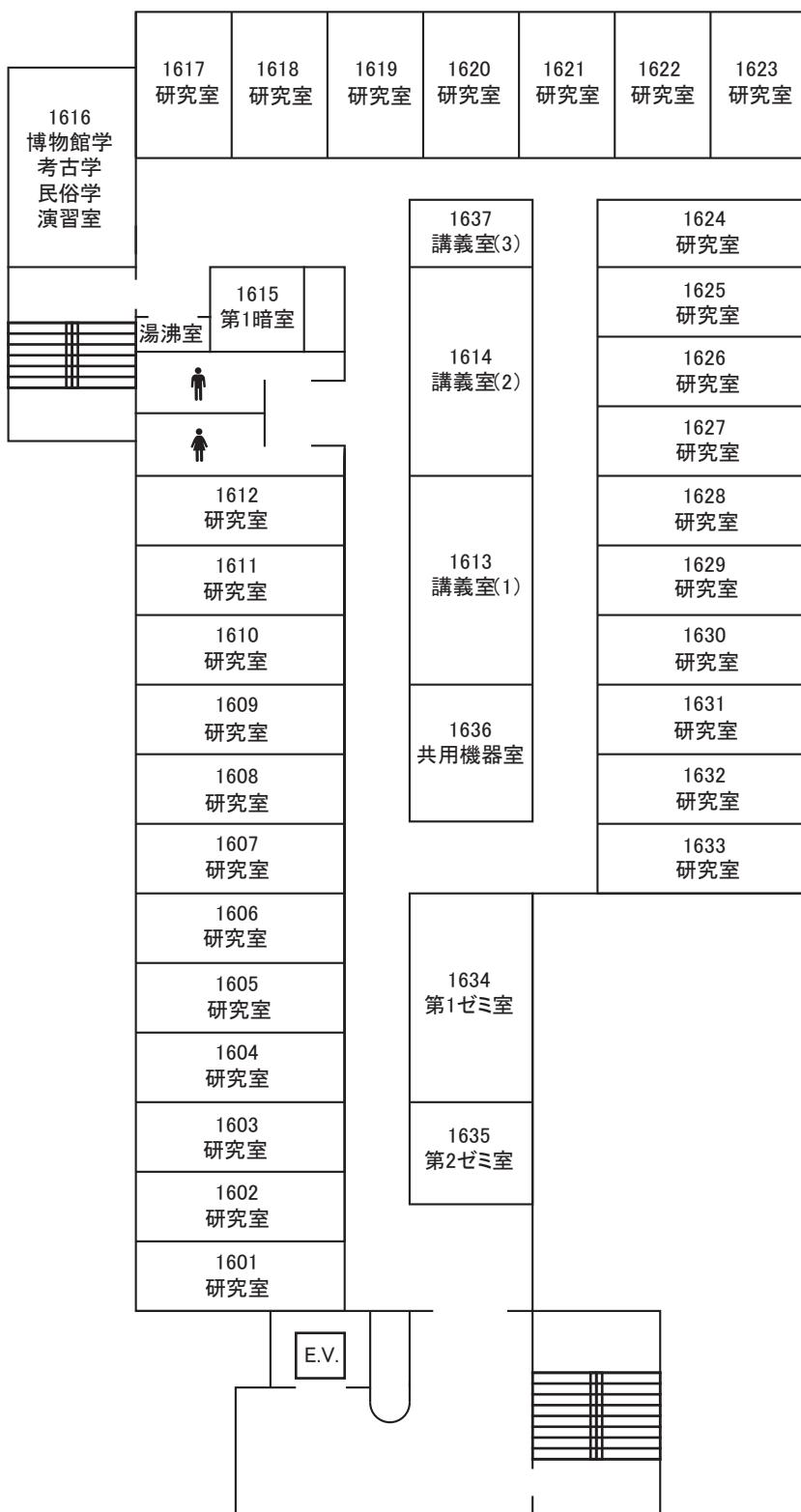
建物記号呼称	部屋記号呼称
<p>○は大江スミ記念棟 Tは工作工房 Gは学生ホール棟 Kは管 理 棟</p> <p>を示す</p>	<p>例 2 (K・S・G) 建物別 (2号棟) 4 (K・S・G) 階数 (4階) 0 3 教室番号</p>





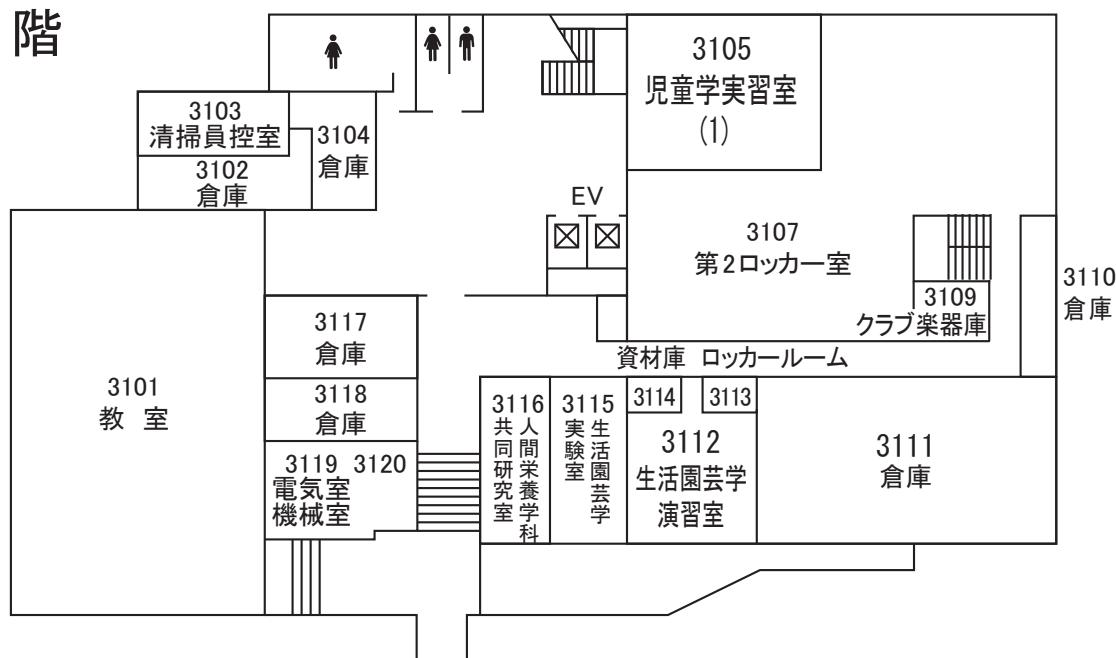
6 隋

研究室一覽表

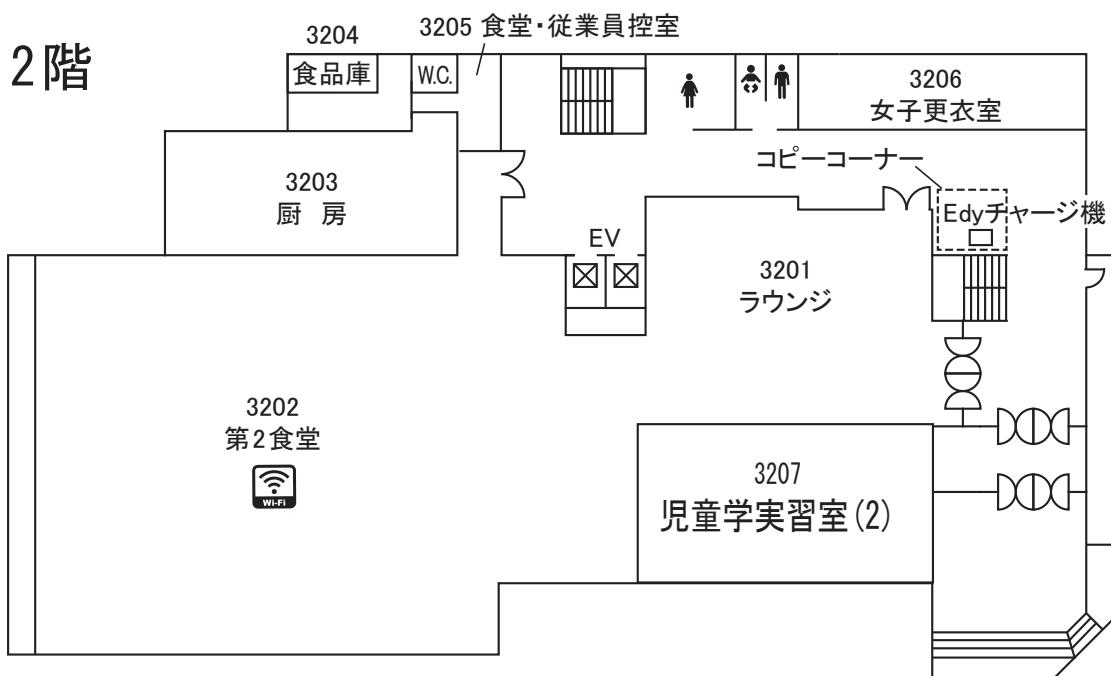


3号棟

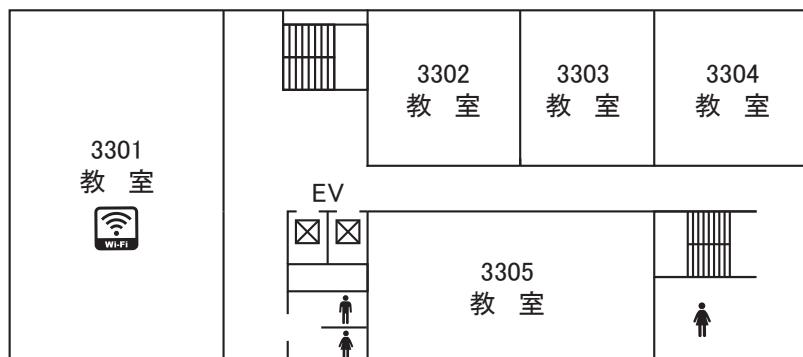
1階



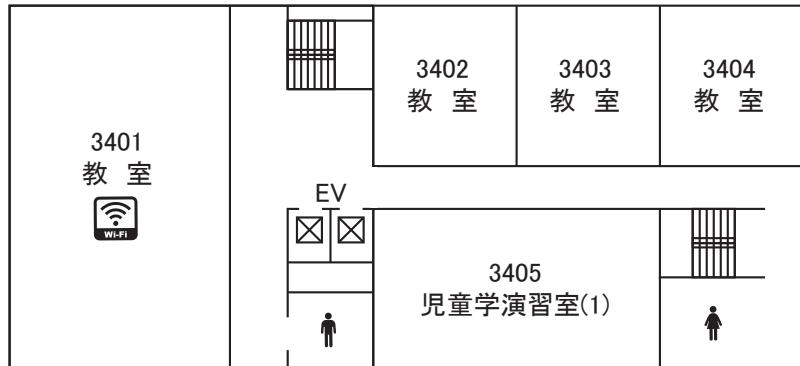
2階



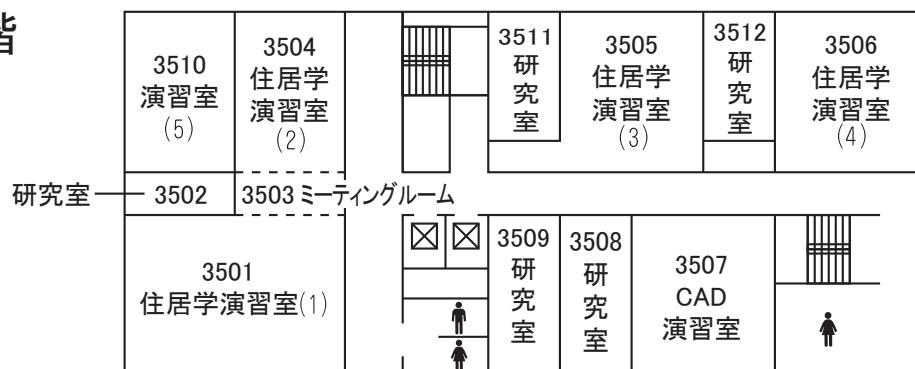
3階



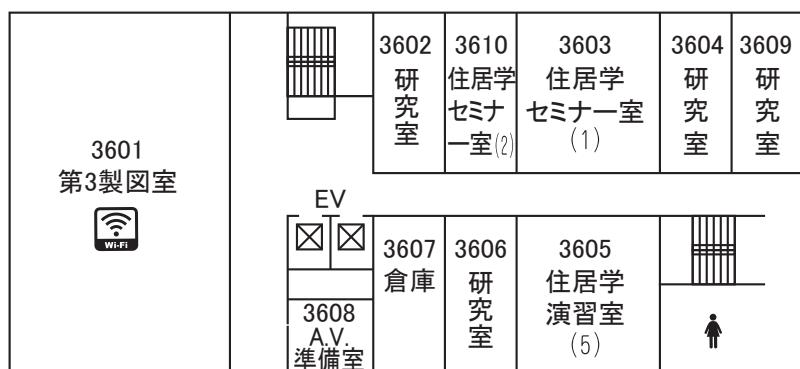
4階



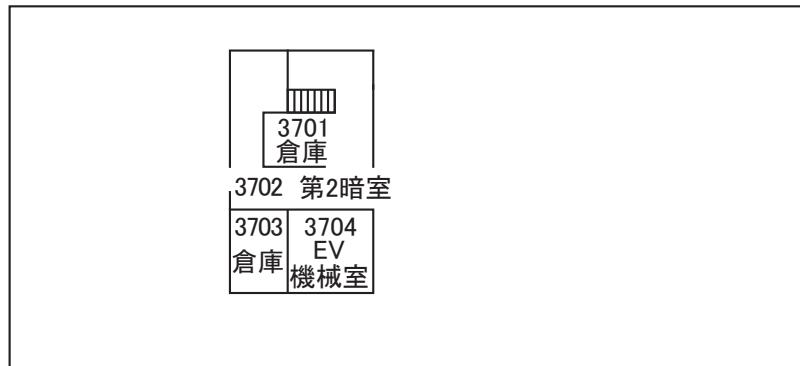
5階



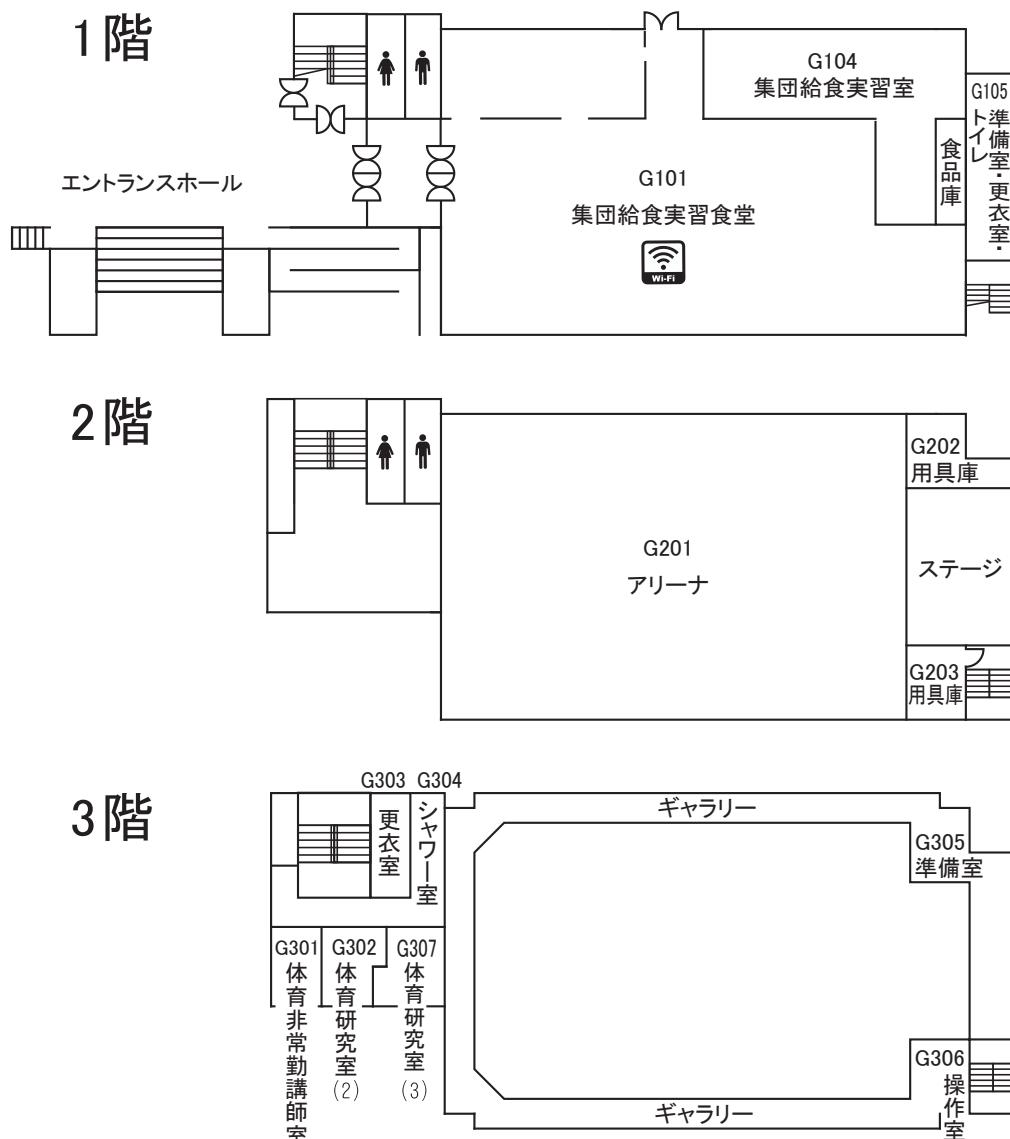
6階



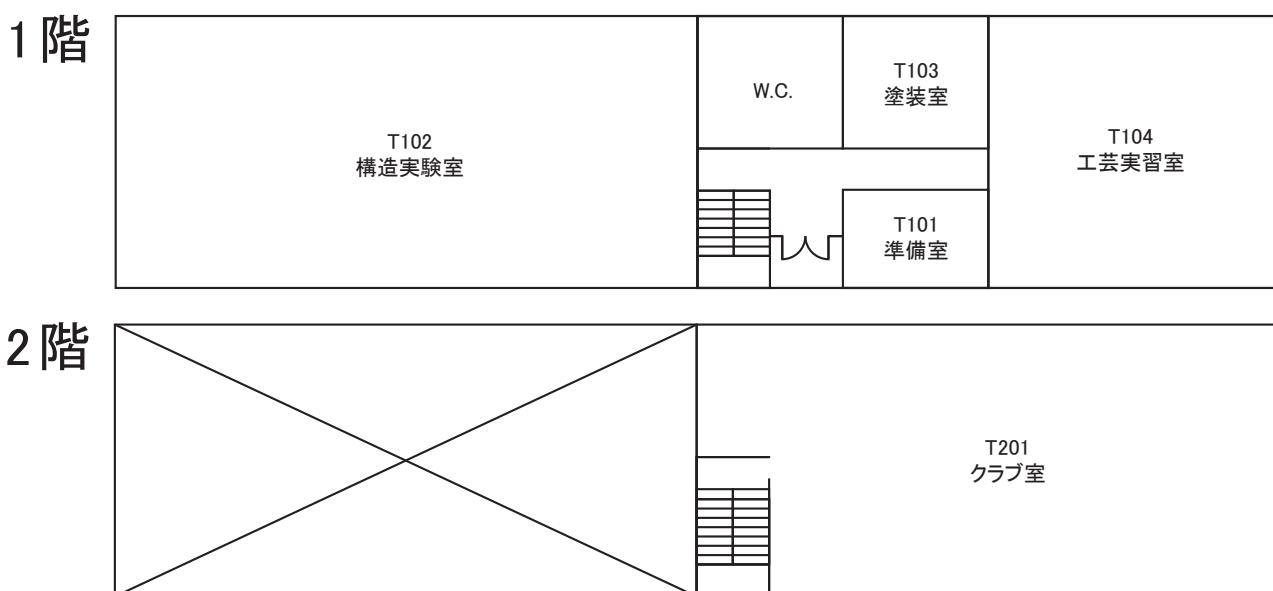
7階



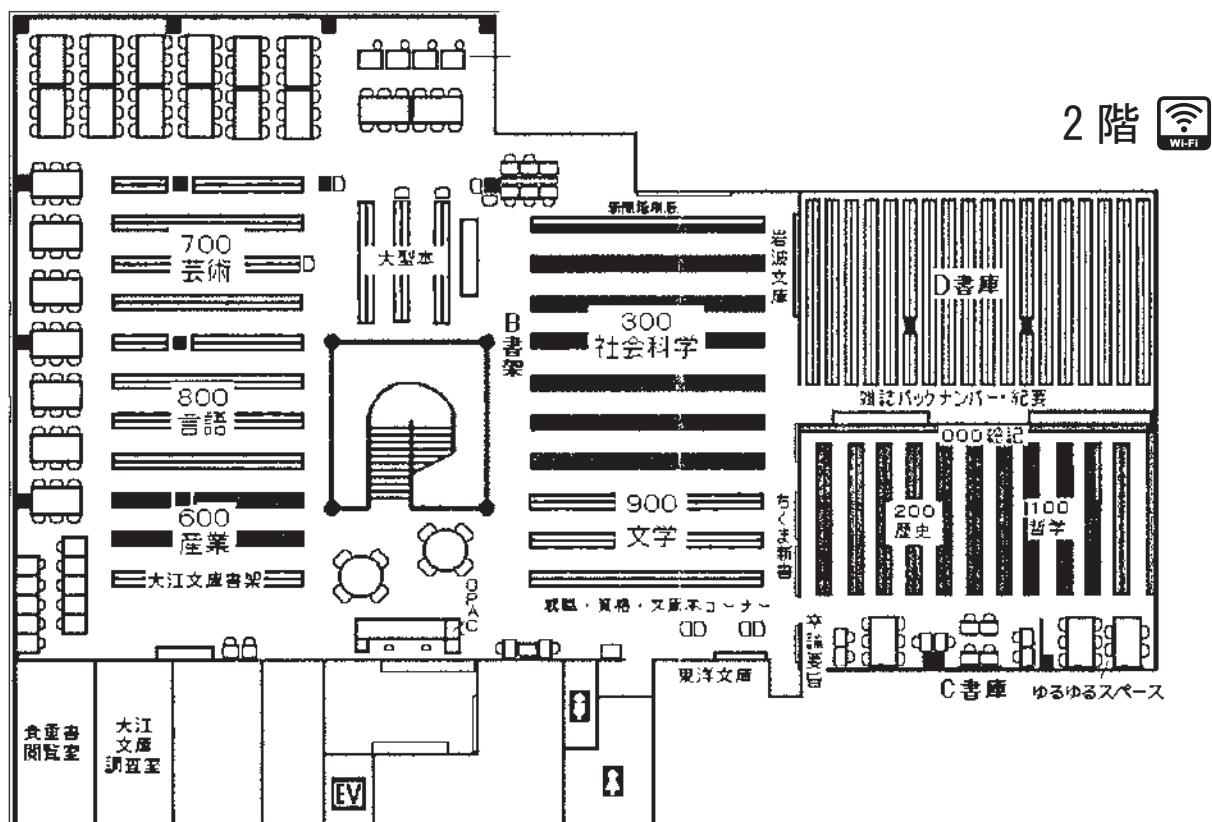
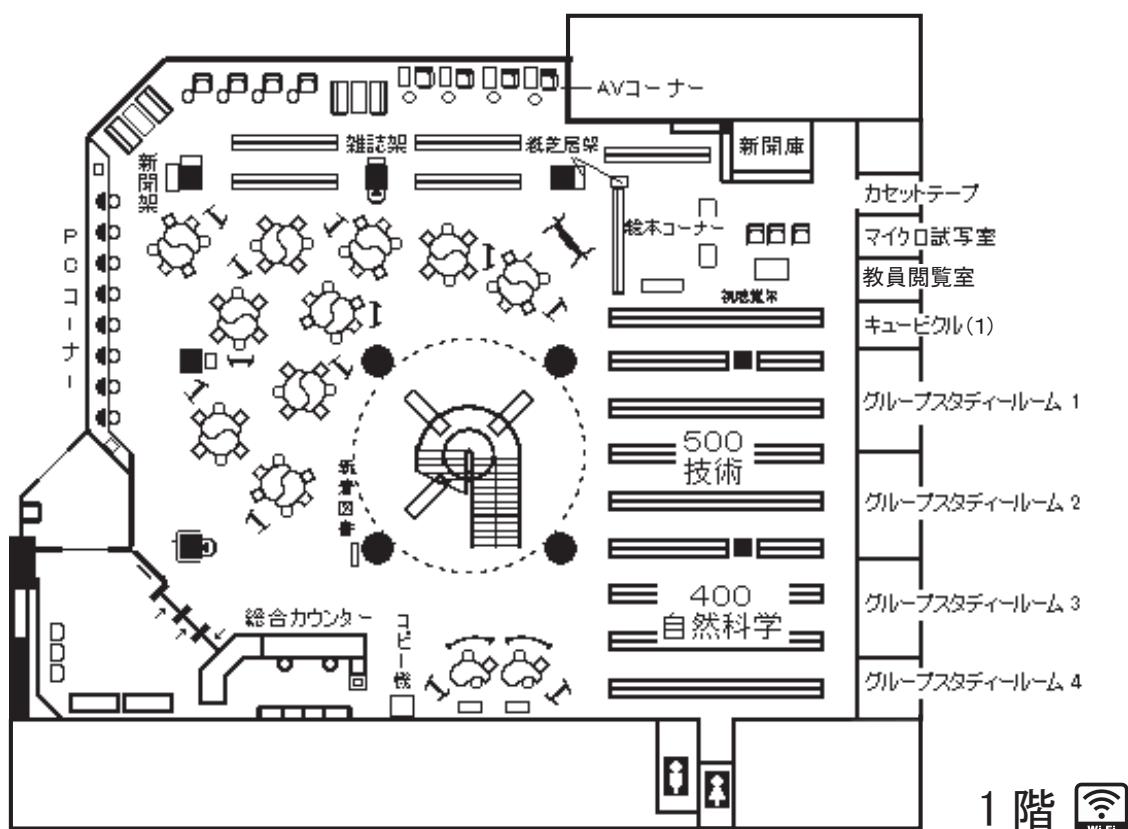
学生ホール棟

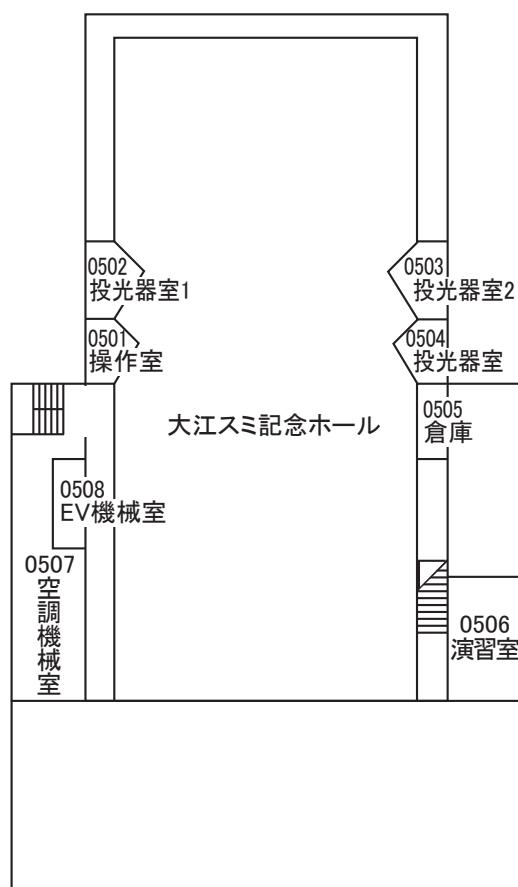


工作工房



大江スミ記念棟





4階拡大図

研究室一覧表

0432 演習室				0431 E.V. 機械室	0401	0402	0403	0404	0405	0406
					研究室	研究室	研究室	研究室	研究室	研究室
湯沸室										
					0430 研究室				0407 研究室	
					0429 研究室				0408 キャリア支援倉庫	
					0428 研究室				0409 研究室	
					0427 研究室				0410 博物館等資料保管室	
					0426 演習室(2)				0411 研究室	
					0425 演習室(1)				0412 図書保管室	
					0424 国際交流室				0413 国際交流センター倉庫	
					0422 学務倉庫				0414 現代生活学研究所 (アドミッションセンター倉庫)	
									0415 現代生活学研究所 (アドミッションセンター倉庫)	
共用 機器室				0421 キャリア 支援 倉庫	0420 組合 事務室	0419 資料庫	0418 アドミッション オフィス 倉庫	0417 学務 倉庫	0416 研究室	

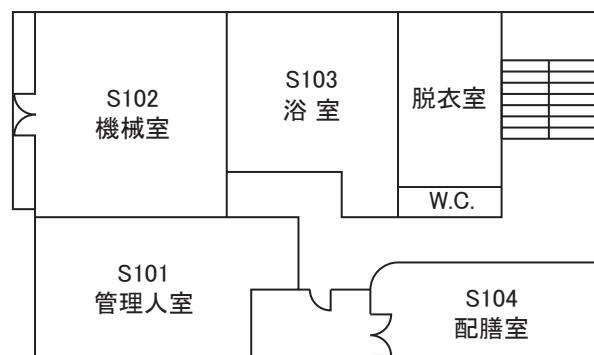
課外活動共用棟

1階

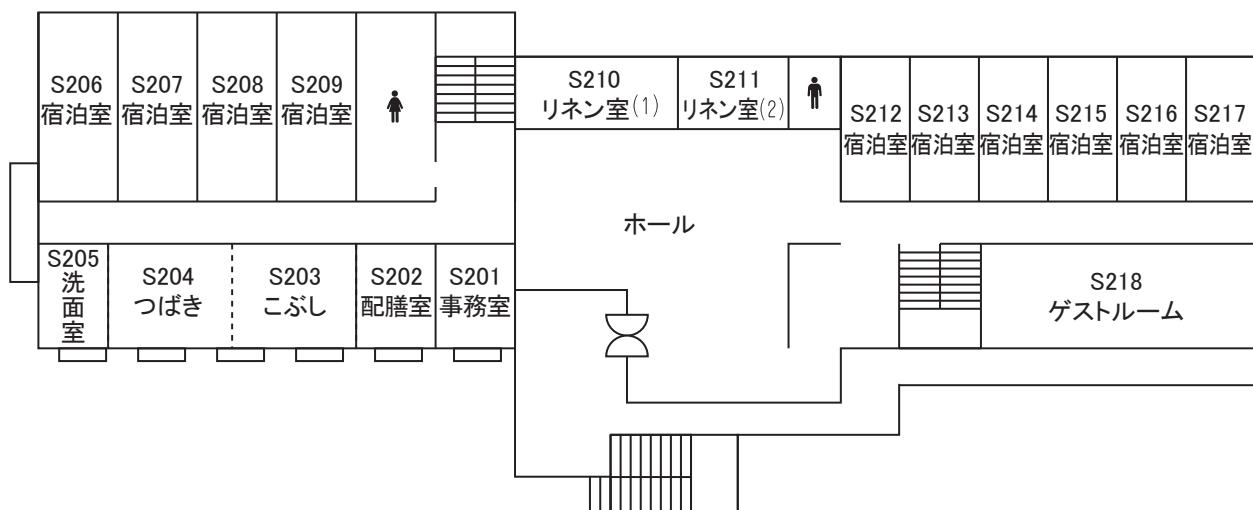


セミナーハウス

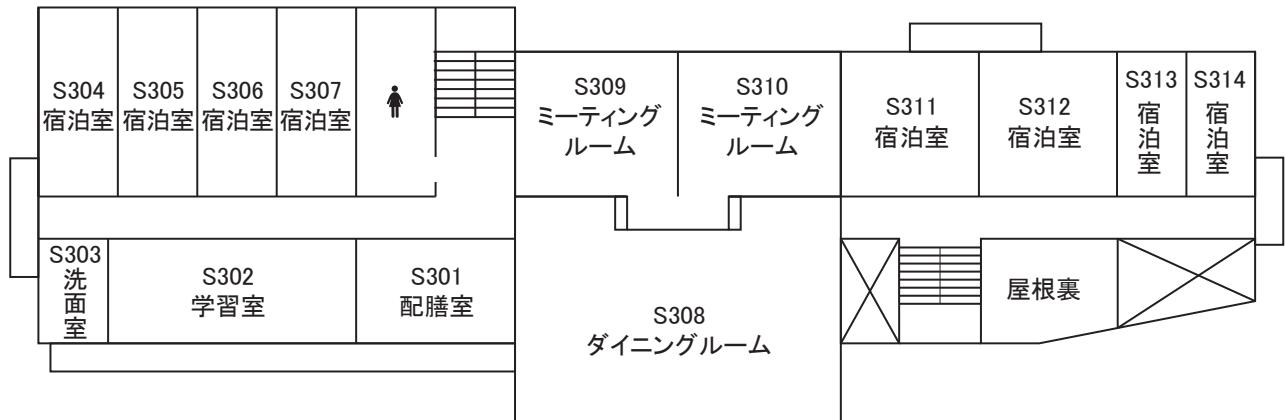
1階



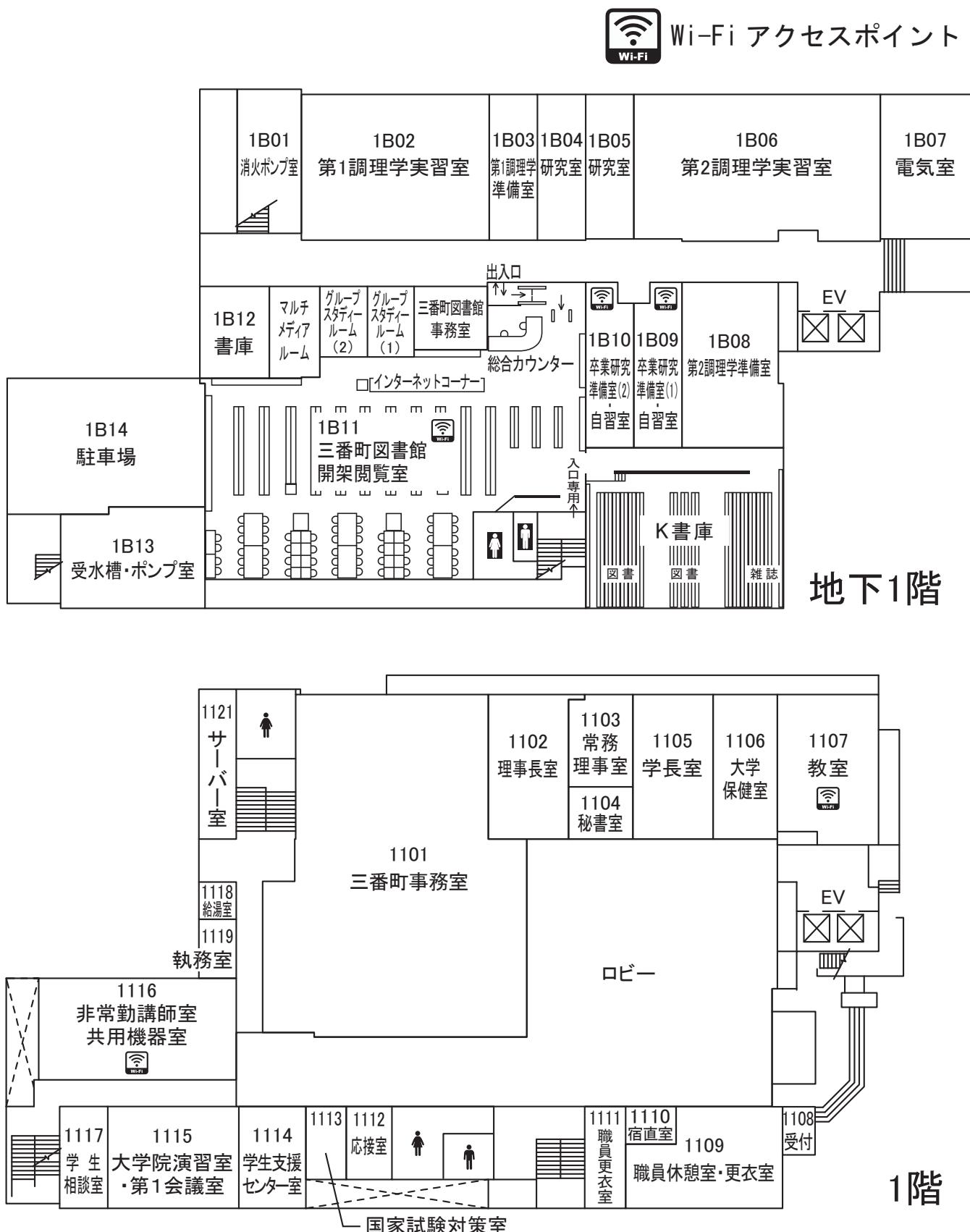
2階

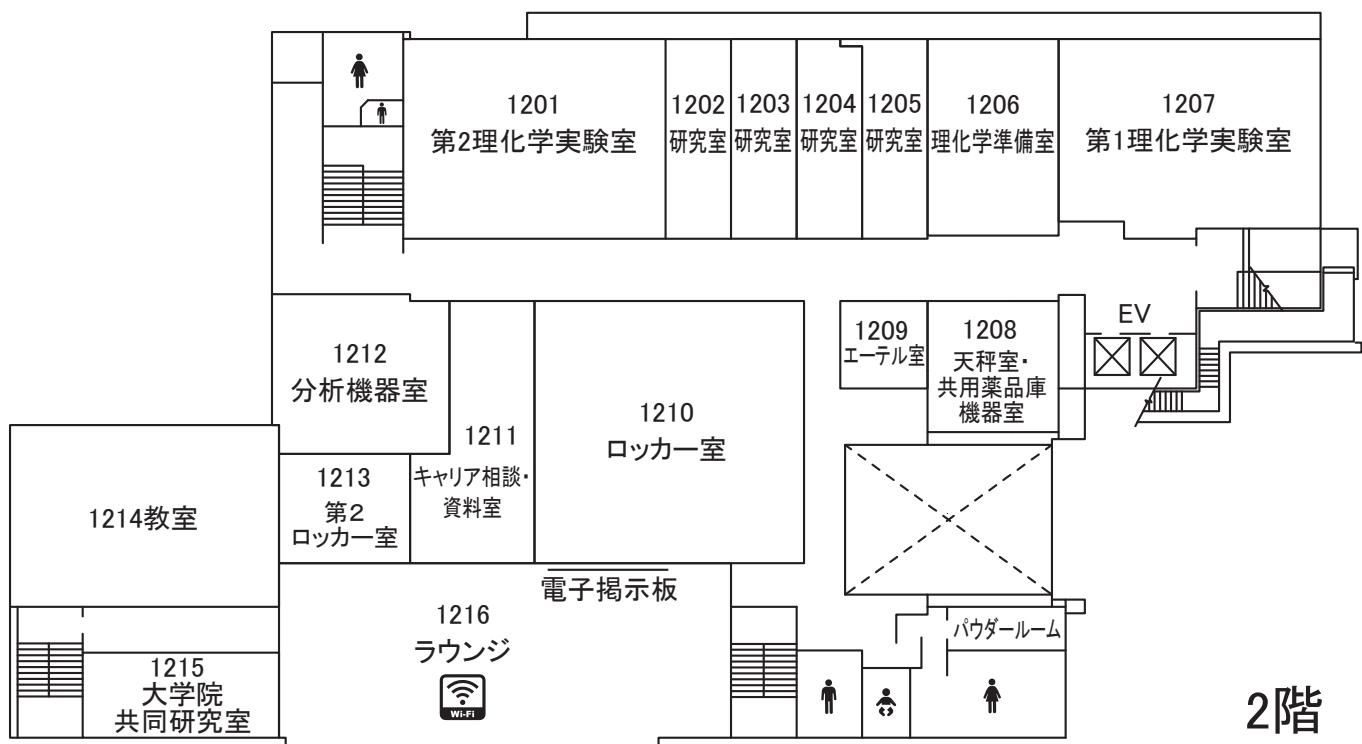


3階

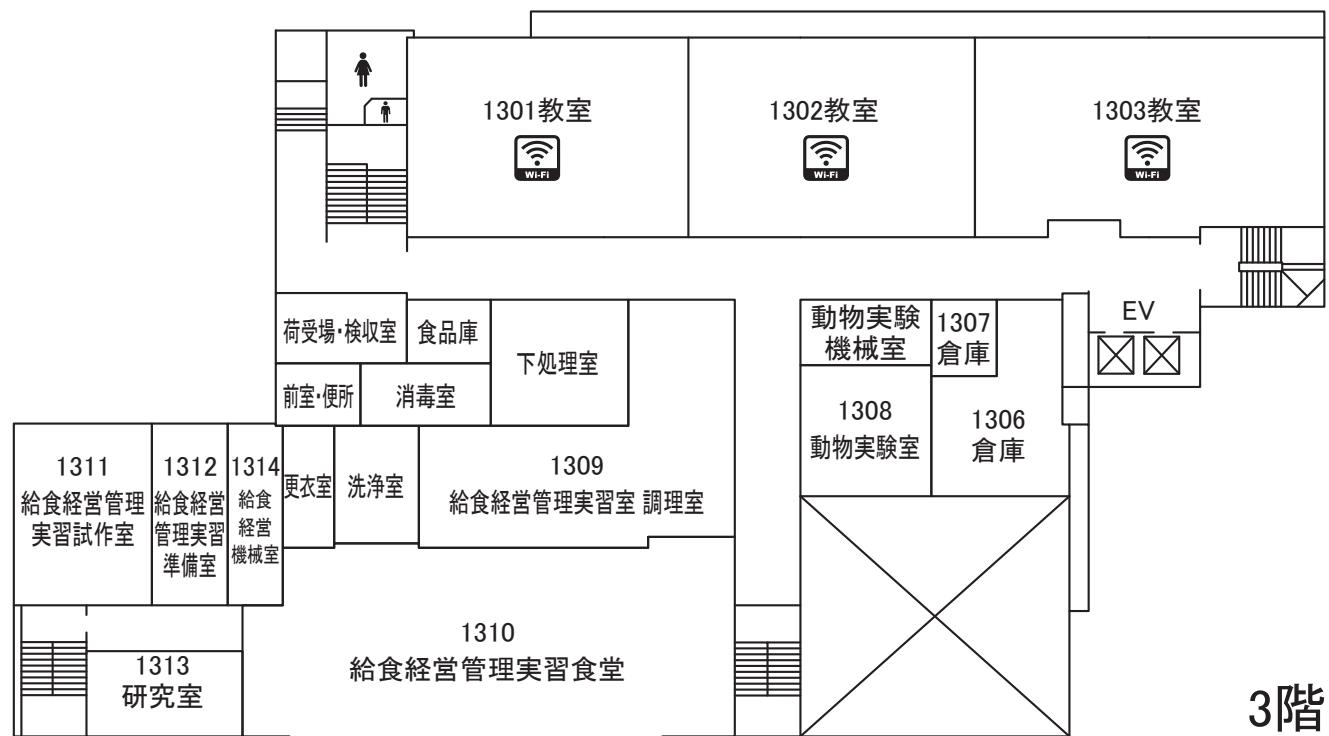


千代田三番町キャンパス案内図

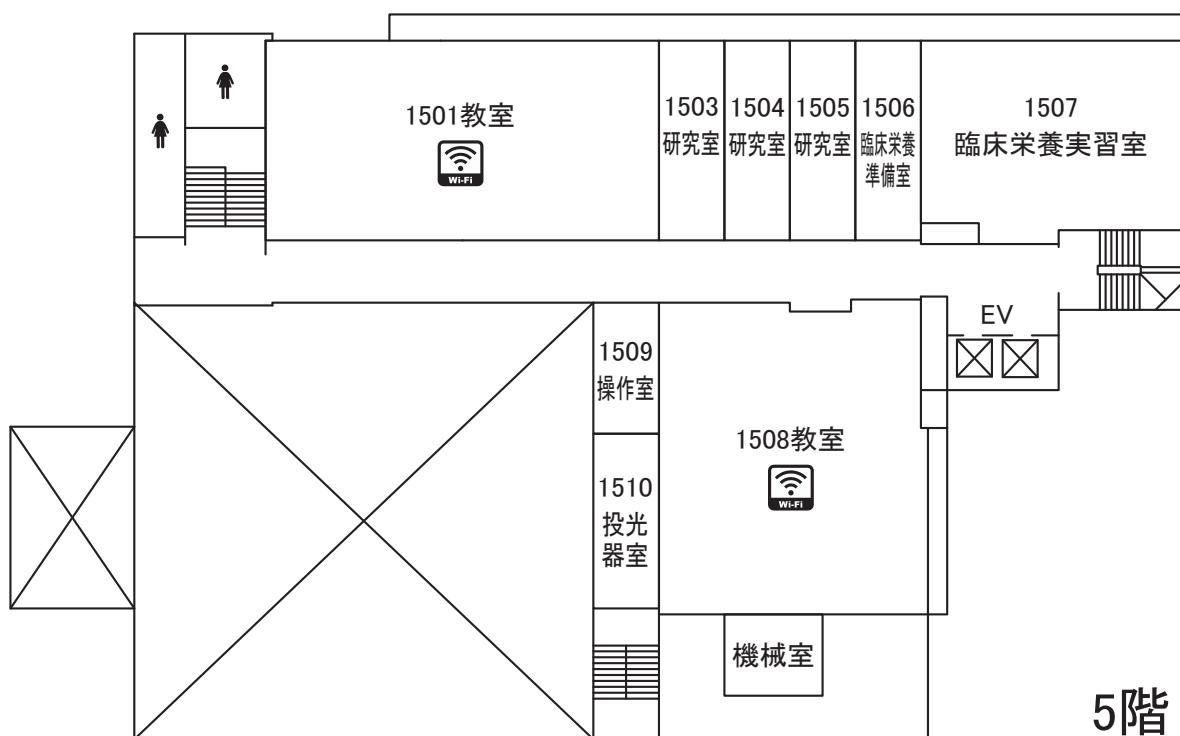
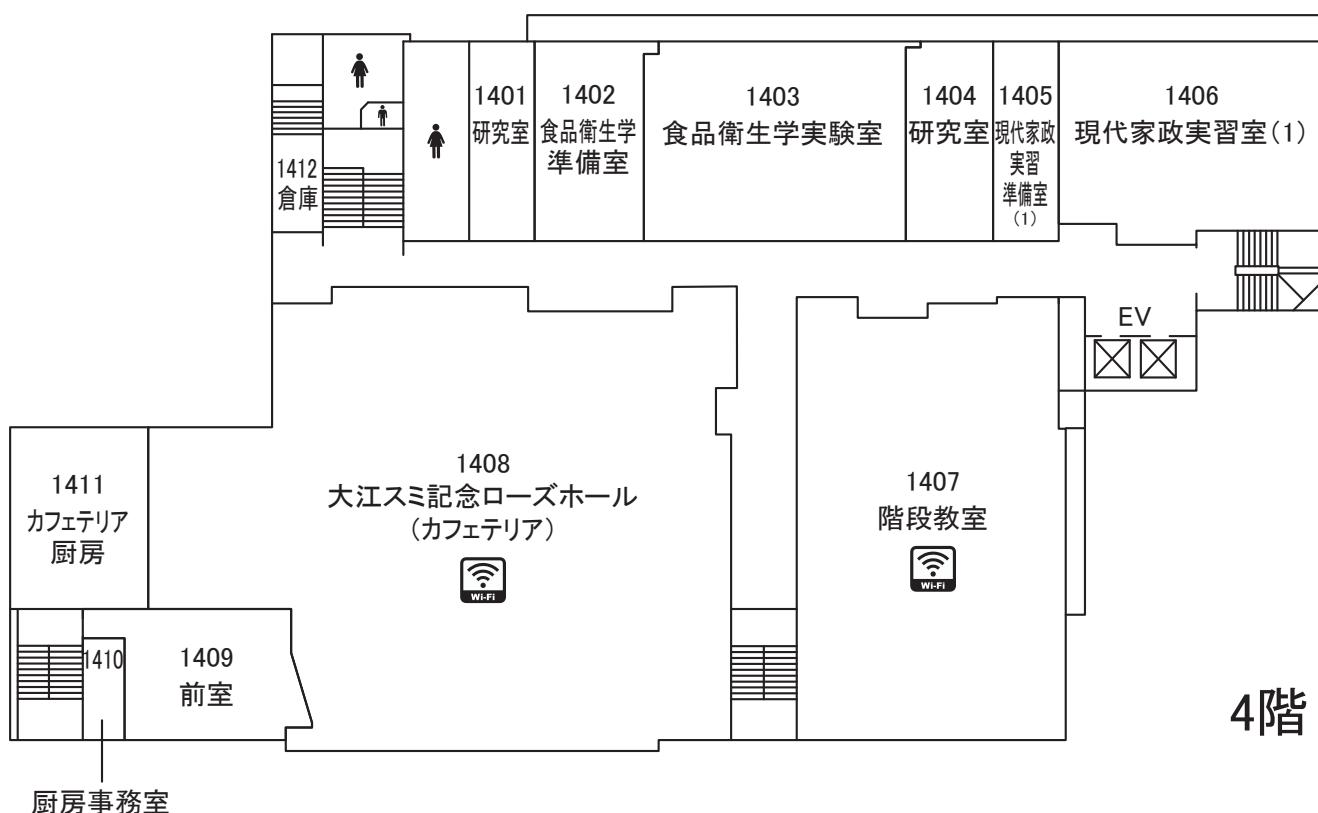


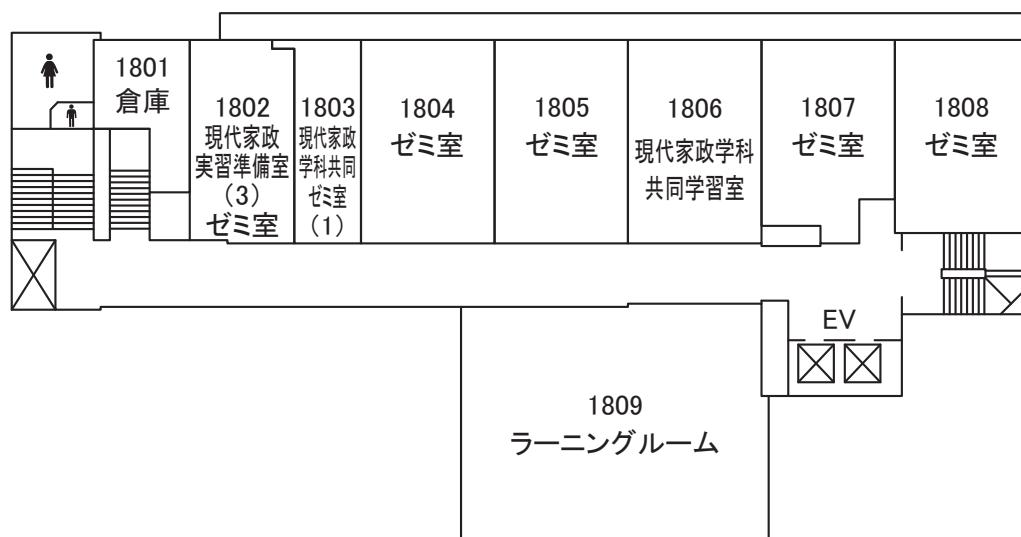
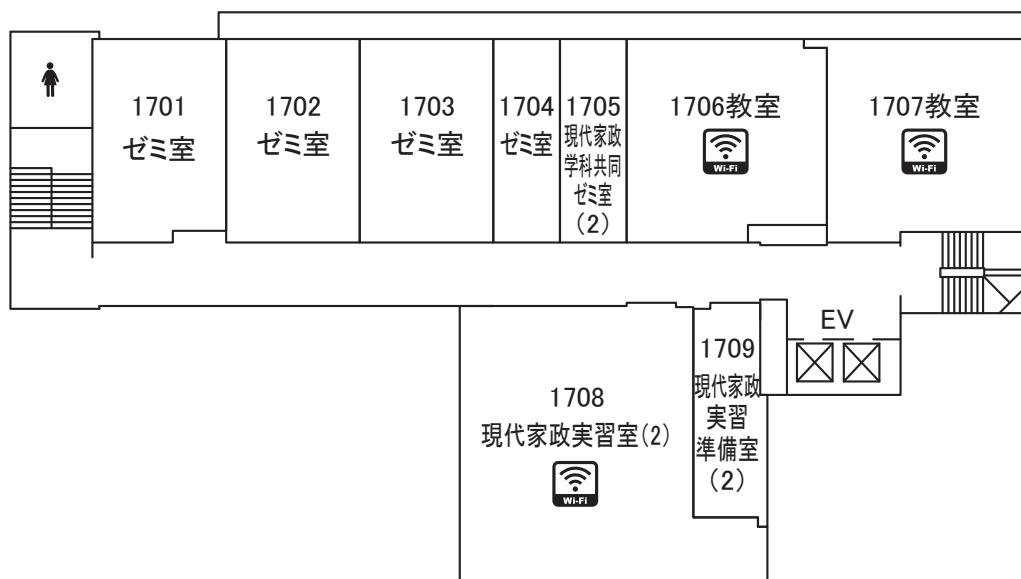
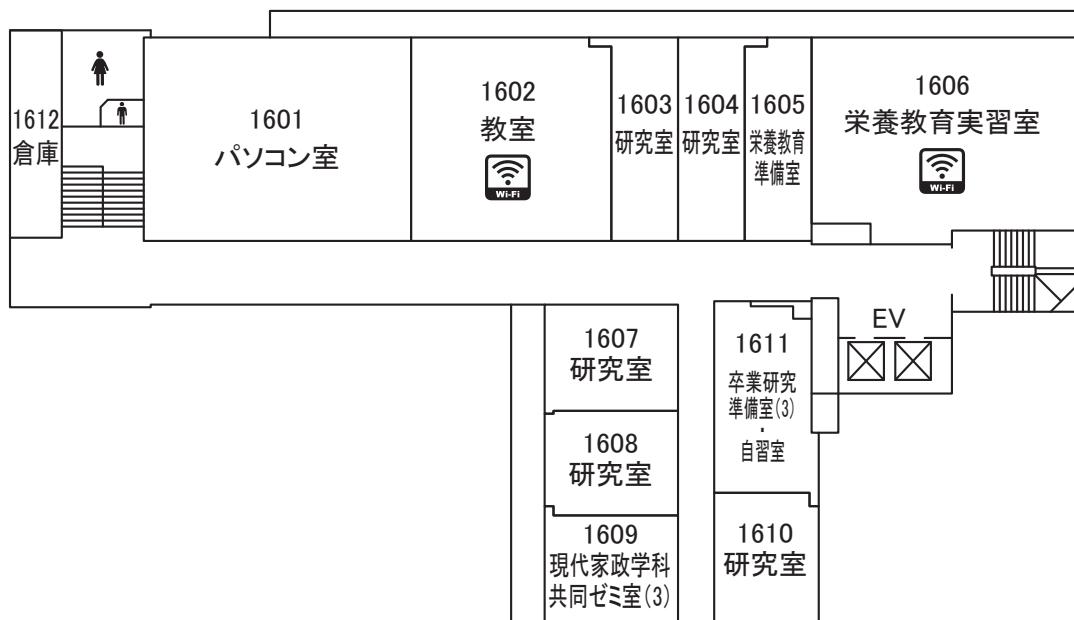


2階

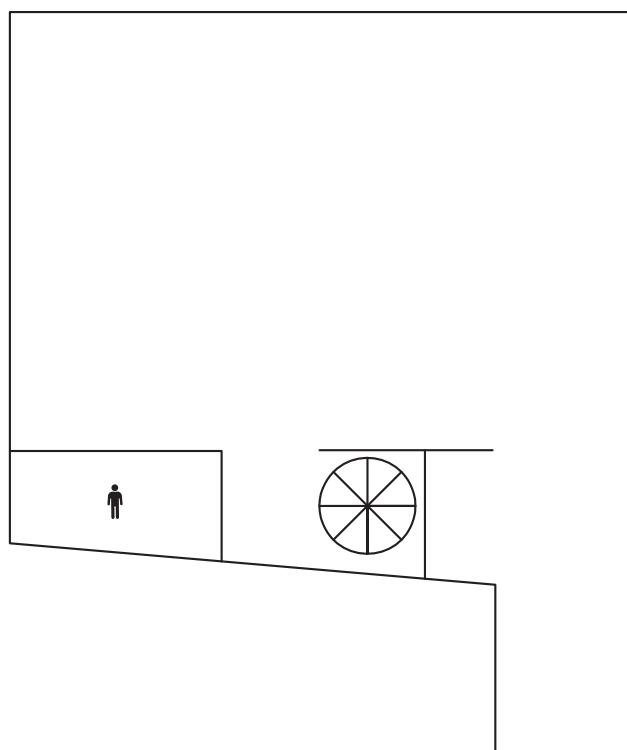


3階

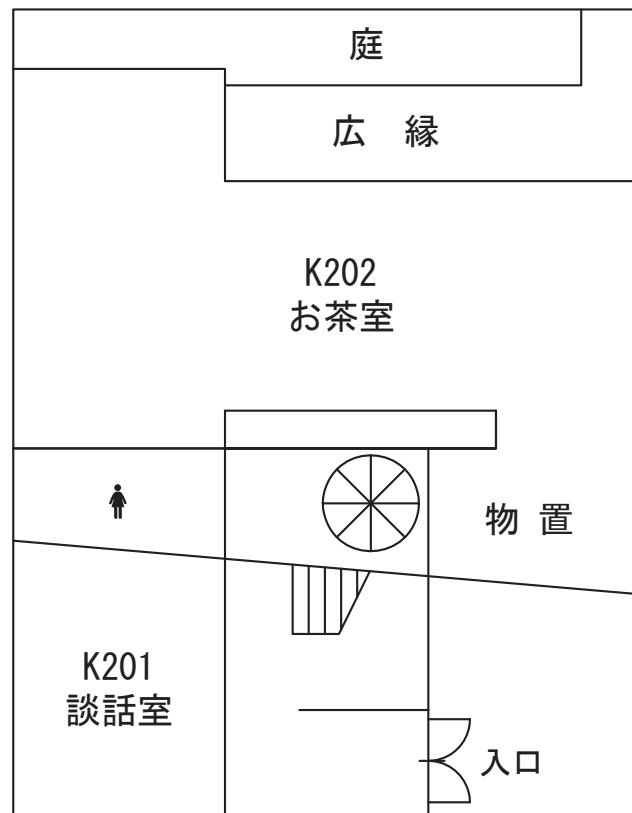




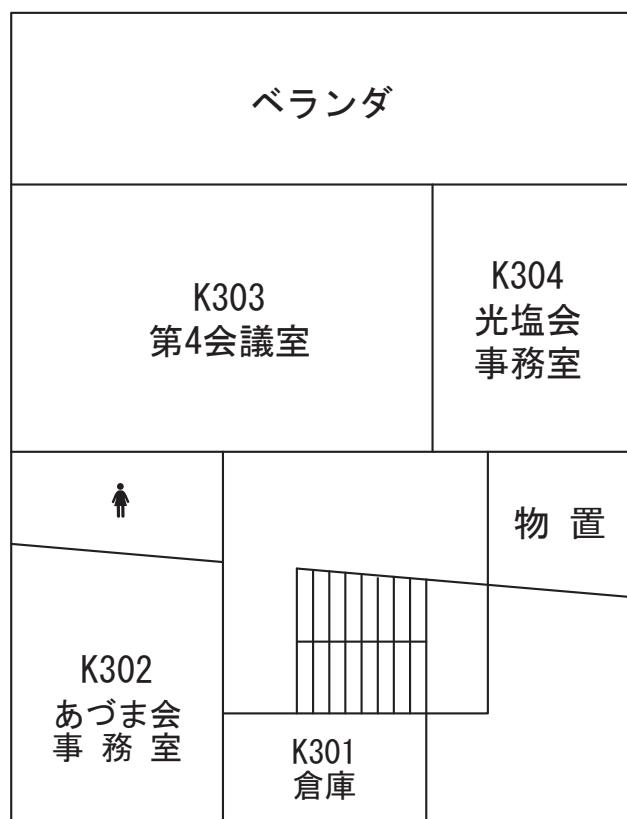
KVA会館



1階

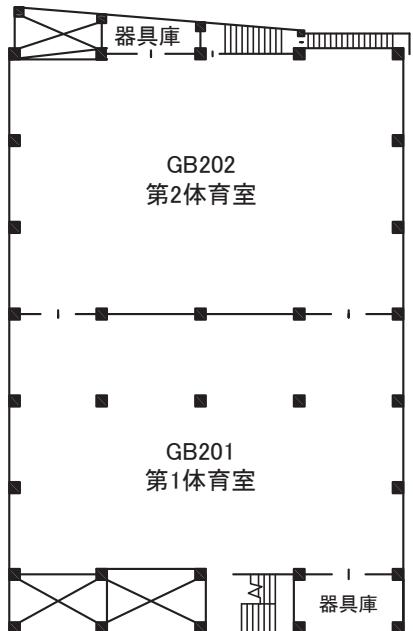


2階

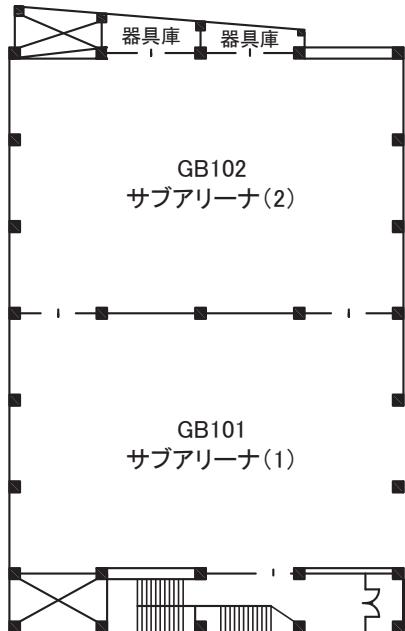


3階

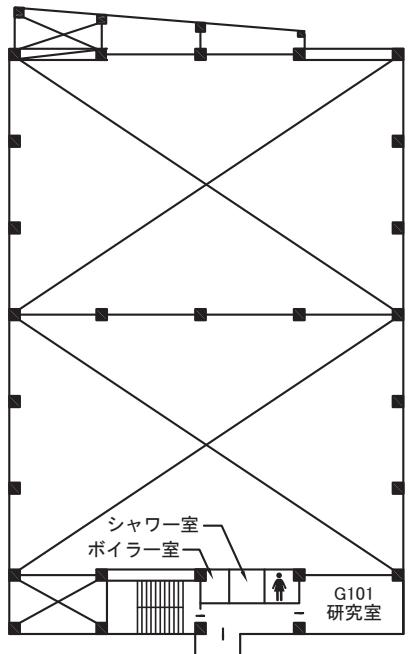
体育館



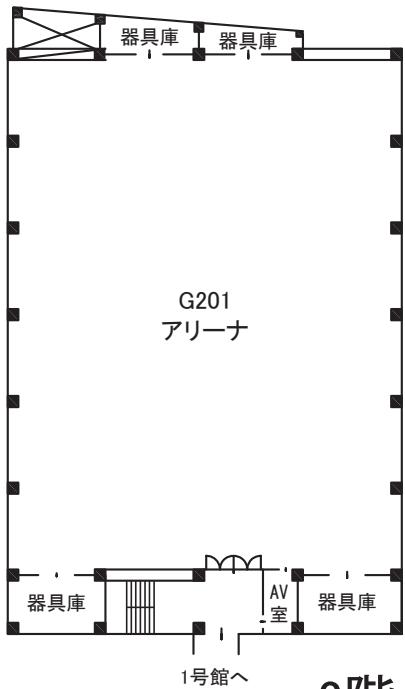
地下2階



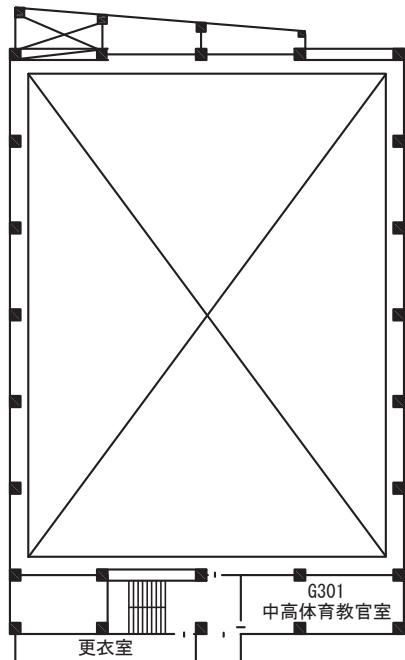
地下1階



1階



2階



3階

